

国分寺市国土強靱化地域計画

令和 3 年 4 月

国分寺市

目次

第1章 計画の基本的事項	
1 策定の趣旨	3
2 計画の位置付け	4
3 市の概況と特性.....	5
4 地域防災計画との違い.....	15
5 計画推進の方策.....	16
第2章 強靱化の基本的な考え方	
1 基本目標及び事前に備えるべき目標	19
2 国土強靱化を推進する上での方針	20
3 想定するリスク.....	21
第3章 脆弱性評価（現状認識・問題点の整理）	
1 脆弱性評価の考え方.....	25
2 施策分野の設定.....	25
3 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定.....	26
4 脆弱性評価結果	27
第4章 推進方針（取り組むべき事項）	
1 直接死を最大限防ぐ	31
2 救助・救急，医療活動が迅速に行われるとともに，被災者等の健康・避難生活環境を 確実に確保する	42
3 必要不可欠な行政機能を確保する.....	56
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する	60
5 経済活動を機能不全に陥らせない	63
6 ライフライン，燃料供給関連施設，交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに， 早期に復旧させる	65
7 制御不能な二次災害・複合災害を発生させない	67
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する.....	71
別表	
別表1 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの脆弱性評価結果	77
別表2 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの施策一覧.....	112
用語解説	143

第1章

計画の基本的事項

第1章 計画の基本的事項

1 策定の趣旨

東日本大震災は、未曾有の大災害となり、これまでのインフラ整備中心の防災・減災対策だけでは、限界があることを教訓として残した。その中で、従来の防災・減災の枠を超え、国土政策や産業政策も含めた総合的な対応により大規模自然災害への備えを進める視点として、強く打ち出された理念が、「国土強靱化」である。

国土強靱化とは国土や経済、地域社会が災害などにあっても致命的な被害を負わない「強さ」と、速やかに回復する「しなやかさ」を持つことを目指すものである。

国においては、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が公布・施行され、平成26年6月に国の国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）が策定された。その後、平成30年12月には、策定後に発生した自然災害から得られた教訓や社会情勢を反映した計画へと見直しが行われ、引き続き強靱化施策への取組が進められている。

基本法第13条では、都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画を定めることができると規定され、国は基本計画において、国土強靱化に向けた取組を地方公共団体や民間と連携して、総合的に推進することとしている。

また、東京都においても、基本法の施行を受け、様々な自然災害から都民や首都機能を守るため、平成28年1月に「東京都国土強靱化地域計画」（以下「都の地域計画」という。）を策定し、東京都の強靱化に取り組んでいる。

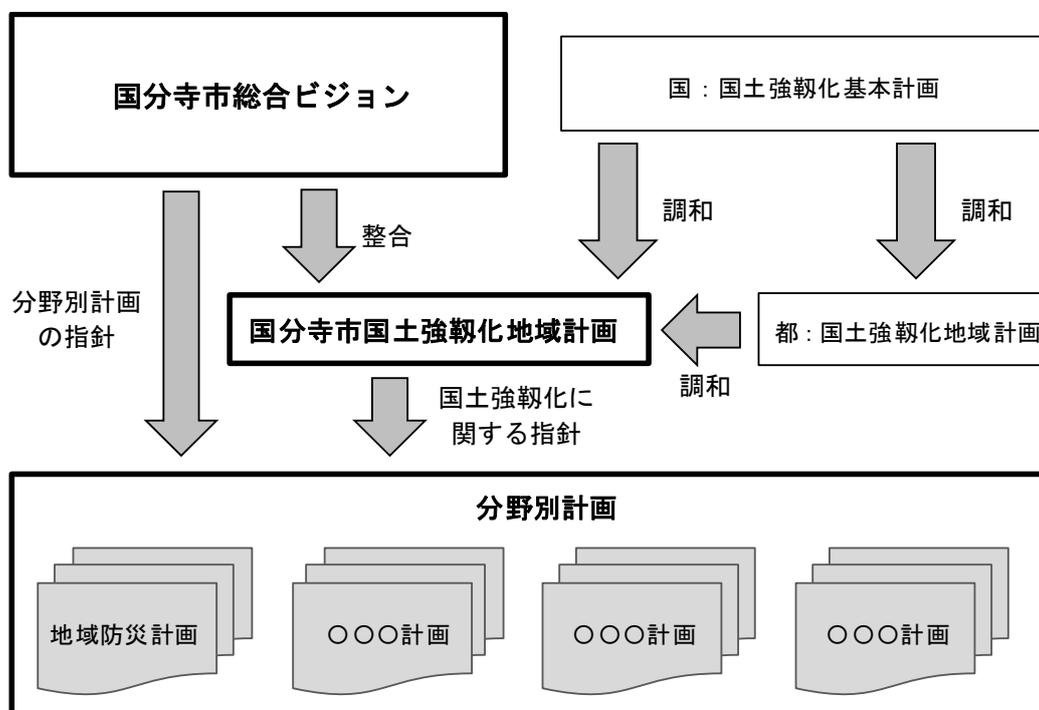
国分寺市（以下「市」という。）はこれまでも、東日本大震災以降、「国分寺市地域防災計画」（以下「市地域防災計画」という。）の修正など防災・減災対策の抜本的な見直しを行い、防災力の強化に取り組んできたが、今後起こり得る大規模自然災害から市民の生命・財産を守り、市の持続的な発展を図るため、国や都と一体となって、市の強靱化を推進していく必要がある。このため、地域特性や想定される被害を踏まえ、強靱化の基本目標や強靱化を進める上で留意すべき事項などの基本的な考え方、現状と課題、そして推進すべき施策を明らかにし、市の強靱化を推進するため、「国分寺市国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）を策定する。

2 計画の位置付け

本計画は、市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、他の分野別計画の指針となる計画である。

そのため、本計画の策定に当たっては、国の基本計画との調和を図ることはもとより、都の地域計画が、市を包含する都の全域に係る計画であることを踏まえ、同計画との調和を保つとともに、市政運営の総合的な指針である国分寺市総合ビジョンとの整合を図りながら策定し、市の強靱化を目指す。

■国分寺市国土強靱化地域計画と関連計画の位置付け



■国土強靱化基本法における国土強靱化地域計画の位置付け

【基本法第13条（国土強靱化地域計画）】

○都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

【基本法第14条（国土強靱化地域計画と国土強靱化基本計画との関係）】

○国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

3 市の概況と特性

(1) 地理的・地形的特性

①位置

市は、武蔵野台地の南縁部、都心から30 kmの所に位置する。市の面積は11.46 km²で東西約5.7km、南北約3.9kmでやや東西に細長い形状を示している。東は小金井市、北は小平市、北西から西にかけて立川市、西から南西にかけては国立市、南は府中市に接している。また、市内にはJR中央線・武蔵野線、西武国分寺線・多摩湖線が縦横に走り、なかでも国分寺駅は多摩地域の交通の要衝となっている。

②地形

市は、武蔵野台地の一部をなす高台と、それより急崖を境にして一段と低い平坦地及び高台をきざむ野川上流の谷で構成されている。市内で最も高い所は、西町5丁目のけやき台付近で海拔約92mであり、低い所は東元町1丁目の鞍尾根橋付近で海拔約55mである。市域の大部分を占める高台の上の平坦地（台地面又は段丘面）は、武蔵野面（武蔵野台地の台地面）とよばれている。武蔵野面は狭山丘陵の西端付近から東方へしだいに低下し、荒川低地、東京下町低地及び東京湾まで続く広大な台地面である。

一方、西町1～5丁目、光町2丁目、西元町及び東元町などの、高台より一段と低い平坦地は、立川面とよばれている。立川面は、市内の高台からみれば低地のように見えるが、立川駅西方の多摩川低地に面する急な崖、谷保天神の社域にみられる崖、更に府中競馬場南方の急崖を境にして、多摩川低地にのぞんでおり、やはり高台の表面である。この高台は立川段丘とよばれ、立川面はその表面の平坦地に対して付けられた名称である。立川面は、青梅市付近から多摩川及び不老川にそって、武蔵野台地の南北両縁に帯状に発達している。多摩川沿いの立川面と武蔵野面との境は急崖であり、国分寺崖線とよばれている。これは、市内では西町5丁目（崖の高さは約5m）から、国立駅東方（約11m）、武蔵国分寺（約12m）、東元町1丁目と南町の境（約16m）へと続く崖であり、更に野川の東岸にそって大田区丸子橋付近（約22m）まで続き、下流に行くほど崖の高さが大きくなる。

一方、西町5丁目から北西方向では、崖高は上流へ行くほど小さくなり、武蔵村山市中央（原山）付近では立川面と武蔵野面の高さがほとんど同じになる。このように、国分寺崖線の崖高が上流から下流へと大きくなるのは、立川面が武蔵野面よりも急傾斜であることに起因している。市内東半部の高台には、幾つかの谷できざまれ、急傾斜の立川面へと続いている。これらの谷は、下流部では高台より十数メートルも深い谷をなし、幅のせまい谷底低地となっているが、上流に行くほど浅くなり、谷底もひろがって、ついには谷底と台地面との区別がつきにくくなる。

以上のように、市の地形は武蔵野台地に属する高台とそれをきざむ谷及び武蔵野台地よ

り一段と低いが高台の立川段丘でできており、野川に沿った谷底にのみ低湿な低地が発達している。

③地盤

市の大部分を占める2つの段丘面上（武蔵野面と立川面）の地域は、二次的堆積物のないローム質の洪積層地盤である。武蔵野面の地盤は、表上から下へ赤土（関東ロームと呼ばれる）、砂礫層（武蔵野砂層）、そして岩盤（連光寺互層と呼ばれる）から構成されている。立川面の地盤は表上から下へ立川ローム、立川砂層、連光寺互層の順で構成されている。

また、市の大部分は、ローム層を主体とする洪積層台地上にあるが、野川の谷の部分には旧多摩川の本流の堆積によって出口を閉塞されて発達したと思われる軟弱な沖積層を含む地盤がある。しかし、市の地盤は、自然状態で見る限り大部分は良質の地盤で占められており、震災に対して決して弱いものではない。

地震調査研究推進本部地震調査委員会が公表している全国地震動予測地図では、浅部地盤構造のモデル化の中で、表層地盤増幅率が算出されている。表層地盤増幅率は微地形区分から求められ、微地形区分は全国地震動予測地図2014年版にて見直された後は同様のものが採用されている。この2014年版以降の表層地盤増幅率によると、市内では増幅率1.2～1.4の範囲が大半を占める。ただし、増幅率1.4を超える範囲が一部あり、実際の揺れやすさが市内で異なることに留意する必要がある。

④気象

気象庁の府中観測所のデータによれば、令和2年の年間降水量は1,486.5mm、年平均気温は15.9℃である。また、同年の年間風速は、平均で1.6m/s、最大風速は8.9m/s（4月）である。

同観測所における昭和56年～平成22年までの年ごとの平均値をみると、年間降水量は1529.7mm、平均気温は15.0℃、平均風速は1.5m/sである。

(2) 社会条件

①人口

市の総人口は126,862人(令和3年1月1日現在,住民基本台帳)であり,長期的には増加傾向が続いているが,国分寺市人口ビジョン(令和元年12月)においては,令和12年以降は減少傾向に転じるとしている。

②土地利用

土地利用面積の推移をみると,昭和35年の宅地面積は35.2%と3分の1に過ぎなかったが,20年後の昭和55年には61.7%と3分の2に達し,農地等の面積とちょうど逆転している。その後も宅地は増加傾向にあり,平成31年には79.5%と4分の3を超えている。宅地では住宅が75.0%と大半を占め,住宅都市としての特徴が現れている。

③道路

市内の道路の総延長は,平成31年4月1日現在239,797mであり(令和元年度国分寺市統計),このうち市道は226,251mとなっている。市道において幅員5.5m未満の道路が196,448mで,市道全体の8割を占めている。また,市道総延長の約65%が未改良道路となっている。

④鉄道

鉄道は,市の中心部をJR中央線が東西に貫通しており,国分寺駅,西国分寺駅の2つの駅がある。国分寺駅からは西武国分寺線及び多摩湖線が走っており,恋ヶ窪駅がある。東京都統計年鑑によると,平成30年度における乗車人員はJR中央本線都内32駅のうち,JR国分寺駅は新宿駅,東京駅,立川駅,中野駅,吉祥寺駅に次ぐ6番目となっており,JR西国分寺駅は27番目である。

⑤建物

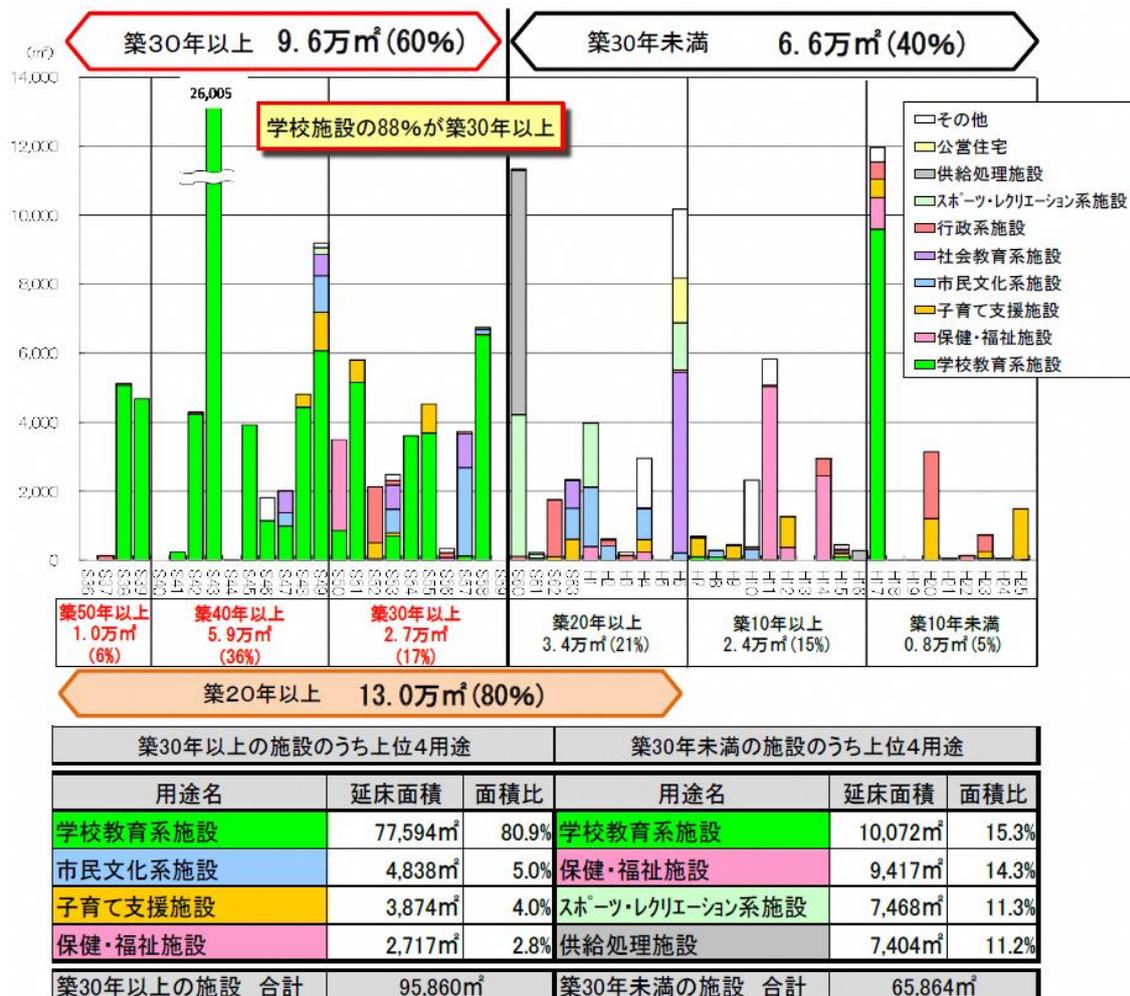
平成31年度固定資産概要調書から,建物総数は約3万2千棟で,うち木造建物が約2万5千棟(約78.1%)占めている。次に多い構造建物は軽量鉄骨造で約2千9百棟(約9.1%),鉄筋コンクリート造が約2千2百棟(約6.9%),鉄骨造が約1千3百棟(約4.1%)となっている。木造建物については,約2万4千棟が住宅となっている。

⑥公共施設

公共施設の築年別の整備状況をみると,築30年以上が約9.6万㎡と,全延床面積の約60%を占め,全体的に老朽化が進行しており,全国平均の約43%(※)よりも割合が大幅に高くなっている。また,築30年以上経過したもののうち,学校施設が約7.8万㎡(約80%)となっており,特に,地域の防災拠点となっている学校施設の老朽化が深刻である。築20年以上に至っては,約13万㎡,約80%にもなる。用途別の整備状況では,学校教育施設は昭和56年までに多く整備しており,昭和41年のピーク時には約2.6万㎡を整備している。学校教育施設の約88%が築30年以上経過している。直近10年では,子育て支援施設,行政系施設の整備を主に行っている。

※平成24年3月総務省「公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果」より

■公共施設の築年別整備状況

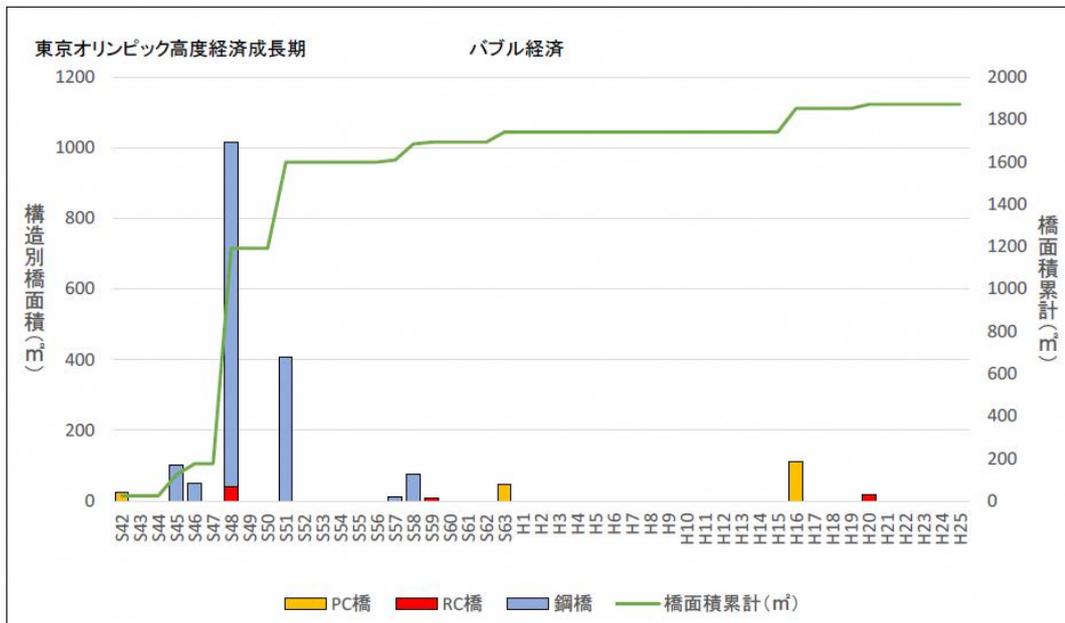


出典：国分寺市公共施設等総合管理計画（平成28年2月）

⑦橋りょう

昭和30年代後半から昭和40年代後半の高度経済成長期に築造され、平成26年現在で40年以上経過している橋りょうは約60%となっている。

■橋りょう数の推移



注) 架設年度が不明な橋りょうを除く

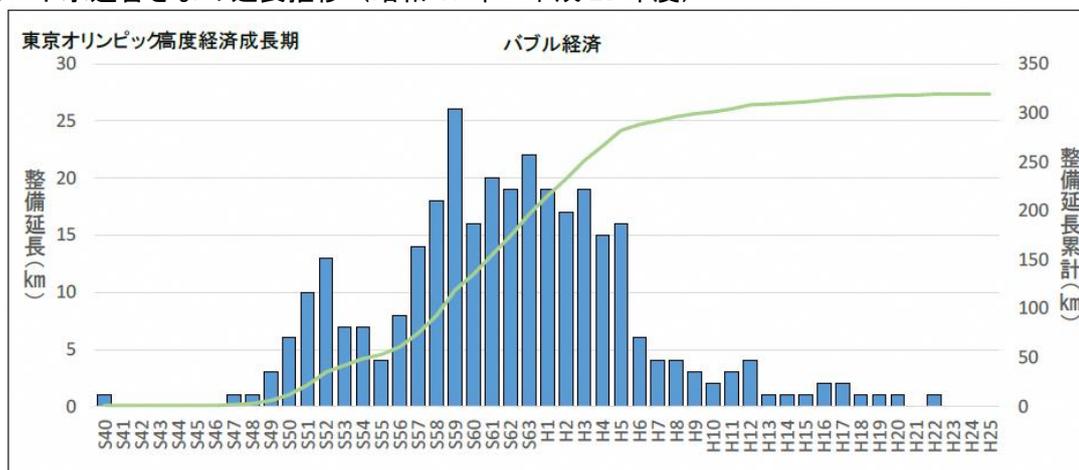
出典：国分寺市公共施設等現況調査報告書（平成26年度）

出典：国分寺市公共施設等総合管理計画（平成28年2月）

⑧下水道

昭和30年代後半から下水道の管きょを整備しており、平成30年度末の整備率は99.5%となっている。今後は、整備後50年以上経過する管きょの更生（管きょの内面処理により強度を維持すること。）需要の発生が見込まれる。

■下水道管きょの延長推移（昭和40年～平成25年度）



出典：国分寺市公共施設等総合管理計画（平成28年2月）

(3) 既往災害

①火災

平成27年から令和元年までの過去5年間に発生した火災で、最も多い原因は、放火（疑いも含む）、次にたばこ、ガステーブル等となっている。

②風水害

近年、平成30年7月豪雨や令和元年東日本台風など激甚な洪水氾濫や土砂災害を引き起こす気象災害が各地で頻発している。市においても、令和元年台風15号や令和元年東日本台風では一部で倒木や床下浸水が発生するなど、改めて風水害リスクが顕在化した。

③地震

東日本大震災では、市においても震度5弱を観測し、約600人の帰宅困難者の発生や、公共施設の一部や住家等に多少の被害が生じたが、それ以外では近年、市における地震被害はほとんどない。

(4) 想定される主な災害

①地震

市に係る被害想定としては、平成9年8月に東京都がまとめた「東京における直下地震の被害想定に関する調査報告書」があり、平成10年12月修正の市地域防災計画は、この報告書を基にしている。その後、平成17年2月には、中央防災会議首都直下地震対策専門調査会が、首都中枢機能の継続性確保の視点から首都直下地震の被害想定を公表し、東京都においても東京都防災会議地震部会が平成18年3月に首都直下地震による東京の被害想定をまとめている。平成19年3月修正の市地域防災計画は、この報告書を基にしている。

平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震では、震源から遠く離れた東京においても、震度5クラスの揺れや、それに伴い大量の帰宅困難者が発生するなどの被害が生じたことから、東京都は客観的なデータや最新の科学的知見に基づき被害想定の見直しを行い、平成24年4月に「首都直下地震等による東京の被害想定」を東京都防災会議で決定した。

市地域防災計画では、東京都が発表した最新の被害想定のうち、市に最も大きな被害をもたらすと想定された「立川断層帯地震冬の夕方18時風速8m/秒」を基本とし、発生する時間帯によってより高い被害数値が出た箇所については、より大きな値を参考に対策を検討することとしている。

市には新耐震基準以前（昭和55年以前。以下「旧耐震基準」という。）の建築物が2割弱残っており、「東京都防災都市づくり推進計画（改定）（平成28年3月）」において市内の7町丁目が木造住宅密集地域に位置付けられた。

■被害想定（立川断層帯地震）

条件	想定地震		立川断層帯地震											
	時期及び時刻		冬の朝5時				冬の昼12時				冬の夕方18時			
	風速		4m/秒		8m/秒		4m/秒		8m/秒		4m/秒		8m/秒	
人的被害	死者		165	人	167	人	88	人	90	人	173	人	187	人
	原因別	ゆれによる建物被害	147	人	147	人	67	人	67	人	89	人	89	人
		急傾斜地崩壊による建物被害	3	人	3	人	2	人	2	人	3	人	3	人
		地震火災	8	人	10	人	12	人	15	人	75	人	90	人
		ブロック塀	6	人	6	人	6	人	6	人	6	人	6	人
		落下物	0	人	0	人	0	人	0	人	0	人	0	人
	屋内収容物(参考値)		4	人	4	人	2	人	2	人	3	人	3	人
	負傷者		1,884	人	1,886	人	1,254	人	1,265	人	1,660	人	1,725	人
	原因別	ゆれによる建物被害	1,649	人	1,649	人	1,015	人	1,015	人	1,131	人	1,131	人
		急傾斜地崩壊による建物被害	4	人	4	人	3	人	3	人	3	人	3	人
地震火災		13	人	15	人	18	人	28	人	308	人	373	人	
ブロック塀		202	人	202	人	202	人	202	人	202	人	202	人	
落下物		16	人	16	人	16	人	16	人	16	人	16	人	
屋内収容物(参考値)		82	人	82	人	53	人	53	人	55	人	55	人	
物的被害	建物全壊		2,399	棟	2,399	棟	2,399	棟	2,399	棟	2,399	棟	2,399	棟
	原因別	ゆれ	2,360	棟	2,360	棟	2,360	棟	2,360	棟	2,360	棟	2,360	棟
		液状化	0	棟	0	棟	0	棟	0	棟	0	棟	0	棟
		急傾斜地崩壊	39	棟	39	棟	39	棟	39	棟	39	棟	39	棟
	建物半壊		3,220	棟	3,220	棟	3,220	棟	3,220	棟	3,220	棟	3,220	棟
	原因別	ゆれ	3,137	棟	3,137	棟	3,137	棟	3,137	棟	3,137	棟	3,137	棟
		液状化	0	棟	0	棟	0	棟	0	棟	0	棟	0	棟
		急傾斜地崩壊	83	棟	83	棟	83	棟	83	棟	83	棟	83	棟
	出火件数		4	件	4	件	7	件	7	件	14	件	14	件
	焼失棟数	倒壊建物を含む焼失	315	棟	391	棟	618	棟	763	棟	3,892	棟	4,637	棟
倒壊建物を含まない焼失		285	棟	354	棟	560	棟	691	棟	3,523	棟	4,198	棟	
避難者数	避難人口		41,879	人	42,171	人	43,043	人	43,598	人	55,588	人	58,443	人
	避難生活者数		27,222	人	27,411	人	27,978	人	28,339	人	36,132	人	37,988	人
	疎開者人口		14,658	人	14,760	人	15,065	人	15,259	人	19,456	人	20,455	人
帰宅困難者	徒歩帰宅困難者		—	人	—	人	23,791	人	23,791	人	23,791	人	23,791	人
エレベーター閉じ込め台数		37	台	37	台	38	台	38	台	44	台	45	台	
震災廃棄物	重量(万t)		51	万t	51	万t	52	万t	52	万t	59	万t	61	万t

第1章 計画の基本的事項
3 市の概況と特性

想定地震		立川断層帯地震					
時期及び時刻		冬の朝5時		冬の昼12時		冬の夕方18時	
風速		4m/秒	8m/秒	4m/秒	8m/秒	4m/秒	8m/秒
電力	停電率(国分寺市)	17.2%	17.5%	18.1%	18.6%	26.9%	29.4%
	停電率(多摩)	8.5%	8.5%	9.1%	9.2%	11.5%	11.8%
	停電率(都全体)	2.8%	2.8%	3.1%	3.1%	3.9%	4.0%
	復旧日数(都全体)	阪神・淡路大震災以降に発生した既往地震災害時には、いずれの地震時にも停電被害の復旧におおむね1週間程度を要している。					
通信	不通率(国分寺市)	1.6%	1.8%	2.5%	3.0%	12.8%	15.2%
	不通率(多摩)	0.9%	1.0%	1.8%	1.9%	4.5%	4.8%
	不通率(都全体)	0.3%	0.3%	0.5%	0.5%	1.3%	1.4%
	復旧日数(都全体)	阪神・淡路大震災以降に発生した既往地震災害時には、いずれの地震時にも通信寸断被害の復旧におおむね2週間程度を要している。					
ガス①(※1)	低圧ガス供給支障率(国分寺市)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	低圧ガス供給支障率(多摩)	3.5%	3.5%	3.5%	3.5%	3.5%	3.5%
	低圧ガス供給支障率(都全体)	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%
	復旧日数(都全体)	阪神・淡路大震災以降に発生した既往地震災害時には、いずれの地震時にも都市ガス設備被害の復旧におおむね1～2カ月程度を要している。					
ガス②(※2)	供給停止率(国分寺市)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	低圧ガス供給支障率(多摩)	51.8%	51.8%	51.8%	51.8%	51.8%	51.8%
	低圧ガス供給支障率(都全体)	11.3%	11.3%	11.3%	11.3%	11.3%	11.3%
	復旧日数(都全体)	阪神・淡路大震災以降に発生した既往地震災害時には、いずれの地震時にも都市ガス設備被害の復旧におおむね1～2カ月程度を要している。					
上水道	断水率(国分寺市)	68.7%	68.7%	68.7%	68.7%	68.7%	68.7%
	断水率(多摩)	37.4%	37.4%	37.4%	37.4%	37.4%	37.4%
	断水率(都全体)	13.3%	13.3%	13.3%	13.3%	13.3%	13.3%
	復旧日数(都全体)	阪神・淡路大震災以降に発生した既往地震災害時には、いずれの地震時にも断水被害の復旧におおむね1ヵ月以上を要している。					
下水道	管きよ被害率(国分寺市)	20.5%	20.5%	20.5%	20.5%	20.5%	20.5%
	管きよ被害率(多摩)	22.2%	22.2%	22.2%	22.2%	22.2%	22.2%
	管きよ被害率(都全体)	18.8%	18.8%	18.8%	18.8%	18.8%	18.8%
	復旧日数(都全体)	阪神・淡路大震災以降に発生した既往地震災害時には、いずれの地震時にも被害の復旧におおむね1ヵ月以上を要している。					

出典：国分寺市地域防災計画

②風水害

市は、公共下水道の整備が進み、近年内水氾濫による大規模な浸水被害の報告はされていないが、公共下水道は1時間当たり50mmの雨量を対象とした整備のため、これを超える雨量の場合には浸水被害が発生する危険性がある。そのため、市地域防災計画では、東京都作成の東海豪雨を想定した野川や下水道の浸水予想区域図（「野川流域浸水予想区域図（平成17年6月）」や「北多摩一号処理区、北多摩二号処理区浸水予想区域図（平成24年8月）」）、及び市防災・ハザードマップを参考に浸水の可能性の高い地域に留意し対策を講ずることとしている。

直近では、東京都が想定最大規模の降雨による浸水予想区域図（「野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川流域浸水予想区域図（改定）」、「北多摩一号処理区、北多摩二号処理区浸水予想区域図（改定）」）を作成しており、これらの改定も踏まえた対策を講ずる必要がある。

東京都は、平成30年1月30日付けで、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定した。市では、土砂災害警戒区域16か所と土砂災害特別警戒区域4か所が指定されている。

③火山災害

東京都地域防災計画（火山編）の「第4部 富士山噴火降灰対策」では、国が設置した富士山ハザードマップ検討委員会が、平成16年6月に公表した「富士山ハザードマップ検討委員会報告書」に示された被害想定を計画の基礎とする。市を含む東京都は、富士山山頂火口から距離があるため、溶岩流や火砕流などの被害を受けることはなく、広範囲な降灰に起因する被害が想定される。

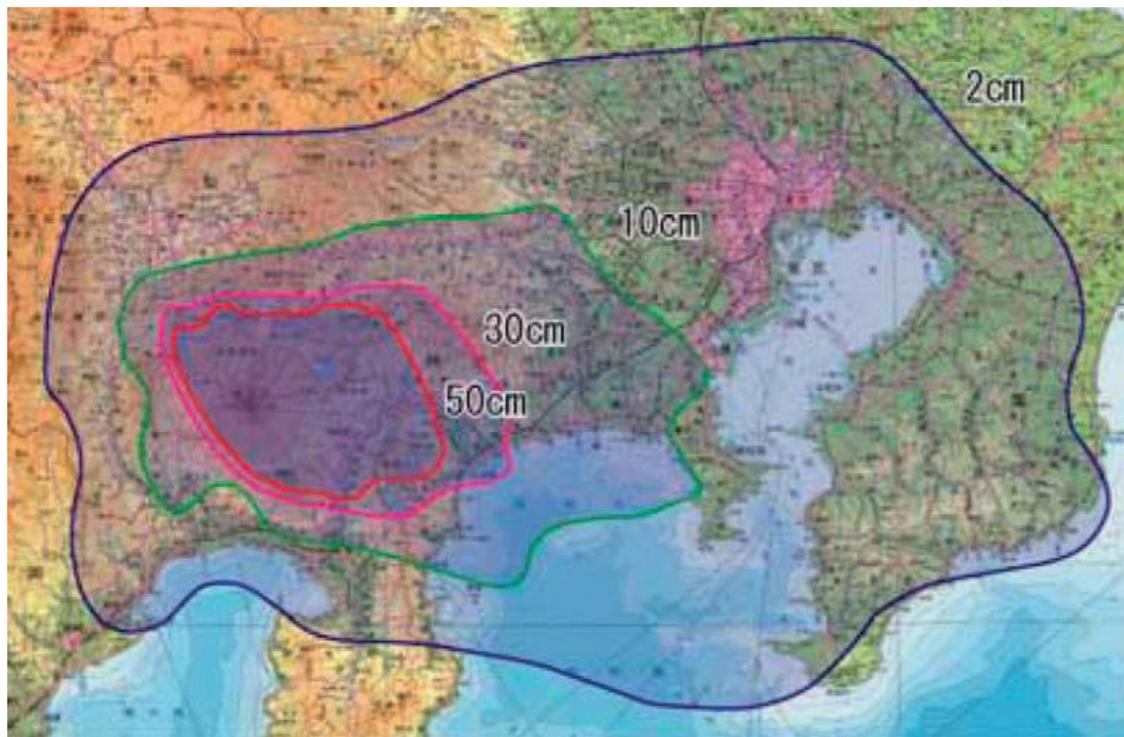
噴火の規模及び被害の概要は次の表のとおりである。

■噴火の規模と被害の概要

区分	内容	
噴火の規模	規模	宝永噴火と同程度
	継続期間	16日間
	時期	①梅雨期 ②その他の時期
被害の原因	降灰	
被害の範囲	都内全域	
被害の程度	八王子市及び町田市の一部 10cm程度 その他の地域 2～10cm程度	
被害の概要	降灰に伴うもの	健康被害、建物被害、交通・ライフライン・農林水産業・商工業・観光業への影響
	降灰後の降雨等に伴うもの	洪水、泥流、土石流に伴う人的・物的被害

出典：東京都地域防災計画 火山編（平成30年修正）

■降灰予想図（降灰の影響がおよぶ可能性の高い範囲）



出典：東京都地域防災計画 火山編（平成30年修正）

④複合災害

令和2年における国内での新型コロナウイルス感染症の拡大状況を受け、大規模自然災害と感染症のまん延による複合災害への対応という新たな課題に直面することとなった。新型コロナウイルスのような感染症のまん延下にあっては 感染拡大の防止と住民の避難の確保の両立という困難な課題を克服していく必要がある。

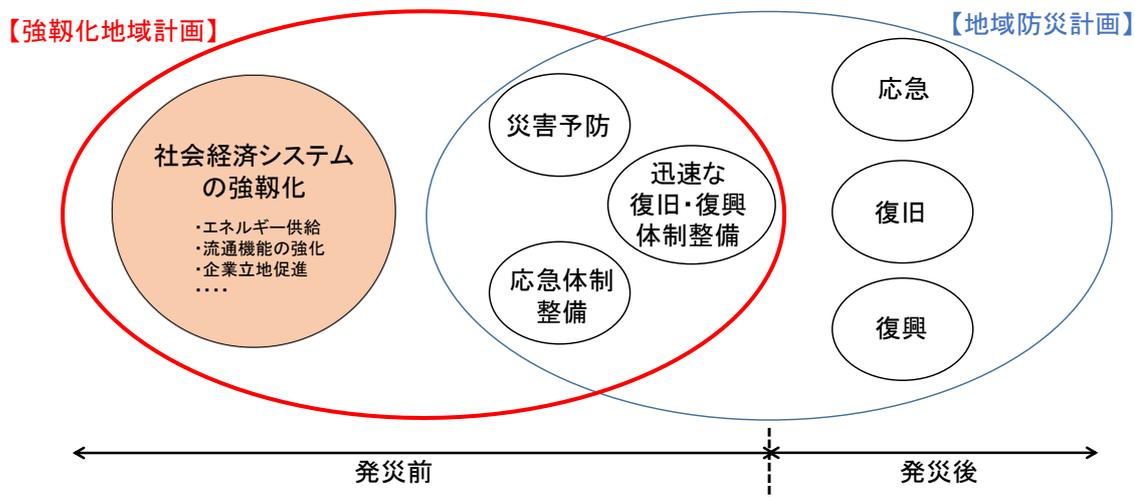
4 地域防災計画との違い

地域防災計画では、地震や洪水などの「リスク」を特定し、リスクごとに計画が立てられている。一方、「国土強靱化」は、リスクごとの対処対応をまとめるものではなく、あらゆるリスクを見据えつつ、どんな事が起ころうとも最悪な事態に陥る事が避けられるような「強靱」な行政機能や地域社会、地域経済を事前につくりあげていくものである。

国土強靱化地域計画は、あらゆる大規模自然災害等を想定しながら「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を明らかにし、最悪の事態に至らないための事前に取り組むべき施策を考えるというアプローチから、平時から持続的に展開する、強靱化の取組の方向性・内容を取りまとめたものである。

■ 国土強靱化地域計画イメージ図

	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	地域で想定される自然災害全般	災害の種類ごと
主な対象フェーズ	発災前	発災時・発災後
施策の設定方法	脆弱性評価, リスクシナリオに合わせた施策	—
施策の重点化	○	—



出典：札幌市強靱化計画

5 計画推進の方策

(1) 計画の推進

本計画は、市における国土強靱化施策を推進するための基本的な指針となるべきものである。したがって、強靱化の具体的な取組については、当該取組が位置付けられた分野別計画等の下で、着実に推進していくものとする。

(2) 計画の進捗管理

本計画に基づく取組を着実に推進していくため、施策の進捗状況を毎年度把握していくものとする。進捗状況の把握・検証に当たっては、効果的・効率的な進行管理を行うとともに、進捗状況に応じて必要な見直し及び改善を図る。

(3) 施策の重点化

本計画に位置付ける個別の施策について、市の役割の大きさ、市で想定される災害の特性を踏まえた影響の大きさ等の観点から勘案し、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）単位で重点化を行う。

(4) 計画の期間

本計画は、災害に強い人づくり・地域づくり・都市づくりの取組の方向性を示すものであり、計画期間は定めない。

計画の見直しについては、市の市政運営の指針である国分寺市総合ビジョンの改定、関係法令の改正、国の基本計画の見直し、大規模自然災害後の検証結果等を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の再確認を行い、必要に応じて計画の根幹となる脆弱性評価を再実施し、計画を改定する。

施策推進方針に基づき、必要な具体的事業を実施していく。それらの事業については別冊に整理する。なお、この別冊は、各事業の実施状況に合わせて毎年度更新する。

第2章

強靱化の基本的な考え方

第2章 強靱化の基本的な考え方

1 基本目標及び事前に備えるべき目標

本計画における基本目標及び事前に備えるべき目標は、国の基本計画及び都の地域計画や基礎自治体の役割などを踏まえ、以下のとおり設定する。

基本目標	事前に備えるべき目標
I 人命の保護が最大限図られる II 市及び社会の重要機能が致命的障害を受けず維持される III 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 IV 迅速な復旧復興	1 直接死を最大限防ぐ 2 救助・救急，医療活動が迅速に行われるとともに，被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する 3 必要不可欠な行政機能を確保する 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する 5 経済活動を機能不全に陥らせない 6 ライフライン，燃料供給関連施設，交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに，早期に復旧させる 7 制御不能な二次災害・複合災害を発生させない 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

2 国土強靱化を推進する上での方針

国の基本計画で示されている「基本的な方針」を踏まえ、市の強靱化を推進する上で配慮すべき事項を取りまとめ、取組を進めていくこととする。

(1) 強靱化を推進する上での取組姿勢

- 市の強靱化を損なう根本原因をあらゆる側面から検証し、取組を推進すること。
- 市が有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化すること。
- 短期的な視点によらず、長期的な視野を持って取り組むこと。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- 市の特性にあったハードの整備とそれだけに頼らないソフトの対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進すること。
- 自助、共助、公助を適切に組み合わせ、国、都、市、市民及び事業者等が適切に連携及び役割分担を行いながら取組を推進すること。
- 非常時に防災・減災の効果を発揮することはもちろん、平時においても有効に活用される対策となるよう工夫すること。

(3) 効率的な施策の推進

- 人口減少等に起因する市民の需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して施策の重点化を図ること。
- 既存の社会資本の有効活用や、効率的かつ効果的な施設管理等により、費用を縮減し効率的な施策を推進すること。

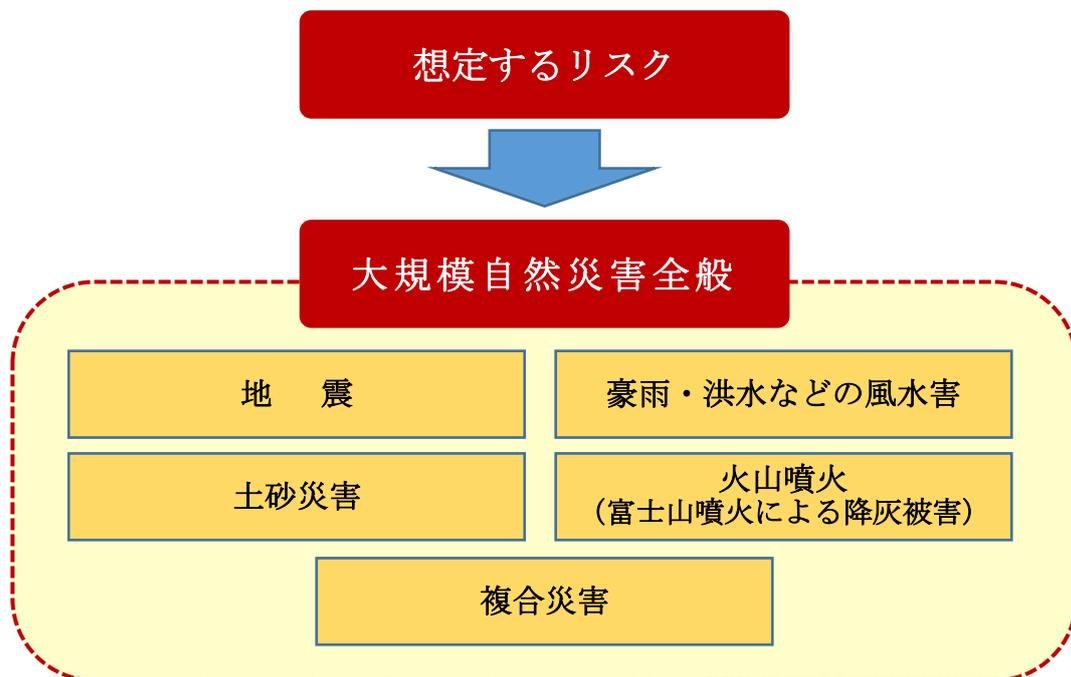
(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- 地域コミュニティの活性化と、強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること。
- 女性、高齢者、子ども、障害者及び外国人等に配慮すること。
- 市の特性に応じ、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮すること。

3 想定するリスク

国の基本計画，都の地域計画においては，「大規模自然災害全般」を想定するリスクとして設定している。

市においても，市地域防災計画を踏まえ，首都直下地震等が遠くない将来に発生する可能性があるとして予測されていることから，地震をはじめとする大規模自然災害全般を想定する。



第3章

脆弱性評価（現状認識・問題点の整理）

第3章 脆弱性評価（現状認識・問題点の整理）

1 脆弱性評価の考え方

国は、基本計画において、我が国の大規模自然災害等に対する脆弱性を調査し評価する、言わば「国土の健康診断」を実施するため、脆弱性評価を行っている。この評価は、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を設定し、これに対する各省庁の施策について横断的に評価することとし、国は45項目の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

市は、国が実施した評価手法を参考に、36項目の起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を設定し、これらの事態を回避するための、国土強靱化に資する施策を洗い出し、事態ごとに施策の課題を抽出した。

脆弱性評価は以下の手順で現状分析・評価を実施した。



2 施策分野の設定

評価を行う施策分野は、国の基本計画、都の地域計画、国分寺市総合ビジョンと整合、調和を図り、次の5つの施策分野と5つの横断的分野を設定した。

施策分野	個別施策分野	子ども・学び・文化（ひとと文化を育むまち） 地域振興（活躍できる成長のまち） 保健・福祉（いきいき健やかなまち） くらし・環境（心安らぐ快適なまち） 公共経営（未来につながる持続可能なまち）
	横断的分野	リスクコミュニケーション 人材育成 官民連携 老朽化対策 研究開発

3 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)の設定

8つの事前に備えるべき目標から、その妨げとなるものとして国の基本計画を参考に、36項目の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を設定した。なお、設定に当たっては、過去に発生した災害への対応等を踏まえ、独自シナリオを設定した。

基本目標	事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態		
I 人命の保護が最大限図られる	1	直接死を最大限防ぐ	1-1)	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	
			1-2)	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	
			1-3)	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	
			1-4)	土砂災害による多数の死傷者の発生	
			1-5)★	防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生	
	II 市及び社会の重要機能が致命的障害を受けず維持される	2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1)	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
				2-2)	消防、警察等の被災等による救助・救急活動等の遅れ及び絶対的な不足
				2-3)	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
				2-4)	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
				2-5)	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
2-6)				劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	
2-7)★				要配慮者への支援の不足等により、死傷者が増大する事態	
2-8)★				大規模な火山噴火の降灰により様々な混乱が発生する事態	
III 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化	3	必要不可欠な行政機能を確保する	3-1)	防災拠点となる庁舎が被災することによる災害対策機能の機能不全	
			3-2)	市職員・施設等(庁舎除く)の被災による機能の大幅な低下	
			3-3)	被災による治安の悪化、社会の混乱	
	4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する	4-1)	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	
			4-2)	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	
			4-3)	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	
			4-4)★	要配慮者の情報獲得手段が限られていることによる重要情報伝達の不備	
	5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1)	エネルギー供給、流通機能の麻痺による地域経済活動の停滞	

基本目標	事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
		5-2)	地域交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	
		5-3)	食料等の安定供給の停滞	
	6	ライフライン, 燃料供給関連施設, 交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに, 早期に復旧させる	6-1)	電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止
			6-2)	上下水道の長期間にわたる機能停止
			6-3)	地域交通ネットワークが分断する事態
	7	制御不能な二次災害・複合災害を発生させない	7-1)	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
			7-2)	沿線・沿道の建築物倒壊に伴う閉塞, 地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
			7-3)	有害物質が大規模拡散・流出する事態
			7-4)	農地・森林等の荒廃による被害拡大
			7-5)★	感染症がまん延する状況下において, 地震などの災害が発生し, 感染が拡大する事態
	8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1)	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
			8-2)	復興を支える人材等(専門家, コーディネーター, 労働者, 地域に精通した技術者等)の不足, より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
			8-3)	事業用地の確保, 仮設住宅, 仮店舗, 仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
			8-4)★	地域コミュニティの崩壊や地域コミュニティの防災活動が行われないこと等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
			8-5)	貴重な歴史文化財や環境的資源の喪失

★印は市が独自に設定するシナリオ

4 脆弱性評価結果

基本目標, 事前に備えるべき目標, 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)及び施策分野の設定に基づき脆弱性評価を実施した。評価結果は, 別表1のとおりである。

第4章

推進方針（取り組むべき事項）

第4章 推進方針（取り組むべき事項）

脆弱性評価を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに施策を検討・整理し、施策推進方針を策定した。リスクシナリオごとの施策推進方針は、以下のとおりである。

- 複数のリスクシナリオの事態回避に影響がある施策については、本章の中で初めて掲出するリスクシナリオにだけ施策推進方針を記載するようにし、以降の掲出については、「再掲」として施策名のみを記載するように整理した。
- 重点化したリスクシナリオ及びその事態の回避や被害軽減に取り組む施策について、「重点」と表記した。
- 以下に記載する推進方針の実現に向けた取組として実施される事業については、別冊個別事業一覧にまとめる。

1 直接死を最大限防ぐ

重点 1-1)住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

重点|住宅の耐震化

○市においては、昭和 56 年以前に建築された住宅のうち約 90%を木造住宅が占めている状況であり、引き続き木造住宅に対する支援策を継続し、必要に応じて拡充する等、より一層の耐震化の促進を図る。

重点|耐震化促進事業に係る情報提供及び相談体制の充実や税制措置・助成制度の推進

○市は、市報・ホームページへの掲載、パンフレットの作成・配布などを積極的に行い、市民への耐震診断・耐震改修の必要性、支援制度等の周知を図る。

○特に、耐震化の優先度が高い木造住宅の所有者への周知については、ダイレクトメールの送付や専門家による無料訪問耐震相談の実施を行う。

○今後、耐震化促進に関するイベントを都や関係機関等と連携して開催するとともに、市が行う防災訓練等において、耐震診断・耐震改修の必要性、支援制度等の周知を図りつつ、地域の耐震診断士による無料訪問耐震相談を引き続き実施し、相談体制の充実を図る。

○また、都が行っている「東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度」や「安価で信頼できる耐震改修工法・装置の事例」など、積極的に紹介又は活用をしていく。

- 平成 18 年度の税制の改正により創設された耐震改修促進税制により, 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された住宅を耐震改修した場合は, その証明書を添付することにより, 所得税の特別控除や固定資産税の減額措置が受けられることがある。そのため, 市は所有者への税制の周知を図るとともに, 所得税の特別控除等に必要となる証明書を発行する。
- 木造住宅の耐震化の進捗状況を勘案し, 耐震化を更に促進するために木造住宅密集地域など特に耐震化が必要な木造住宅を対象とした助成制度の検討を行う。

耐震改修促進税制の普及

- 平成 18 年度の税制の改正により創設された耐震改修促進税制により, 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された住宅を耐震改修した場合は, その証明書を添付することにより, 所得税の特別控除や固定資産税の減額措置が受けられることがある。そのため, 市は所有者への税制の周知を図るとともに, 所得税の特別控除等に必要となる証明書を発行する。

家具類の転倒・落下・移動防止, ガラス等の飛散防止等の対策

- 防災用品の販売・取付けあっせん事業を継続して実施することで, 家具類の転倒・落下・移動防止, ガラス等の飛散防止等の対策の必要性を広報するとともに, 制度活用について推進することで人命の保護と被害の最小化を図る。
- 各自が地震への備えを検討する際に, 市防災・ハザードマップを活用して検討するよう広報する。

国分寺市防災・ハザードマップ等の活用

- 市防災・ハザードマップについて, 全世帯に行き渡るよう引き続き転入者への配布を行い, 市民に対し, 地震に関する地域の危険度, 地区防災センターの場所等, 事前の備えに役立つ必要な情報の周知を図る。
- また, 都が東京都震災対策条例第 12 条に基づき, おおむね 5 年ごとに作成し公表する地域危険度測定調査結果を活用し, 地震に関する地域の危険度を市報やホームページに掲載することにより, 市民に対して耐震診断・耐震改修の必要性の周知を図る。

重点|木造住宅密集地域等の解消

- 木造住宅密集地域等の不燃化推進, 道路や公園などの都市の骨格づくりを進め, 災害への備え, 減災による都市の復元力を高める。国や都の補助事業を活用し, 道路・公園の整備, 避難地・避難路・延焼遮断帯の確保など公園, 緑地, 広場の整備, 老朽建築物の不燃化を推進する。

空き家の適正管理

- 管理が不十分な老朽空き家等については, 適正な管理の啓発や理解増進に努めるとともに, 木造住宅耐震化支援事業を活用し, 所有者による改修や除却の促進を図る。

防災上重要な市立建築物の耐震化
○防災上重要な市立建築物については、定期的な建築物及び設備の安全点検を行い、建築物の損傷や劣化状況を確認し、一層の耐震対策を推進するとともに、工事を行う際は、国分寺市公共施設等総合管理計画等との整合を図りつつ、天井落下防止、窓ガラス飛散防止等耐震化関連施策を実施していく。
公共建築物における天井の脱落防止対策
○天井の脱落により死傷者が発生しないよう、大空間を有するなど、特定天井を有する公共建築物について工事を行う際は、対策を実施する。
施設の長寿命化改修・維持管理修繕
○不特定多数の人々が利用する施設である「いずみホール」「cocobunji プラザ」「いずみプラザ」「ひかりプラザ」「いきいきセンター」「障害者センター」「福祉センター」「さわやかプラザもとまち」、各公民館、各図書館、各地域センター、各生きがいセンターは、地震等の自然災害の発生時には、二次避難所又は帰宅困難者一時滞在施設となることから、利用者の安全・安心を確保するため、施設を適切に管理保全するとともに、改築や大規模改修による老朽化対策も進め、健全な施設として維持に努める。
○施設の老朽化による事故を防止するため、きめ細やかな点検・修繕を行う。また、安全性・快適性の向上に向けて、ユニバーサルデザインの視点を取り入れつつ設備等の修繕を計画的に行い、利用者が適切に施設を利用できるように努める。
○指定管理施設の場合には、平時より指定管理者との有事の際の協力体制を構築していくように努める。
重点 学校施設の老朽化対策
○老朽化した学校施設の大規模改造工事を実施し、建物の安全性の確保や快適性の向上を図る。
重点 子ども家庭支援センターの老朽化対策
○老朽化した子ども家庭支援センターについて、子どもとその保護者等にとって安全な環境を確保するため、大規模改修による環境改善を図る。
保育施設における防災機能の確保
○保育施設を整備するに当たっては、大規模地震等の自然災害から入所児童等が守られるつくりとし、引き続き、「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」及び関係法令等の基準にのっとり、自然災害等に強い施設整備を進める。
避難路の通行確保対策
○駅周辺の放置自転車への対策として、随時、放置防止指導員による警告票の貼付や、違法駐車車両の撤去を行うとともに、必要な自転車駐車を整備することで、安全

<p>な道路環境の確保を図る。併せて、駅前放置自転車クリーンキャンペーン等の機会を利用し、自転車利用者への駐車マナーの啓発も図っていく。</p>
<p>避難路の通行確保対策</p>
<p>○公園・緑地内にある倒木・倒壊すると避難路の通行を妨げる恐れのある樹木・ブロック塀の安全対策といった避難路を妨げない取組を推進する。</p>
<p>公共施設におけるブロック塀等の安全対策</p>
<p>○市有公共施設の改修工事等を行う際、安全対策として撤去更新等を推進し、被害防止に努める。</p>
<p>道路環境整備の推進</p>
<p>○定期的な街路樹剪定等の管理の中で樹木の状態を確認し、有事の際、倒木が避難路の通行を妨げることがないように努める。</p>
<p>避難所案内サインの整備</p>
<p>○指定避難所及び避難場所、避難路等の状況等を踏まえ、避難所案内サインの整備・修正等及び維持・管理を行う。</p>
<p>児童館や保育所等の老朽化対策</p>
<p>○老朽化した児童館や保育所等について、子どもたちにとって安全な環境を確保するため、定期的に設備等の点検を実施し、改築や大規模改修による環境改善を図る。</p>
<p>重点緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の促進</p>
<p>○特定緊急輸送道路沿道建築物については、令和7年度までに耐震化率を100%とすることを目標とし、耐震化助成制度の制定及び制度の効果的な運用を行い、耐震化に必要な費用の一部を助成し重点的に耐震化を促進する。</p> <p>○上記以外の緊急輸送道路沿道の建築物については、建物所有者に対し、耐震化に必要な情報提供等や耐震改修促進法第12条に基づく耐震改修の適確な実施を確保するための指導・助言等を積極的に行うとともに支援制度の構築を検討し、沿道建築物の耐震化を促進する。</p>
<p>重点民間の不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化(民間特定既存耐震不適格建築物の耐震化)の促進</p>
<p>○耐震改修促進法第14条に定める特定既存耐震不適格建築物(百貨店、集会場、学校など多数の者が利用する一定規模以上の建築物)のうち、民間が所有する建築物について、市は、建物所有者に対し、耐震化に必要な情報提供等や促進法に基づき、特殊建築物等定期調査報告書等の内容を踏まえ耐震化を実施するよう指導、助言を行い、耐震化を促進する。</p> <p>○民間特定既存耐震不適格建築物については、令和7年度までに耐震化率を95%超とすることを目標とし、中でも、災害時に特に甚大な被害につながる恐れのある、</p>

不特定多数の者が利用する建築物や要配慮者が利用する建築物は、重点的に耐震化の促進を図る。
民間建築物の屋外広告物等の落下対策(建築物の外部の落下対策)
○民間建築物において、強風・地震等により、建築物の外壁タイル・屋外広告物等が落下し被害をもたらすことがないように、建築基準法に基づき、特定建築物所有者に対して、定期調査報告を求め、必要により指導を行う。
民間建築物の天井等の落下対策(建築物の内部の落下対策)
○民間建築物において、地震により、大規模空間の天井(特定天井)等が落下し被害をもたらすことがないように、建築基準法に基づき、特定建築物所有者に対して、定期調査報告を求め、必要により指導を行う。
民間建築物におけるブロック塀等の安全対策
○民間建築物において、ブロック塀等の安全対策として、耐震診断及び撤去工事等に対する助成を実施する。特に避難路の沿道については、重点的に助成の案内などを行うとともに、危険なブロック塀等の所有者に対しては、安全対策について、個別に指導を行うことにより、被害防止につなげる。 ○市民に対するブロック塀等安全講座や市民イベントにより、ブロック塀等の安全啓発と助成制度の周知を行い、ブロック塀の安全対策と助成制度活用の促進に努める。
よう壁倒壊防止対策
○よう壁の安全性や耐震性に関する相談体制を強化していくとともに、よう壁の改修・補強工事への助成制度等の支援の検討を行う。
エレベーターの閉じ込め防止対策
○民間建築物のエレベーターの所有者に対し、地震時におけるエレベーターの安全対策などに関する情報を提供するとともに安全装置の設置等を働きかけ、市民の不安解消と被害防止につながるよう努める。 ○定期報告により、民間建築物の安全性の確認を行い、必要に応じて指導を行う。

重点 1-2)密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

初期消火力の向上
○適切に地域配備消火器の維持管理・更新を行うとともに、使用目的や使用方法を市ホームページや防災訓練等の様々な機会を通じて広報することにより、発災時の積極的な活用を推進していく。
消防団活動体制の強化
○初期消火や救助・救出活動などの活動を発生時に的確かつ迅速に実施できるよう、消防団員の人員確保や消防団装備・訓練の充実強化に向けて、入団促進や活動環境を整備する。また、発災時には、地域住民や消防署と連携し迅速に災害活動に取り組めるよう、より地域に密着した活動を推進していく。
通電火災の防止, 普及啓発
○地震に起因する通電火災を防止するため、市報等を通じて通電火災の危険性を周知するとともに、防災用品の販売・取付あっせん事業を継続して実施することで、感震ブレーカー等の普及啓発及び設置促進を図る。
公園の防災機能の向上
○身近な公園については、災害時の一時的な避難場所として、延焼防止やふく射熱の遮断に有効な樹木による外縁部の緑化や、防災担当と調整して防災備蓄倉庫、災害用トイレ、防火水槽の設置などの整備を図る。
○窪東公園やけやき公園などの規模の大きな公園については、防災担当と調整して災害時の広域避難場所や緊急避難場所としての機能の充実を図る。
公園空白地域の解消
○日常生活にうるおいと安らぎ、安心を感じる公園を確保し、地域コミュニティの醸成、防災機能の強化を図る。
○公園空白地域を解消することで、市街地にうるおいとゆとりを与えると同時に、地域コミュニティ機能、防災機能の強化につなげる。
西国分寺駅北口駅前エリア整備事業
○駅前エリアの防災機能の改善に向け、防災機能を持つ駅前広場と避難や救助に有効なアクセス道路の整備を目指す。
○防火地域指定の見直しや耐震化、基盤整備等により、駅前の防災機能を総合的に高める。
○駅前以外においても防災機能を有する広場の整備を目指す。
○これらの広場を拠点とした活動を通じて、コミュニティの共助機能を強化し、エリアマネジメントや防災活動を担う組織の立上げを目指す。

重点 防火地域・準防火地域の指定
○市街地における延焼防止を図るため、建築物が密集し震災により多くの被害を生じる恐れのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は準耐火建築物等の建築の促進を図る。
重点 道路整備の推進
○交通の円滑化や都市防災機能の強化を図るため、都市計画道路の整備、道路の拡幅、交差点改良を推進する。また、幹線道路等の整備や適切な道路改修により、市民が利用しやすい、安全で快適な道路の整備に努める。
重点 計画的かつ効率的な道路整備の促進
○延焼遮断機能を向上させ、災害時に機能する道路ネットワークの形成を図る。
高齢者施設等防災・減災対策の推進
○高齢者施設等における防災・減災対策を進める。
家具類の転倒・落下・移動防止, ガラス等の飛散防止等の対策 【再掲⇒1-1), 7-1)】
重点 木造住宅密集地域等の解消 【再掲⇒1-1), 7-1)】
児童館や保育所等の老朽化対策 【再掲⇒1-1)】

1-3)突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

局地的な集中豪雨等への対策強化
<ul style="list-style-type: none"> ○野川整備事業を早期に実現できるよう東京都に要望する。 ○東京都と連携・調整を図りながら河川・下水道の整備，公共施設・民間施設での流域対策の強化，土砂災害の防止対策を推進する。 ○グリーンインフラの持つ雨水の貯留，浸透，流出抑制などの機能を積極的かつ有効的に活用し，河川や下水道の流入負荷の軽減を促進する。
野川整備事業の促進
<ul style="list-style-type: none"> ○治水対策，親水空間の創出や生態系に配慮した環境の整備，更に防災の側面の環境形成を図るなど東京都と連携し協議を進め，野川整備事業を促進する。 ○また，東京都や野川流域の自治体などと連携を図りながら，野川マップの作成などを通じて，野川が市民にとって親しみのある川となるよう普及啓発を行う。
自然との共生及び環境との調和
<ul style="list-style-type: none"> ○河川施設等の整備に当たっては，自然との共生及び環境との調和に配慮するよう東京都へ要望を行う。
水害リスク情報の提供と避難対策の推進
<ul style="list-style-type: none"> ○近年，局地的な大雨や台風などの被害が頻発していることを踏まえ，災害時に適切な避難行動がなされるよう，平時より災害リスクととるべき行動，水害時の開設避難所など市ホームページや防災・ハザードマップへの掲載，防災訓練を通じた周知など様々な広報活動により浸水被害軽減の啓発活動をより強化する。
学校における地域や保護者と連携した防災・防犯対策の充実
<ul style="list-style-type: none"> ○防災訓練の実施や地域・関係各所との連携により，防災意識の啓発や知識の向上を図る。
保育所等の台風・集中豪雨等における臨時休所等のガイドラインの策定・運用及び非常災害対策計画等の作成
<ul style="list-style-type: none"> ○施設利用者等の安全を確保するため，市が策定した保育所等の開所や臨時休所等の対応に関するガイドラインを関係者間で改めて共有するとともに，各施設において施設利用者等に丁寧に周知・説明し合意形成を図るなど，連携体制を構築する取組を進める。また，各施設における，非常災害対策計画や避難確保計画の作成や定期的な避難訓練の実施等の状況を把握し，必要な指導・助言を行っていくなど，施設利用者等が円滑かつ迅速に避難する体制を整備する。

1-4)土砂災害による多数の死傷者の発生

土砂災害対策の推進

- 土砂災害の危険性を住民が認識し、確実な避難につなげるため、日頃からの備えや適切な避難行動について、市防災・ハザードマップやホームページ等を活用し市民へ周知するとともに、地域、学校等での学習会において啓発活動を継続的に実施していく。
- 土砂災害による人的被害を防ぐため、崖の崩壊の危険性がある箇所でのよう壁工事を必要とする市民に対し、崖の崩壊による災害防止に関する融資条例に基づく改良資金の融資あっせんを行い、土砂災害防止対策を促進する。

道路斜面等の安全対策の推進

- 道路斜面において、崩落や落石等による影響を未然に防ぐため、巡回・点検を踏まえ、緊急性の高い箇所から道路斜面の安全対策を推進する。

よう壁倒壊防止対策 【再掲⇒1-1)】

1-5)防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生

防災意識の醸成
○災害時の情報収集手段や災害への備えについて、市ホームページや防災・ハザードマップなどの各種広報媒体や防災訓練などを通じた啓発を積極的に展開することにより、市民への周知と防災意識の向上を図る。
防災訓練の実施
○防災関係機関、協定団体、自主防災組織等をはじめとする市民に参加を働きかけ、地域が一体となった実践的な訓練を実施する。 ○市民自らが災害に対し、「日常及び発生時において何をすべきか」を考える機会となるよう、防災関係機関と連携し、体験型訓練や演習、各種広報などを実施し、市民の意識高揚と知識向上を図る。
共助力強化による地域防災力の向上
○地域社会において、安全で住みよい、まちづくりの実現に向けて、防災まちづくり推進地区のみならず、自治会・町内会などと連携を図り、地域の防災活動拠点となる地区本部の設置を推進する。 ○地域で自主的に防災活動に取り組む人材の育成を推進するため、市民防災まちづくり学校の開講や、市民防災推進委員の認定を継続して実施する。 ○地区単位で活動する自主防災組織を防災まちづくり推進地区として指定するとともに協定締結し、地区防災計画を策定するための支援を行うことなどにより、持続的な地域の共助力強化を目指す。
防災まちづくり推進地区の拡充・支援
○市民主体による組織的な地域防災力の向上と地域コミュニティの形成を目的に、安全で住みよい、まちづくりの実現に向けて、市域全体が防災まちづくり推進地区になることを目標に拡充を進める。また、防災まちづくり推進地区の発足に、市民防災推進委員が中心的な役割を果たせるように、市民防災推進委員会と連携を図る。 ○防災まちづくり推進地区として、市と協定締結した地区に対して、その地区独自の地区防災計画の策定を支援するとともに、防災資機材等の助成を行う。 ○防災まちづくり推進地区を拡充するため、自主防災組織と連携を図りながら、防災まちづくり推進地区として指定が受けられるよう会議の進捗管理を行う。
防災学習の場の提供
○防災都市づくりを総合的に進めるために、市民防災まちづくり学校を開講し、防災に関する学習の場を広く市民に提供する。 ○より実践的な防災力の習得を目指し、多様性について学ぶ講座を設けるなど、必要に応じてプログラムの見直しを図る。

○より多くの市民が参加できる日程を検討するとともに、防災まちづくり推進地区のみならず、自治会・町内会などと連携を図り、参加を要請していく。

地域防災リーダーの育成

○市民一人ひとりが市民防災まちづくり学校を通して、自助・共助・公助について学び、その修了者の中で、本人の申出により、地域の主体的な防災リーダーである市民防災推進委員を認定する。

○市民防災推進委員同士の連携を図ることを目的に組織された市民防災推進委員会の組織力を活かし、防災力向上のための取組を行うとともに、地域住民への普及啓発を連携して行う。

○市民防災推進委員会と連携し、三層の活動体制や地区本部の連携体制について普及啓発を行う。

学校における地域や保護者と連携した防災・防犯対策の充実

○学校では、保護者、地域の防災会、消防署等と連携して防災訓練を行うなど、子どもたちが自ら身を守ることができるよう、安全指導を行うとともに、保護者等と速やかな情報共有ができるよう努める。

ひとり暮らし高齢者等地域交流会の実施

○社会福祉協議会では、ひとり暮らし高齢者のひきこもりを防ぎ、孤立することがないように、地域において交流会を実施している。また警察署・消防署からの情報提供なども併せて行っている。引き続き、社会福祉協議会による事業の実施を支援する。

2 救助・救急, 医療活動が迅速に行われるとともに, 被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

重点 2-1)被災地での食料・飲料水・電力・燃料等, 生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

重点無電柱化の推進
○東京都無電柱化推進計画に基づき都市防災機能の強化を図るため, 電線共同溝等の整備により, 地上に架設されている電線類を道路の地下に収容し, 無電柱化を推進する。
市民・民間における物資の確保
○市報やホームページ, 防災訓練などの様々な機会を活用して, 公助による備蓄及び調達, 自助・共助による備蓄を補完する目的で行うものとし, 災害に備えて各家庭, 自主防災組織, 事業所等における備蓄物品の確保・充実及び定期的な更新を促す。また, 災害時には共助の観点から互いに物資を持ち寄ることで物資の不足を補うことを啓発する。
防災備蓄品の充実
○公的備蓄物資は, 発災直後の生命維持や生活に最低限必要な食料等の物資, 避難所運営に必要な資機材を確保・維持する。また, 東日本大震災等を教訓とする要配慮者や男女のニーズを踏まえた品目の追加を行うとともに, 備蓄が困難な物資については, 物資供給協定を締結した事業者からの調達により確保できる体制を整える。また, 大規模災害時には, 事業者が被災し, 調達が困難となることも想定されるため, 多様な調達先の確保に努める。
物資供給体制の確保
○物資供給協定の実効性を高めるため, 訓練等を活用し, 協定を締結した事業者との連携強化を図り, 災害時における支援物資の供給確保を図る。 ○在宅避難者やテント泊・車中泊の避難者へ支援物資や市からの情報等が行きわたるよう地区防災センターの避難所運営組織や地区本部を運営する自治会・町内会等と連携し, 在宅避難者等を支援する。
物資拠点の整備
○発災後, 市民スポーツセンター及びひかりスポーツセンターを物資集積所として速やかに機能できるようにするため, 平時から適切な維持管理やライフライン途絶に備えた対策を計画する。

重点 応急給水体制の整備
○市民へ飲料水をはじめ生活必需品など、家庭での備蓄の充実について、市ホームページや防災訓練等の様々な機会を通じて啓発していく。また、災害時に給水拠点等からの飲料水の供給体制や手法について発災後、実際に行動できるよう、都と連携した訓練を通じて体制等を整備していく。
むかしの井戸の整備・管理
○災害時は生活用水の給水拠点として、平常時は地域のコミュニティの場として、市内23か所（うち2か所は民間井戸）設置しているむかしの井戸の整備・管理を行う。 ○むかしの井戸を拠点として、井戸周辺に居住する住民や市民防災推進委員が中心となって、井戸端会議を定期的に開催していただけるよう、市民防災推進委員会や自主防災組織等と連携して支援を行う。
公園等の防災機能強化
○避難場所や救助救出のための活動拠点等となる都市公園等に、防災備蓄倉庫やマンホールトイレ等の防災関連施設を整備することで、避難者の安全確保や救出救助部隊の活動支援のための防災機能を強化する。
緊急輸送道路の機能確保
○道路施設の点検、適切な維持管理、老朽化対策を着実に進め、災害に起因する道路・橋りょう等の損傷による被害を低減させる。 ○道路施設や電気通信施設の損傷、倒壊、踏切の長時間におよぶ遮断等により道路が閉塞した場合に、円滑な道路啓開活動が行えるよう、業界団体、鉄道事業者など関係機関との連携体制の充実を図るとともに、市職員による初動体制の整備についても検討する。
緊急輸送道路の安全の確保
○緊急輸送道路の安全の確保のため、沿道の不燃化、ブロック塀の安全対策の啓発・指導等の重点実施、ブロック塀等の耐震診断及び撤去等助成事業の推進、特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の支援などを推進する。
重点 橋りょうの維持管理の推進
○国分寺市橋りょう長寿命化修繕計画に基づき、適切な維持管理により、橋りょうの信頼性の向上に努める。
応急対策用の燃料確保
○災害時における石油燃料類の供給に係る民間事業者等との協定締結を推進する。 ○燃料事業者との協定の実効性を高めるため、平時における燃料のストック状況、連絡体制、燃料の搬送体制などの構築に努めるとともに、災害発生時において緊急通行車両が専用又は優先により給油を受けるべき給油所を指定するなど災害対応力の強化を図る。協定締結団体の車両についても市緊急車両と同等に取り扱う。

○災害時に燃料不足にならないよう, 平時より庁用車の燃料の残量を確認し, 適宜市内ガソリンスタンドで給油を受ける。
災害発生時に備えた燃料管理などの普及啓発
○災害発生時の燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため, 日頃から市民及び事業者等に対し, 車両の燃料を半分以上としておくよう心がけるなど, 災害発生時に備えた燃料管理などの普及啓発を行う。
エネルギー確保の多様化による都市機能の維持
○住宅用太陽光発電機器等の設置補助を推進する。 ○都市開発と連動したコージェネレーション等の導入等, 自立・分散型電源の確保を促進する。
再生可能エネルギーの導入・創エネルギーの推進
○公共施設の新設や大規模改修の機会を捉え, 太陽光などの再生可能エネルギーの導入を図る。 ○住宅においては, 太陽光発電機器や燃料電池コージェネレーション機器の設置費用の一部を助成することで, 再生可能エネルギーの導入・創エネルギーを推進する。
重点 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の促進 【再掲⇒1-1), 2-2), 2-4), 5-1), 5-2), 6-3), 7-2)】
重点 道路整備の推進 【再掲⇒1-2), 2-2), 2-4), 5-1), 5-2), 6-3), 7-2)】
重点 計画的かつ効率的な道路整備の促進 【再掲⇒1-2), 2-2), 2-4), 5-1), 5-2), 6-3), 7-1), 7-2)】
重点 共助力強化による地域防災力の向上 【再掲⇒1-5), 2-2), 3-3), 4-3), 8-4)】
重点 防災まちづくり推進地区の拡充・支援 【再掲⇒1-5), 2-2), 3-3), 4-3), 8-4)】
重点 防災学習の場の提供 【再掲⇒1-5), 2-2), 2-6)】
重点 地域防災リーダーの育成 【再掲⇒1-5), 2-2), 2-6)】

重点 2-2)消防、警察等の被災等による救助・救急活動等の遅れ及び絶対的な不足

重点 防犯リーダーの育成
○地域の自主防犯リーダーを育成するための講習会を開催し、防犯に関する知識や防犯活動を通じたコミュニティの維持・活性化について学ぶ機会の提供を行うとともに、講習会の修了者を地域の防犯リーダーとして認定し活動してもらうことで地域防犯力の向上を図る。
避難行動要支援者登録制度の周知
○災害時に、自らの命を守るためにはどのようなことが必要であるかといったことを、障害者（児）、高齢者などの避難行動要支援者と周りの支援者について明確にし、避難行動要支援者とその家族、地域住民等の危機管理意識を向上させるため、避難行動要支援者とその家族、地域住民が、協力して災害発生時に適切な行動ができるよう啓発を図る。
緊急通行車両の円滑な通行
○適正な駐車規制と違法駐車取締りの強化を交通管理者に要請するとともに、必要に応じて駐車禁止に関する看板等を設置し、注意喚起を図るなど違法駐車対策を講じていく。
緊急通行車両等の交通の確保
○都内において震度6弱以上の地震が発生した場合、緊急通行車両等の交通確保のため、第一次交通規制として、環状7号線から都心方向へ流入する車両の通行抑制及び緊急自動車専用路として国道20号等の7路線を指定して通行禁止規制が実施される。その後、第二次交通規制として、被災状況等に応じて緊急交通路（市内においては府中街道・五日市街道）が指定されるなど、さらなる災害応急対策に必要な緊急通行車両等の交通確保が実施される。また、被災者の避難、傷病者の搬送、物資輸送、活動要員の移動等のため、緊急輸送道路として市内の幹線道路等が被害状況に応じ交通規制される場合がある。
○これらの規制情報や、震災発生時の対処について、市防災・ハザードマップ等の配布や、ホームページ等を活用し周知を進めていく。
オープンスペースの災害応急対策利用の検討
○オープンスペースに関連する各計画に防災の視点を導入し、災害時の有効活用を図る。
○都市生活の基本となり災害に有効な公園の整備と、延焼防止に有効な施設の緑化を進めるとともに、農地や緑地について、防災機能を評価した保全施策を講ずる。
重点 視認可能な建物名称(ヘリサイン)の表示
○大規模改造工事の実施時に、学校施設屋上にヘリサインの整備を行う。

消防水利の確保等
○震災時の大規模火災に備え, 市域内の消防水利の充足率の維持・向上を図るため, 都市開発と連動した消防水利の整備を行うとともに, 経年劣化に伴う既存施設の修繕及び改修を実施し, 消防水利を確保する。
消防団車両の更新
○震災時等の火災対応や救助活動を迅速に行うため, 消防団に配備している消防ポンプ車, 指揮車のうち, 一定の年数(消防ポンプ車はおおむね15年)が経過した車両を順次更新し, 消防力の充実強化を図る。
輸送車両の確保
○庁内全車両の事前把握及び災害時における活用を検討する。
交通の安全と円滑化
○震災時における交通の安全と円滑化を図るための対策を検討する。 ○占用物の把握を進め, 地下構造物の倒壊等による陥没が発生した際, 原因占用物の事業者へ対応を指示する。
道路環境整備の推進 【再掲⇒1-1)】
重点 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の促進 【再掲⇒1-1), 2-1), 2-4), 5-1), 5-2), 6-3), 7-2)】
重点 道路整備の推進 【再掲⇒1-2), 2-1), 2-4), 5-1), 5-2), 6-3), 7-2)】
重点 計画的かつ効率的な道路整備の促進 【再掲⇒1-2), 2-1), 2-4), 5-1), 5-2), 6-3), 7-1), 7-2)】
重点 無電柱化の推進 【再掲⇒2-1), 2-4), 5-1), 5-2), 6-3), 7-2)】
道路斜面等の安全対策の推進 【再掲⇒1-4)】
重点 共助力強化による地域防災力の向上 【再掲⇒1-5), 2-1), 3-3), 4-3), 8-4)】
重点 防災まちづくり推進地区の拡充・支援 【再掲⇒1-5), 2-1), 3-3), 4-3), 8-4)】
重点 防災学習の場の提供 【再掲⇒1-5), 2-1), 2-6)】

重点 地域防災リーダーの育成	【再掲⇒1-5), 2-1), 2-6)】
緊急輸送道路の機能確保	【再掲⇒2-1), 2-4), 5-1), 5-2), 6-3)】
重点 橋りょうの維持管理の推進	【再掲⇒2-1), 2-4), 5-1), 5-2), 6-3)】

2-3)想定を超える大量の帰宅困難者の発生, 混乱

帰宅困難者対策の推進
<p>○帰宅困難者自身の安全, 発災後に優先すべき救助・救護・消火活動・緊急輸送等を円滑に行うため, 一斉帰宅の抑制の徹底, 一時滞在施設の確保, 安否確認や情報提供のための体制整備, 帰宅支援など, 総合的な帰宅困難者対策を推進する。</p> <p>○災害時に帰宅困難者を受け入れる都の一時滞在施設や西国分寺駅及び国分寺駅周辺の帰宅困難者が避難する緊急避難場所としての学校等において, 災害時にこれらの機能が適切に発揮されるよう施設管理者や交通事業者等と連携し体制づくりを行う。</p>
事業所による自助・共助の強化
<p>○首都直下地震帰宅困難者等対策協議会が取りまとめた「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」を参考に一斉帰宅を抑制するための計画作成や体制整備を都と連携して事業者へ促すとともに, 災害時の助け合いの気運を醸成する。</p>
災害時帰宅支援ステーションの拡充
<p>○都と連携して帰宅を支援するための災害時帰宅支援ステーションの拡充を図り, 市民・事業者に周知する。</p>
エイドステーションの設置
<p>○国分寺市赤十字奉仕団が窪東公園内に設置するエイドステーションについては, 平時より関係機関との連携を行い, 充実を図る。</p>
他施設への避難の誘導強化
<p>○スペースが限られるため, 帰宅困難者一時滞在施設の過密化によって収容できない人の発生や物資の不足等が起きないように, 近隣の施設や避難所への誘導を図る。また, 帰宅困難者が施設に到着する前に, 駅などで収容施設を案内するなど周知徹底を図る。</p> <p>○帰宅困難者一時滞在施設の位置付けを明確にし, 避難所等への避難につなげる体制を確立する。</p> <p>○平時より, 指定管理者との有事の際の協力体制を構築していくように努める。</p>
多言語による防災知識の普及啓発, 外国人支援
<p>○日本語による防災情報の理解が困難な外国人の安全を確保するため, 都と連携しながら, 支援体制を整備する。</p> <p>○防災に関する情報の多言語化, 外国人住民の防災への意識の向上を図る。</p>

2-4)医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

救急医療体制の充実
○災害時に医療機能を維持するため、医師会、歯科医師会及び関係医療機関との連携により、平時から医療施設、医療資機材や備蓄医薬品、医療救護体制の整備・強化を図る。
医療系防災訓練の実施促進
○医療機関が災害時にも継続的に業務を行えるよう、防災訓練において医師会災害対策本部の設置や医療救護班の編成などを行っていく必要がある。
医薬品等の確保
○医薬品や医療資機材が絶対的に不足する事態を回避するため、都、薬剤師会、卸売販売業者と連携し医薬品等の確保に向けた供給体制を強化する。
迅速な輸送道路等啓開に向けた連携体制の構築
○災害時においても交通や物流を確保し、道路閉塞による救助・救援、緊急物資輸送への支障を防止するため、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関との連携体制の構築を推進する。
○夜間における避難及び支援活動が円滑に進むよう、照度が高く低電力量のLED灯への交換を推進する。
緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の促進 【再掲⇒1-1), 2-1), 2-2), 5-1), 5-2), 6-3), 7-2)】
道路整備の推進 【再掲⇒1-2), 2-1), 2-2), 5-1), 5-2), 6-3), 7-2)】
計画的かつ効率的な道路整備の促進 【再掲⇒1-2), 2-1), 2-2), 5-1), 5-2), 6-3), 7-1), 7-2)】
無電柱化の推進 【再掲⇒2-1), 2-2), 5-1), 5-2), 6-3), 7-2)】
緊急輸送道路の機能確保 【再掲⇒2-1), 2-2), 5-1), 5-2), 6-3)】
橋りょうの維持管理の推進 【再掲⇒2-1), 2-2), 5-1), 5-2), 6-3)】

2-5)被災地における疫病・感染症等の大規模発生

避難者の健康管理体制の強化
○災害時には保健活動チームを編成し, 避難生活の長期化による生活環境の悪化に対応する。避難所の運営等においては, 子ども, 女性, 高齢者, 障害者等の要配慮者を含めた全ての避難者の健康管理や心のケア, 車中泊等によるエコノミークラス症候群患者への対応等のきめ細かい対策の充実を図る。
予防接種の実施
○平時から感染症の発生やまん延を防止するための予防接種を実施していく。
感染症まん延時を想定した帰宅困難者一時滞在施設の開設・運営方法の確立
○感染症まん延時を想定した帰宅困難者一時滞在施設の開設・運営方法の確立, 習熟を推進する。また, その開設に必要な物品確保に努める。 ○指定管理施設の場合には, 平時より指定管理者との有事の際の協力体制を構築していくように努める。
帰宅困難者一時滞在施設における過密状態の防止対策の実施
○感染症まん延時に帰宅困難者一時滞在施設において避難者が過密状態となった場合, 感染者の発生・拡大の危険性が高まることから, 可能な限り過密状態を防止する対策に努める。 ○指定管理施設の場合には, 平時より指定管理者との有事の際の協力体制を構築していくように努める。
避難所等での衛生環境の確保
○避難所での疾病や感染症等の拡大防止等, 避難所内の衛生環境確保に向けて, 避難所運営組織等との連携を密にし, 安全な運営体制を整備する。 ○避難所における感染症の集団発生を防止するため, 感染症予防対策を盛り込んだ避難所運営マニュアルを作成し, 施設管理者や自治会・町内会, 自主防災組織等と継続的に避難所運営訓練等を実施することによって避難所の開設・運営が円滑に行えるよう体制づくりを進める。 ○避難者間で感染症が流行しないよう, 平時から感染予防対策を推進する。また, 感染予防の正しい知識の普及・啓発, 感染症の予防及びまん延防止対策, 予防接種事業の充実と接種率の向上に向け, より一層平時からの感染予防対策を促進する。
避難所における適切な室内環境の維持
○施設の快適性の担保のため, 屋内運動場への空調設置等を推進する。

保健衛生体制等の整備
<ul style="list-style-type: none"> ○災害時における被災者からの健康相談等の実施体制の整備により、被災者の心身の安定や感染症の予防対策など保健衛生体制の強化を進める。 ○様々な災害を想定し、防疫用資機材の備蓄と調達体制の確保、避難所における衛生物品等の必要量の確保についての取組を促進する。
感染拡大防止のための隔離措置
<ul style="list-style-type: none"> ○感染拡大防止のための隔離措置に必要な施設及び人員、物資を迅速に手配するため、市施設や災害時協力協定の運用計画の精度を高めるとともに関係機関との連携を強化する。
感染症まん延時を想定した二次避難所の開設・運営方法の確立
<ul style="list-style-type: none"> ○感染症まん延時を想定した二次避難所の開設・運営方法の確立、習熟を推進する。また、その開設に必要な物品確保に努める。 ○指定管理施設の場合には、平時より指定管理者との有事の際の協力体制を構築していくように努める。
二次避難所における過密状態の防止対策の実施
<ul style="list-style-type: none"> ○感染症まん延時に二次避難所において避難者が過密状態となった場合、感染者の発生・拡大の危険性が高まることから、可能な限り過密状態を防止する対策に努める。 ○指定管理施設の場合には、平時より指定管理者との有事の際の協力体制を構築していくように努める。
感染症まん延時を想定した緊急避難場所の開設・運営方法の確立
<ul style="list-style-type: none"> ○感染症まん延時を想定した緊急避難場所の開設・運営方法の確立、習熟を推進する。また、その開設に必要な物品確保に努める。 ○指定管理施設の場合には、平時より指定管理者との有事の際の協力体制を構築していくように努める。
緊急避難場所における過密状態の防止対策の実施
<ul style="list-style-type: none"> ○感染症まん延時に緊急避難場所において避難者が過密状態となった場合、感染者の発生・拡大の危険性が高まることから、可能な限り過密状態を防止する対策に努める。 ○指定管理施設の場合には、平時より指定管理者との有事の際の協力体制を構築していくように努める。
指定管理者における感染症対策
<ul style="list-style-type: none"> ○指定管理者との間で、感染症対策を含む災害対応時の役割分担や費用負担の方針、協議の方法をあらかじめ協定等で定めておくことを推進する。

災害対応時の感染防止
○職員間での感染を防ぐため, 防災拠点の空間や運用方法を確認し, 三つの密(①密閉空間, ②密集場所, ③密接場面)を避けるための対策を講じる。
下水道施設の強化
○国分寺市公共下水道ストックマネジメント実施方針に基づき点検調査及び修繕・改築を行い, 下水道施設の予防保全, 長寿命化また耐震化を行い, 安心・安全な下水道サービスを継続的に提供する。また, 未供用地区においても同様の下水道サービスを提供するため, 下水道施設の整備を行う。
避難所等の下水道施設の耐震化
○避難所, ターミナル駅や災害復旧拠点などの排水を受け入れる下水道管の耐震化を進める。
福祉避難所の設置促進
○社会福祉施設等を活用し, 障害者(児), 乳幼児, 高齢者などの要配慮者を避難させる福祉避難所の設置を引き続き促進する。また, 平時より福祉避難所に指定された社会福祉施設等と災害時の連絡体制や受入手順などについて, 取決めを行うとともに, 訓練等を通じて連携の強化を図る。
飼い主への啓発
○災害時の市のペット対策をまとめたパンフレットを作成する。 ○飼い犬の登録時や狂犬病予防接種等の機会を活用し, ペット同行避難や動物避難所における対応, 飼い主によるペットに必要な物資の備蓄等を啓発する。
広域火葬体制の構築
○東京都と連携し, 都内市区町村及び都外の火葬場を活用して広域火葬を実施する体制の構築に努める。
避難所の量的確保
○避難所が過密にならないよう, 可能な限り避難スペースの拡充を図るとともに, 市の避難所に指定されていない国や都が保有する施設の活用に向けて施設管理者と協議・調整を行う。また, 必要な場合は市内のホテル等の活用を検討する。 ○避難者の密集を避けるため避難所が不足することから, 学校の校庭や都市公園等におけるテント泊や車中泊について検討する。

2-6)劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

二次避難所の開設・運営方法の確立
○災害時の二次避難所の円滑な設置・運営に向けて、担当部署の役割分担や二次避難所となる施設の開設手順等について、平時から防災担当と連携し、マニュアル作成に取り組むとともに、訓練を実施し、災害時に速やかに開設できるよう体制構築に努める。
要配慮者の移動手手段の確保
○地区防災センターから二次避難所等へ移動するための交通手段を確保するため、福祉車両を保有する事業者との協定を締結するとともに、情報訓練等を通して実効性の確保を図る。
女性の参画推進啓発
○様々な場面で女性参画が推進されるよう、平常時から男女共同参画に関する広報啓発を行う。
女性の参画と多様性の視点を取り入れた避難所運営の推進
○近年の災害における避難所運営の教訓を踏まえ、すべての避難者が安全に安心して過ごせる避難所の運営に向け、女性の視点を十分に反映させるための女性参画を推進する。
○妊産婦や子育て世代、外国人や性的マイノリティ等への配慮やペット同行避難者の受入れ及び支援などへの理解を深めるとともに、関係機関等との連携による相談体制の充実を進めるなど、避難所の生活環境の向上を図る。
住宅復興への取組
○被災した市民の生活環境を早期に復旧させるため、被災者の自力再建を支援するとともに、応急的な住宅の整備、自力での住まいの確保支援、公的住宅等の供給など住宅復興対策の実施による避難所生活の早期解消を目指していく。
防災学習の場の提供 【再掲⇒1-5), 2-1), 2-2)】
地域防災リーダーの育成 【再掲⇒1-5), 2-1), 2-2)】
避難所等での衛生環境の確保 【再掲⇒2-5), 7-5)】
保健衛生体制等の整備 【再掲⇒2-5), 7-5)】

感染拡大防止のための隔離措置 【再掲⇒2-5), 7-5)】
福祉避難所の設置促進 【再掲⇒2-5), 7-5)】
飼い主への啓発 【再掲⇒2-5), 7-5)】

2-7)要配慮者への支援の不足等により, 死傷者が増大する事態

避難行動要支援者の把握と支援
○要配慮者について, 避難行動要支援者名簿の作成・共有化や, 個別計画(避難支援計画)の作成, 住民参加による防災訓練など, 平時からの対策を推進する。
多言語による情報発信, 外国人支援
○外国人市民への効果的な情報提供について研究, 関係部署との情報共有を進め, 必要文書の多言語翻訳等に協力する。 ○「やさしい日本語」の活用を促進する。
情報の多言語化
○在住外国人等への案内・防災情報の提供を十分に実施するため, 関連部署が行う情報発信や案内看板等の多言語化に協力する。
市内のバリアフリー化の促進
○地区防災センター等においてユニバーサルデザインの充実を図ることや, 公共施設等周辺のバリアフリー化を進めることで, 災害時においても誰もが安心して利用できる避難空間の確保を図る。
救急通報システム
○ひとり暮らし等の高齢者が家庭内で緊急事態(病気)に陥っていないかの確認を行い, 救命が必要な状態であれば, 速やかに救急要請を行う。
避難行動要支援者登録制度の周知 【再掲⇒2-2), 4-3), 4-4)】

2-8)大規模な火山噴火の降灰により様々な混乱が発生する事態**火山灰対策の推進**

- 富士山噴火に伴う降灰による被害は、都市においては、少量の火山灰であっても、社会的影響が大きいため、関係機関との連携のみならず、地域に根ざしたボランティア等の市民団体、自主防災組織、また、それらの相互の連携・支援を通して、個人と組織、団体と団体等との繋がりを育成・強化するなど、地域全体で火山災害に取り組む体制の構築や維持について都と連携し検討していく。
- 火山対策として、噴火兆候の早期把握に努めるとともに、降灰情報の伝達及び降灰被害発生時における関係機関との連絡・連携体制を強化する。また、降灰した宅地、都市農地、公園緑地等について、国や都の対応状況を踏まえて、市としての必要な対応を検討していく。

3 必要不可欠な行政機能を確保する

重点 3-1)防災拠点となる庁舎が被災することによる災害対策機能の機能不全

重点 新庁舎建設事業
<ul style="list-style-type: none">○地震等の災害時の拠点として十分な機能を備え、災害対応の中核拠点としての機能強化を図るため、新庁舎の整備を進める。○新庁舎建設地として、災害対応の関連機関である国分寺消防署や、国分寺市医師会の災害対策本部が置かれる「いずみプラザ」と隣接し、いざというときには避難場所・活動場所としての活用が想定されている都立武蔵国分寺公園や史跡指定地にも近接する、「泉町所有地」に移転することを決定している。○新庁舎建設に当たっては、災害対策拠点として、万全の性能と機能を確保するとともに、「国分寺市新庁舎建設基本計画」に示す、具体的な機能の設定を踏まえ、検討を行うとともに、SDGs の達成に向け、環境への配慮等の取組を積極的に進める。
重点 計画的な施設管理
<ul style="list-style-type: none">○国分寺市公共施設個別施設計画に基づき、維持管理修繕及び長寿命化改修を着実に実施し、公共施設の長寿命化を推進する。○国分寺市公共施設適正再配置計画に基づき、複合化・多機能化を伴う公共施設の再配置の検討を行う。
新庁舎の仕様に合わせた ICT-BCP の策定
<ul style="list-style-type: none">○新庁舎建設スケジュールに合わせ、庁舎の設計・仕様を策定する段階にて ICT-BCP 策定を検討する。
新庁舎建設スケジュールに合わせたサーバールーム構想
<ul style="list-style-type: none">○新庁舎建設スケジュールや推進方法が明確となった後、新庁舎情報化施策の推進メンバーにて施策を推進する。DR システムについては、新庁舎建設時に構築となる想定であるため、DR システムの方式(データバックアップ方式かレプリケーション方式か等)や対象業務・システム(証明発行業務※住民情報、戸籍、印鑑のみか)、対象帳票等の仕様を構築事業者と取り決め、見積依頼や予算取りを行う。○新サーバールームファシリティ設計は、独立行政法人情報処理推進機構が定める基準に照らしてセキュリティを確保する。

災害時の対応強化
<p>○災害時に市民に必要な業務を早期に再開することを目的に作成している業務継続計画（BCP）や各種災害時の対応マネージャーなどについて業務実態やシステム停止など様々な状況を想定しマニュアルの見直しを行い適切な運用を図るよう、さらなる災害体制の強化を進める。</p> <p>○近年の災害や社会情勢の変化などを踏まえ、訓練内容の改善を行い新たな災害による教訓や課題への対応を図る。</p> <p>○職員一人ひとりが業務継続計画及び応急対策業務の内容を十分に理解し、災害時に限られた人数であっても実際に行動できるよう、平時から災害対応への意識を高める。</p>
他自治体との連携
<p>○大規模災害時、市だけでは十分な応急復旧ができない時に備え、相互応援協定等を締結している近隣自治体や遠隔地の自治体との連携をより一層強化していく。また、受援体制計画の作成などによる他自治体からの受援体制の構築を図る。</p>
庁舎等の被災時における代替場所の確保
<p>○大規模災害時に災害対策本部となる庁舎をはじめ、防災拠点となる施設が被災し、使用不能となった際に、応急対策や救助活動等の活動拠点として使用できるよう、代替施設を事前に確保する。</p>
防災拠点となる庁舎等における非常電源の確保・充実
<p>○電力供給の途絶に備えて、発災後 72 時間の市災害対策本部や避難施設等の運営に必要な非常用発電機等の整備と燃料の備蓄を進める。また、長期の停電にも備えるため、電源の多様化による電力の確保に取り組む。</p>
エネルギー確保の多様化による庁舎機能の維持
<p>○新庁舎建設の際は、太陽光発電システム、非常用発電設備の設置、断熱性の高い資材を活用した空調負荷の軽減を検討する。</p>
情報通信システムの電源途絶に対する対応検討
<p>○電源途絶等に対する情報通信システムの機能確保に向けて、重要な行政情報確保のための DR システムの構築等の対策を検討するとともに、新庁舎建設スケジュールに合わせて検討を進めている ICT-BCP に非常用電源による電源供給の計画を盛り込めるよう検討を進める。</p>
防災上重要な市立建築物の耐震化 【再掲⇒1-1), 3-2)】
公共建築物における天井の脱落防止対策 【再掲⇒1-1), 3-2)】

3-2)市職員・施設等（庁舎除く）の被災による機能の大幅な低下

業務の効率化
○職員一人ひとりが業務継続計画及び応急対策業務の内容を十分に理解し、災害時に少人数の職員体制でも必要な応急対策業務や通常業務が行えるよう、平時から応急対策業務等について ICT の活用などによる効率化に取り組んでいく。
応急活動の長期化による職員の身体的、精神的な疲労に対するケア体制の検討
○応急活動の長期化による職員の身体的、精神的な疲労に対するケア体制を検討する。 ○職員の危機管理能力の向上を図るため、研修や訓練の内容を充実する。 ○平時から職員の健康管理・メンタルヘルスケアの意識を高めるための研修を行う。
防災上重要な市立建築物の耐震化 【再掲⇒1-1), 3-1)】
公共建築物における天井の脱落防止対策 【再掲⇒1-1), 3-1)】
災害対応時の感染防止 【再掲⇒2-5), 7-5)】
計画的な施設管理 【再掲⇒3-1)】
災害時の対応強化 【再掲⇒3-1)】
他自治体との連携 【再掲⇒3-1)】
庁舎等の被災時における代替場所の確保 【再掲⇒3-1)】
防災拠点となる庁舎等における非常電源の確保・充実 【再掲⇒3-1)】
情報通信システムの電源途絶に対する対応検討 【再掲⇒3-1), 4-1)】

3-3)被災による治安の悪化, 社会の混乱

防犯関連団体との連携	
○発災直後の混乱から速やかに秩序を回復し、また、震災に乗じた犯罪から市民を守るために、市は小金井警察署や防犯まちづくり委員会、自主防犯活動団体との連携体制の確立を図る。	
災害時の防犯に関する情報提供	
○災害時における犯罪発生を防止するため必要な知識を市民向け講話会等で情報提供を行う。	
共助力強化による地域防災力の向上	【再掲⇒1-5), 2-1), 2-2), 4-3), 8-4)】
防災まちづくり推進地区の拡充・支援	【再掲⇒1-5), 2-1), 2-2), 4-3), 8-4)】
防犯リーダーの育成	【再掲⇒2-2), 8-2), 8-4)】

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する

4-1)防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

情報通信機能の耐災害性の強化・高度化等
○システムのネットワークにおける主要な通信網については、複数の通信回線を用意する等の冗長化を図る。
情報通信手段の多様化
○関係機関や防災拠点となる施設において、IP 無線機の増強、既存設備を活用した情報通信手段の強化、多様化の検討を進める。
情報取得手段の周知
○市内の事件・犯罪情報、災害情報等を配信する「国分寺市生活安全・安心メール」について周知を行い、登録者の増加を図る。
新庁舎の仕様に合わせた ICT-BCP の策定 【再掲⇒3-1)】
新庁舎建設スケジュールに合わせたサーバールーム構想 【再掲⇒3-1)】
情報通信システムの電源途絶に対する対応検討 【再掲⇒3-1), 3-2)】

4-2)テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

情報伝達手段の充実
<p>○現在、災害情報を提供している防災行政無線、市ホームページ、生活安全・安心メールやツイッター、エリアメールなどの多重化をより一層進め、すべての市民が正確な情報を確実に入手できるよう取組を進める。また、情報手段の多重化とともに、伝達手段ごとに送信作業を行うことから時間を要しており、多様な手段でかつ短時間に送信できる仕組みの構築を検討する。</p> <p>○防災行政無線の改善、広報車での巡回、協定団体による情報提供、地域や関係団体等と連携した伝達など高齢者、障害者、外国人等にも配慮した多様な提供手段を確保し確実にかつ迅速に災害情報を提供していく。</p>
公共施設等 Wi-Fi 環境整備事業
<p>○災害時における新型コロナウイルス等感染症への対策として、避難所での密集を避けるために、新たな避難所とする主な施設における通信基盤として、Wi-Fi 環境を整備する。</p>
情報取得手段の周知 【再掲⇒4-1), 4-3), 4-4)】

4-3)災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

災害時のホームページ運用周知
<p>○災害時に市ホームページへのアクセス負荷軽減のため、検索エンジンにページを複製し誘導するキャッシュサイトを作成するとともに、市民へキャッシュサイトの活用を周知する。</p>
共助力強化による地域防災力の向上 【再掲⇒1-5), 2-1), 2-2), 3-3), 8-4)】
防災まちづくり推進地区の拡充・支援 【再掲⇒1-5), 2-1), 2-2), 3-3), 8-4)】
避難行動要支援者登録制度の周知 【再掲⇒2-2), 2-7), 4-4)】
情報取得手段の周知 【再掲⇒4-1), 4-2), 4-4)】

重点 4-4)要配慮者の情報獲得手段が限られていることによる重要情報伝達の不備

避難行動要支援者登録制度の周知 【再掲⇒2-2), 2-7), 4-3)】
要配慮者の移動手手段の確保 【再掲⇒2-6)】
多言語による情報発信, 外国人支援 【再掲⇒2-7)】
情報の多言語化 【再掲⇒2-7)】
重点 情報取得手段の周知 【再掲⇒4-1), 4-2), 4-3)】

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1) エネルギー供給, 流通機能の麻痺による地域経済活動の停滞

事業者の事業継続計画(BCP)の策定促進
○国や東京都, 商工会等の関係機関等と連携し, 事業者の事業継続計画(BCP)の策定が推進するよう働きかける。
中小企業の事業継続力強化支援
○国や東京都, 商工会等の関係機関等と連携し, 中小企業強靱化法に基づく事業継続力強化計画の普及啓発及び策定が推進するよう働きかける。
先進的な防災技術・製品の実用化支援
○東京都と連携し, 市内事業者の優れた防災技術を用いた製品の実用化や販売促進を支援することにより, 都市防災力の向上と産業の活性化を図る。
エネルギー供給事業者等との連携強化
○電気やガスなど, エネルギー供給の長期途絶を回避するため, 平時からエネルギー供給に関する災害情報の連絡訓練を実施し, 事業者と市との連携体制を強化する。
緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の促進 【再掲⇒1-1), 2-1), 2-2), 2-4), 5-2), 6-3), 7-2)】
道路整備の推進 【再掲⇒1-2), 2-1), 2-2), 2-4), 5-2), 6-3), 7-2)】
計画的かつ効率的な道路整備の促進 【再掲⇒1-2), 2-1), 2-2), 2-4), 5-2), 6-3), 7-1), 7-2)】
無電柱化の推進 【再掲⇒2-1), 2-2), 2-4), 5-2), 6-3), 7-2)】
緊急輸送道路の機能確保 【再掲⇒2-1), 2-2), 2-4), 5-2), 6-3)】
橋りょうの維持管理の推進 【再掲⇒2-1), 2-2), 2-4), 5-2), 6-3)】
エネルギー確保の多様化による都市機能の維持 【再掲⇒2-1), 6-1)】

5-2)地域交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の促進 【再掲⇒1-1), 2-1), 2-2), 2-4), 5-1), 6-3), 7-2)】
道路整備の推進 【再掲⇒1-2), 2-1), 2-2), 2-4), 5-1), 6-3), 7-2)】
計画的かつ効率的な道路整備の促進 【再掲⇒1-2), 2-1), 2-2), 2-4), 5-1), 6-3), 7-1), 7-2)】
無電柱化の推進 【再掲⇒2-1), 2-2), 2-4), 5-1), 6-3), 7-2)】
緊急輸送道路の機能確保 【再掲⇒2-1), 2-2), 2-4), 5-1), 6-3)】
橋りょうの維持管理の推進 【再掲⇒2-1), 2-2), 2-4), 5-1), 6-3)】

5-3)食料等の安定供給の停滞

物資供給体制の確保 【再掲⇒2-1)】

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1)電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止

エネルギー確保の多様化による都市機能の維持 【再掲⇒2-1), 5-1)】
再生可能エネルギーの導入・創エネルギーの推進 【再掲⇒2-1)】
交通の安全と円滑化 【再掲⇒2-2), 6-3), 7-2)】

6-2)上下水道の長期間にわたる機能停止

下水道管施設の強化
○災害等に伴う下水道施設被害による社会的影響を最小限に抑制し、速やかな復旧を可能にするため、下水道管路施設の計画的な点検調査及び修繕・改築を行い、安心・安全な下水道サービスを継続的に提供する。
災害時等の下水道施設の確保
○災害時におけるトイレ機能を確保するため、施設から排水を受け入れる下水道管とマンホールの接続部の耐震化について、避難所、災害時に多くの帰宅困難者が発生し、トイレ機能の需要が見込まれるターミナル駅、災害復旧に使用する庁舎等の災害復旧拠点などの施設において進める。
応急給水体制の整備 【再掲⇒2-1)】
むかしの井戸の整備・管理 【再掲⇒2-1)】
下水道施設の強化 【再掲⇒2-5)】
避難所等の下水道施設の耐震化 【再掲⇒2-5)】

重点 6-3)地域交通ネットワークが分断する事態

凍結防止剤の配備
○狭あい道路等の勾配の急な区間等における車両スリップ防止のため, 凍結防止剤を配備する。
マンホール浮上の抑制
○災害時においても, 液状化の危険性の高い地域にある, 緊急輸送道路などのほか, 避難所などと緊急輸送道路を結ぶ道路の交通機能を維持するため, 液状化によるマンホールの浮上を抑制する対策を実施する。
重点 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の促進 【再掲⇒1-1), 2-1), 2-2), 2-4), 5-1), 5-2), 7-2)】
重点 道路整備の推進 【再掲⇒1-2), 2-1), 2-2), 2-4), 5-1), 5-2), 7-2)】
重点 計画的かつ効率的な道路整備の促進 【再掲⇒1-2), 2-1), 2-2), 2-4), 5-1), 5-2), 7-1), 7-2)】
重点 無電柱化の推進 【再掲⇒2-1), 2-2), 2-4), 5-1), 5-2), 7-2)】
緊急輸送道路の機能確保 【再掲⇒2-1), 2-2), 2-4), 5-1), 5-2)】
重点 橋りょうの維持管理の推進 【再掲⇒2-1), 2-2), 2-4), 5-1), 5-2)】
交通の安全と円滑化 【再掲⇒2-2), 6-1), 7-2)】

7 制御不能な二次災害・複合災害を発生させない

重点 7-1)地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

家具類の転倒・落下・移動防止, ガラス等の飛散防止等の対策	【再掲⇒1-1), 1-2)】
重点 木造住宅密集地域等の解消	【再掲⇒1-1), 1-2)】
通電火災の防止, 普及啓発	【再掲⇒1-2)】
重点 防火地域・準防火地域の指定	【再掲⇒1-2)】
重点 計画的かつ効率的な道路整備の促進	【再掲⇒1-2), 2-1), 2-2), 2-4), 5-1), 5-2), 6-3), 7-2)】

重点 7-2)沿線・沿道の建築物倒壊に伴う閉塞，地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化
○災害時応援協定を締結する民間団体等との連絡窓口の確認を定期的に行うとともに，必要に応じて協定の内容について見直しを行うなど，連携体制の強化を図る。
被災建築物の応急危険度判定の体制整備
○東京都防災ボランティア制度に基づく，被災建築物応急危険度判定員の実施体制の整備のため，民間技術者への制度の周知を行うとともに，被災建築物応急危険度判定員との定期的な訓練及び判定技術等に関する講習会等を行う。 ○国分寺市被災建築物応急危険度判定業務マニュアルに基づき，体制を整備する。
重点 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の促進 【再掲⇒1-1), 2-1), 2-2), 2-4), 5-1), 5-2), 6-3)】
重点 道路整備の推進 【再掲⇒1-2), 2-1), 2-2), 2-4), 5-1), 5-2), 6-3)】
重点 計画的かつ効率的な道路整備の促進 【再掲⇒1-2), 2-1), 2-2), 2-4), 5-1), 5-2), 6-3), 7-1)】
重点 無電柱化の推進 【再掲⇒2-1), 2-2), 2-4), 5-1), 5-2), 6-3)】
交通の安全と円滑化 【再掲⇒2-2), 6-1), 6-3)】

7-3)有害物質が大規模拡散・流出する事態

特定化学物質の使用量等の把握

- 特定化学物質の使用量等の報告を受け、状況を把握する。
- 東京都による「化学物質を取り扱う事業所のための防災対策マニュアル」による対策を、事業者に周知する。

空間放射線量などの測定

- 東日本大震災の影響を受けて、市民の安全・安心を確保するため、市放射能対策に関する基本的な対応方針に基づき、公共施設における空間放射線量などを継続的に測定し、基準より高い数値が出た場合は除染するとともに、必要に応じて国や東京都などの関係機関との連携・調整等の対応を行う。
- 市民に対しては、空間放射線量測定機器の貸出しのほか、公共施設における空間放射線量測定結果の公表など、迅速な情報提供を行う。

建築物のアスベスト飛散防止対策の促進

- 民間建築物において、アスベストが飛散し被害をもたらすことがないように、建築基準法に基づき、既存の特定建築物所有者に対して、定期調査報告を求め、必要により指導を行う。

7-4)農地・森林等の荒廃による被害拡大

都市農地保全の推進

- 市内農地のうち8割を超える生産緑地の農業者間等の貸借を進める。また、災害に対応するための生産施設等の整備について、JAと連携して国や東京都の補助事業を活用し、市としても積極的に支援して都市農地の保全を図る。
- 市の都市農業の基盤である農地を適切に保全していくため、農地の減少抑制策を推進するとともに、災害時のオープンスペースとして農地を活用し、防災機能の向上を図る。

防災活動と連動した農地の防災機能に対する理解の促進

- 農地の防災機能を周知するとともに、災害時において円滑に利用され、市民の安全を守るため、市ホームページや防災・ハザードマップへの掲載、防災訓練等の様々な機会に農地の防災機能に対する市民の理解を深めるよう努める。

7-5)感染症がまん延する状況下において、地震などの災害が発生し、感染が拡大する事態

感染防止に資する避難行動の周知
<p>○避難とは、「難」を「避」けることであり、市防災・ハザードマップや避難行動判定フロー等を踏まえた上で、自宅等で安全を確保できる場合は、感染のリスクを負ってまで避難場所に行く必要がないことを周知する。</p> <p>○避難所は、災害により自宅に戻れなくなった人が一時的に滞在する場所であることや集団感染の発生リスクがあることから、ライフライン等が被災した場合であっても引き続き自宅で居住が可能な場合は、在宅避難を検討することを啓発する。</p> <p>○在宅避難に備え、食料の備蓄や自宅の耐震診断・耐震改修、家具の転倒防止等の家庭の対策を促し、被災後も自宅で過ごせる環境づくりの取組を啓発する。</p> <p>○避難所が過密状態になることを防ぐため、避難先として、安全な親戚・知人宅等も選択肢として検討することを周知する。</p> <p>○避難する際は、食料や水等の非常用備蓄品に加え、マスク、消毒液（ウェットティッシュ等）、石鹸、体温計、上履き等を携行することを周知する。</p>
避難所の量的確保 【再掲⇒2-5)】
避難所等での衛生環境の確保 【再掲⇒2-5), 2-6)】
保健衛生体制等の整備 【再掲⇒2-5), 2-6)】
感染拡大防止のための隔離措置 【再掲⇒2-5), 2-6)】
災害対応時の感染防止 【再掲⇒2-5), 3-2)】
福祉避難所の設置促進 【再掲⇒2-5), 2-6)】
飼い主への啓発 【再掲⇒2-5), 2-6)】

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1)大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

がれき処理マニュアルの策定
○災害時のごみ、がれき等の発生と処理を想定した処理計画を作成し、処理体制を整える。
震災廃棄物の支援体制構築
○大量に発生する震災廃棄物の処理を円滑に進め、迅速・適正な応急対策及び復旧が可能となるよう、処理体制の構築に努めるとともに、民間団体や関係自治体との協力体制を構築する。
災害廃棄物処理体制強化
○災害等により発生する大量のごみについては市地域防災計画に基づき処理を行う。また、廃棄物処理施設の整備を進めるとともに、環境省の「災害廃棄物対策指針」及び東京都「災害廃棄物処理計画」に基づき、市災害廃棄物処理計画を策定し、災害廃棄物処理体制の強化を目指す。

8-2)復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

ボランティア受入体制の整備
○災害時の復旧復興に重要な役割を担う災害ボランティアやボランティアコーディネーターの体制整備と人材育成の強化を社会福祉協議会と連携し整備する。
家屋被害状況調査の体制整備
○災害後の生活の再建をするための被害状況調査や被災証明の発行、生活再建相談などをより迅速に実施できる体制の整備、必要な資機材の確保と継続的な講習会や訓練を実施し災害体制の強化を進めていく。
迅速な都市復興への取組の強化
○復興まちづくり計画策定の手順の確認を含めた事前検討、復興訓練の実施等、迅速な都市復興への取組を強化する。
防犯リーダーの育成 【再掲⇒2-2), 3-3), 8-4)】
住宅復興への取組 【再掲⇒2-6)】

8-3)事業用地の確保, 仮設住宅, 仮店舗, 仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

<p>都市再生地籍調査</p> <p>○災害発生後の円滑な復旧・復興のためには, 土地の権利関係を明確にした現地復元能力のある地籍図等を整備しておくことが必要不可欠であることから, 地籍調査事業の実施を促進する。なお, 地籍調査事業における一筆調査については, 調査に多くの時間を要することから, 大規模災害からの復旧・復興に重要な動線を確保するため, 道路・水路・鉄道敷と民地との境を先行して確定していく街区調査で推進する。</p>
<p>住宅対策(応急仮設住宅の整備)</p> <p>○大規模災害時において, 応急仮設住宅の整備が可能な公用地として, 現在, 武蔵国分寺公園泉地区, けやき運動場, 窪東公園と北町公園が選定されている。応急仮設住宅建設候補地が災害時にも機能できるように適切に維持管理をする。</p>
<p>震災復興マニュアルの策定等の推進</p> <p>○平時から震災時の円滑な復興事業の実施を見据え, 災害復興において庁内体制や外部からの応援・連携体制を早期に整備できるよう復興体制の明確化を図る。また, 被災後の迅速かつ計画的な復興まちづくりについて, 各分野の施策や手順等について整理・検討し, 計画や方針, 行動マニュアル等の整備を進める。</p>
<p>住宅対策(既存ストックの修繕)</p> <p>○予防保全的な住宅の維持管理を行い, 入居者が安心して居住できる環境を整備する。退去住宅については修繕を優先的に行い, 次の入居者及び災害時の一時避難場所としても使用が可能となる。</p>
<p>迅速な都市復興への取組の強化 【再掲⇒8-2), 8-4)】</p>

重点 8-4)地域コミュニティの崩壊や地域コミュニティの防災活動が行われないこと等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

地域コミュニティの維持
○大規模災害時にお互いが支え合う「共助」は、地域コミュニティの基盤であり、地域コミュニティの維持やその活力を向上する取組を通して、平時から住民が互いに支え合う関係の維持や深化を図る。
重点 共助力強化による地域防災力の向上 【再掲⇒1-5), 2-1), 2-2), 3-3), 4-3)】
重点 防災まちづくり推進地区の拡充・支援 【再掲⇒1-5), 2-1), 2-2), 3-3), 4-3)】
重点 防犯リーダーの育成 【再掲⇒2-2), 3-3), 8-2)】
迅速な都市復興への取組の強化 【再掲⇒8-2), 8-3)】

8-5) 貴重な歴史文化財や環境的資源の喪失

史跡等の周辺地区内におけるブロック塀の生け垣化の推進

○沿道のブロック塀の生け垣化は、緑豊かな住環境形成だけでなく、地震等の災害に強いまちづくりを進めるためにも促進する。既存住宅については、「国分寺市生け垣造成補助金」を活用し、沿道のブロック塀の生け垣化を推進する。新たな住宅については、開発事業の協議時に接道緑化の要請に努める。

文化財の防災対策の推進

- 市内文化財総合調査事業により、国分寺固有の歴史資源を保存・継承していくため、遺跡の発掘調査や文化財の調査・指定・登録の整備を継続する。
- 市が有する史跡や建造物など、数多くの文化財等は、観光資源として被災後における復旧・復興の原動力となることや、市民の精神的な支えとなることが期待されることから、老朽化等による保存修理や耐震補強など、防災対策を推進する。
- 国の文化財保存事業補助金制度の活用による文化財の修繕等を推進する。
- 文化財所有者の防災意識の向上を図る。

文化財・観光資源の早期復旧

○復旧の手順を定めるとともに、復旧期において、文化財等の被災状況を調査し、保護・復旧を実施できるよう、関係団体や文化財所有者等との協力・連携体制を構築する。

別 表

別表

別表1 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)ごとの脆弱性評価結果

目標1 直接死を最大限防ぐ

1-1) 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

住宅の耐震化

○市においては、昭和56年以前に建築された住宅のうち約90%を木造住宅が占めている状況であることから、大規模震災時において、その大部分が倒壊の危険性を抱えている。

耐震化促進事業に係る情報提供及び相談体制の充実や税制措置・助成制度の推進

○市内の木造建築物の耐震化率向上が目標値に至っていない状況から、市民の耐震性確保の必要性について意識が高いとは言えない状況であり、市民ニーズの把握や市民が様々な制度活用に対する情報が行き届いていない状況であることが懸念される。

耐震改修促進税制の普及

○耐震性が不足していると診断された住宅の改修を促すため、都と連携し、耐震改修に関する税制優遇措置の周知を図り、耐震改修等を促進することが必要である。

家具類の転倒・落下・移動防止, ガラス等の飛散防止等の対策

○阪神淡路大震災における震度7の地域では、住宅の全半壊をまぬがれたにもかかわらず全体の約6割の部屋で家具が転倒し、部屋全体に散乱したというデータがある。(日本建築学会「阪神淡路大震災住宅内部被害の調査報告書」より抜粋)市では、家具の転倒防止を既に行っている市民は30%弱である(「国分寺市地域防災計画」策定のための市民意識調査:平成17年)。家具類の転倒・落下・移動防止, ガラス等の飛散防止等の対策の必要性を啓発する必要がある。

国分寺市防災・ハザードマップ等の活用

○市民自らが耐震診断及び耐震改修を実施していくためには、自分が住んでいる地域の地震に対する危険性を十分認識していることが必要である。

木造住宅密集地域等の解消

○地震火災により大きな被害が想定される、木造住宅密集地域が市内にも分布しており、対策が必要である。

空き家の適正管理

○管理が不十分な老朽空き家等について、震災や台風等に伴い倒壊及び飛散物による人的被害が想定される。

<p>防災上重要な市立建築物の耐震化</p> <p>○防災上重要な市立建築物については、平成 23 年度をもって耐震化率 100%を達成しているが、国分寺市公共施設等総合管理計画等との整合を図りつつ、一層の耐震対策を推進するとともに、天井落下防止、窓ガラス飛散防止等耐震化関連施策を実施する必要がある。</p>
<p>公共建築物における天井の脱落防止対策</p> <p>○大空間を有する建築物の天井の脱落を防止するための改修を推進する必要がある。</p>
<p>施設の長寿命化改修・維持管理修繕</p> <p>○市の施設については、災害対応時の重要な拠点となることから、平時より、施設管理者である指定管理者が施設の維持管理を徹底する必要がある。</p> <p>○不特定多数の人々が利用する施設である「いずみホール」「cocobunji プラザ」「いずみプラザ」「ひかりプラザ」「いきいきセンター」「障害者センター」「福祉センター」「さわやかプラザもとまち」、各公民館、各図書館、各地域センター、各生きがいセンターは、地震等の自然災害の発生時には、二次避難所又は帰宅困難者一時滞在施設となるため、利用者の安心・安全を確保することが求められる。</p> <p>○施設の老朽化の状況や改修歴を踏まえ、「国分寺市公共施設個別施設計画」に基づき、長寿命化改修や維持管理修繕を計画的に実施する必要がある。</p>
<p>学校施設の老朽化対策</p> <p>○学校施設の多くが老朽化しており、施設整備が必要である。</p>
<p>子ども家庭支援センターの老朽化対策</p> <p>○老朽化した子ども家庭支援センターについて、子どもとその保護者等にとって安全な環境を確保するため、大規模改修による環境改善を図る必要がある。</p>
<p>保育施設における防災機能の確保</p> <p>○市内認可保育所については、「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」及び関係法令等にのっとり整備、運営を行っており、園舎等については、保育所の基本的要件として、耐震性等を備えたつくりとなっている。今後整備する保育施設についても同様に基準にのっとり、大規模地震等の自然災害に耐え得る施設の整備が必要である。</p>
<p>避難路の通行確保対策</p> <p>○市街地における放置自転車は、災害時の避難・救助活動等の妨げとなるため、避難路や緊急通行車両の円滑な通行を確保するための取組を推進する必要がある。</p>
<p>避難路の通行確保対策</p> <p>○公園・緑地内にある倒木・倒壊すると避難路の通行を妨げる恐れのある樹木・ブロック塀の安全点検といった避難路の通行を妨げない取組を推進する必要がある。</p>

<p>公共施設におけるブロック塀等の安全対策</p> <p>○昭和 53 年 6 月に発生した宮城県沖地震では、死者 27 人中 16 人がブロック塀等の倒壊によるものであったことから、これ以降、ブロック塀等の安全性の確保が地震対策の課題となっている。また、平成 30 年 6 月の大阪府北部地震では、ブロック塀等の転倒や倒壊が多数生じ、死傷者が出た。国分寺市耐震改修促進計画の被害想定においては、202 人の人的被害が予測されている。</p> <p>○市内には幅員 6 m 未満の道路沿道にブロック塀が設置されている箇所も見られ、震災時にブロック塀が倒れることで道路が通行できなくなる恐れがある。</p>
<p>道路環境整備の推進</p> <p>○街路樹が倒れ通行人・通行車両に衝突する、若しくは道路を塞ぎ、避難路の通行を妨げる恐れがある。</p>
<p>避難所案内サインの整備</p> <p>○災害発生時に、住民及び観光客等が迅速かつ適切な避難行動を取れるよう、必要に応じて避難所案内サインの整備・修正等を行うとともに、適切な維持・管理を行う必要がある。</p>
<p>児童館や保育所等の老朽化対策</p> <p>○老朽化した児童館や保育所等について、子どもたちにとって安全な環境を確保するため、改築や大規模改修による環境改善を図る必要がある。</p>
<p>緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の促進</p> <p>○震災の被害を最小化し、早期復旧を図るためには緊急輸送道路沿道の耐震化を進め、建築物の倒壊による道路閉塞を防止することが重要である。</p>
<p>民間の不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化(民間特定既存耐震不適格建築物の耐震化)の促進</p> <p>○市民の生命の保護と減災を図るため、民間特定既存耐震不適格建築物の耐震化を促進することが重要である。</p> <p>○国分寺市耐震改修促進計画に基づき、不特定多数の者が利用する大規模建築物や防災上重要な建築物の耐震化を促すため、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策(住宅・建築物安全ストック形成事業)を推進する必要がある。</p>
<p>民間建築物の屋外広告物等の落下対策(建築物の外部の落下対策)</p> <p>○地震・強風等により、建築物の外壁タイルや屋外広告物等が落下し、歩行者や周辺建築物などに被害が発生している。</p>
<p>民間建築物の天井等の落下対策(建築物の内部の落下対策)</p> <p>○東日本大震災において、建築物の大空間の天井(特定天井)が落下し、死亡事故が発生している。</p>

<p>民間建築物におけるブロック塀等の安全対策</p> <p>○昭和 53 年 6 月に発生した宮城県沖地震では、死者 27 人中 16 人がブロック塀等の倒壊によるものであったことから、これ以降、ブロック塀等の安全性の確保が地震対策の課題となっている。また、平成 30 年 6 月の大阪府北部地震では、ブロック塀の転倒による死亡事故が発生しており、国分寺市耐震改修促進計画の被害想定においては、202 人の人的被害が予測されている。</p>
<p>よう壁倒壊防止対策</p> <p>○国分寺崖線沿い、野川沿いによう壁が多く、危険度が高いよう壁が存在しているため、よう壁の耐震化を促進することが重要である。</p>
<p>エレベーターの閉じ込め防止対策</p> <p>○東日本大震災において、多くの建築物でエレベーターが緊急停止し、利用者が長時間閉じ込められる被害が発生している。また、国分寺市耐震改修促進計画の首都直下地震における市の被害想定においても、45 台程度の閉じ込め被害が発生する恐れがあるため、エレベーターの安全対策の必要性について周知する必要がある。</p>

<p>1-2) 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生</p>
<p>初期消火力の向上</p> <p>○市では、火災発生時の初期消火を目的として市内全域に約 700 本の地域配備消火器を配備している。密集市街地での火災が大規模火災に発展しないよう、地域配備消火器による初期消火の重要性と積極的な活用について周知する必要がある。</p>
<p>消防団活動体制の強化</p> <p>○発災時に消火活動、救出・救助活動を迅速に行うためには、地域の実情に精通した消防団の果たす役割は極めて重要である。近年、市内の消防団員の入団数は減少傾向にあり、定員を充足させるなどにより、消防団の活動体制を整える必要がある。</p>
<p>通電火災の防止、普及啓発</p> <p>○地震に起因する通電火災を防止するため、通電火災の危険性周知及び電力供給の遮断を補助する感震ブレーカー等の器具の設置の必要性を啓発する必要がある。</p>
<p>公園の防災機能の向上</p> <p>○一時的な避難場所としての機能や、火災の延焼防止機能の充実に向け、公園の整備を推進することが必要である。</p>
<p>公園空白地域の解消</p> <p>○市内には 16 か所の都市公園、148 か所の市立の公園・緑地と 5 か所の歴史公園があるが、公園空白地域の整備を推進することが必要である。</p>

<p>西国分寺駅北口駅前エリア整備事業</p> <p>○駅前広場が無く，駅前にアクセスする道路がネットワークされていないことから，不特定多数が集まる駅及び駅前での一時避難スペースや避難経路の確保が不十分である。</p> <p>○駅前周辺の道路幅員が狭く，火災の延焼や消防活動に支障を来す可能性がある。</p> <p>○駅前以外においても避難に有効な広場や公園が少ない。</p>
<p>防火地域・準防火地域の指定</p> <p>○市街地における延焼防止を図るため，建築物が密集し震災により多くの被害を生じる恐れのある地域においては，防火地域及び準防火地域の指定を行い，耐火建築物又は準耐火建築物等の建築を促進することが必要である。</p>
<p>道路整備の推進</p> <p>○地域産業活性化のための産業インフラや災害時におけるライフライン・延焼遮断帯として機能する幹線道路について，寸断すると迅速な避難や救助，救援活動や物流（物資供給ルート），地域交通などが行えなくなる恐れがあることから，幹線市道の整備を進める必要がある。</p>
<p>計画的かつ効率的な道路整備の促進</p> <p>○市内の都市計画道路の整備率は約20%と低いことに加えて，狭あい道路が多いことから災害時の緊急車両の通行への影響や火災の延焼の拡大の危険性が懸念される。</p>
<p>高齢者施設等防災・減災対策の推進</p> <p>○高齢者施設等において災害時における高齢者の被害が高い特性があり，ハード面における防災・減災対策が必要である。</p>
<p>家具類の転倒・落下・移動防止，ガラス等の飛散防止等の対策 【再掲⇒1-1), 7-1)】</p>
<p>木造住宅密集地域等の解消 【再掲⇒1-1), 7-1)】</p>
<p>児童館や保育所等の老朽化対策 【再掲⇒1-1)】</p>

<p>1-3) 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生</p>
<p>局地的な集中豪雨等への対策強化</p> <p>○市は、近年は公共下水道の整備が進み、浸水被害の報告はされていない。しかし、公共下水道の整備は、1時間当たり50ミリの雨量を対象としているため、それ以上の降雨となった場合は、浸水被害が発生する危険性がある。</p> <p>○近年、豪雨等により河川堤防等の決壊による甚大な被害や局地的集中的豪雨による浸水被害など水害に対する脆弱性が高まっている。</p> <p>○全国的には時間50ミリを超えるような局地的集中豪雨により、浸水被害が発生している。また、近年、都市機能の高度化に伴い、地下街などの地下空間が増加し、水害に対する脆弱性が高まっている。</p>
<p>野川整備事業の促進</p> <p>○野川については、水の骨格軸として治水機能の向上や防災性を高め、親水空間に向けた整備を都と連携し、進める必要がある。</p>
<p>自然との共生及び環境との調和</p> <p>○河川施設等の整備に当たっては、自然との共生及び環境との調和に配慮する必要がある。</p>
<p>水害リスク情報の提供と避難対策の推進</p> <p>○逃げ遅れ等の発生を防ぐよう、災害情報を迅速かつ正確に提供できるよう様々な情報伝達ツールの整備を進めるとともに、時代に即した情報収集・情報発信体制を随時取り入れ、市民への降雨量や河川水位情報に関する災害情報の提供方法を充実させていく必要がある。</p>
<p>学校における地域や保護者と連携した防災・防犯対策の充実</p> <p>○児童・生徒に対し、防災意識の高揚を図り、災害時に一人ひとりが正しい知識と判断を持って行動できるよう、防災知識の普及と意識の啓発を図ることが必要である。</p>
<p>保育所等の台風・集中豪雨等における臨時休所等のガイドラインの策定・運用及び非常災害対策計画等の作成</p> <p>○台風や集中豪雨等により人的・物的被害が生じる恐れが高まった場合に、施設利用者等の安全を守るため、保育所等の開所や臨時休所等の対応について、市においてガイドラインを策定し、関係者間で共有している。各施設では、市から発令された警戒レベルに応じた臨時休園・登園自粛等の対応などに関するガイドラインの内容や施設としての対応等をあらかじめ施設利用者等に周知・説明し、合意形成を十分に図っておく必要がある。また、各施設における、非常災害対策計画や避難確保計画の作成や定期的な避難訓練の実施等の状況を把握し、必要な指導・助言を行っていく必要がある。</p>

1-4) 土砂災害による多数の死傷者の発生
<p>土砂災害対策の推進</p> <p>○市内には、国分寺崖線をはじめ起伏のある地域を有しており、崖やよう壁が数多く存在し、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域・特別警戒区域に指定されている区域がある。風水害の頻発化・激甚化や首都直下地震の切迫性を踏まえ、災害時に市民が適切に避難行動をとれるよう、市防災・ハザードマップなどによりこれまで以上に丁寧な周知・説明及び注意喚起に取り組んでいく必要がある。</p>
<p>道路斜面等の安全対策の推進</p> <p>○道路斜面において、崩落や落石等による影響を未然に防ぐため、巡回・点検を踏まえ、緊急性の高い箇所から道路斜面の安全対策を推進する必要がある。</p>
<p>よう壁倒壊防止対策 【再掲⇒1-1)】</p>

1-5) 防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生
<p>防災意識の醸成</p> <p>○市民が「自らの命は自らが守る」という認識を持ち、主体的に災害状況等の情報収集をした上で、とるべき行動を判断できるよう、災害時の情報収集手段や災害への備えについて、市民への周知と防災意識の向上に向けた啓発を進めていく必要がある。</p>
<p>防災訓練の実施</p> <p>○災害が発生した場合においては、市、防災関係機関、協定団体等が一体となって自主防災組織をはじめとする市民と連携しつつ対応することが求められる。そのため平時から東日本大震災等の既往災害を踏まえ、より多くの市民が防災や減災に関する意識を高めることができるよう訓練を実施する必要がある。</p>
<p>共助力強化による地域防災力の向上</p> <p>○市では、市民主体による組織的な地域防災力の向上と地域コミュニティの形成を目的に、安全で住みよい、まちづくりの実現に向けて、防災まちづくり推進地区として指定している。また、各地域に即した地区防災計画の策定を支援し、順次見直しを行っている。</p> <p>○全市的に地区防災計画制度の普及・啓発等により、防災まちづくり推進地区に限らず、住民の自発的な防災活動に関する計画策定や安否確認など在宅者支援を行うため地区本部設置を促すことが必要である。</p>

<p>防災まちづくり推進地区の拡充・支援</p> <p>○地域住民が自分たちの住んでいる”まち”を見直し、安全で住みよい、まちづくりの実現に向けて、地域の環境の安全化を図るとともに、予測される災害に対する市民の応急活動体制を整える必要がある。</p> <p>○自主防災組織の充実強化や地域防災力の向上に向けて、必要な支援を行い、三層の活動体制における地区本部機能の強化を図る必要がある。</p>
<p>防災学習の場の提供</p> <p>○防災都市づくりを総合的に進めるために、市民への防災まちづくりに関する教育、情報の提供を系統的、体系的に行って市民意識の高揚を図ると同時に、地域における市民防災の発展、あるいはまちづくりを自主的に推進するリーダーを養成することが必要である。</p>
<p>地域防災リーダーの育成</p> <p>○市地域防災計画に基づく三層の活動体制や地区本部の役割を理解し、市と協力して自主的かつ自発的に地域における市民防災を進めていくため、地域の防災リーダーを育成することが必要である。</p>
<p>学校における地域や保護者と連携した防災・防犯対策の充実</p> <p>○児童・生徒に対し、防災意識の高揚を図り、災害時に一人ひとりが正しい知識と判断を持って行動できるよう、防災知識の普及と意識の啓発を図る必要がある。</p>
<p>ひとり暮らし高齢者等地域交流会の実施</p> <p>○社会福祉協議会では、ひとり暮らし高齢者のひきこもりを防ぎ、孤立することがないように、地域において交流会を実施している。また、警察署・消防署からの情報提供なども併せて行っている社会福祉協議会の事業の実施を支援することが必要である。</p>

<p>目標 2 救助・救急, 医療活動が迅速に行われるとともに, 被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する</p>
<p>2-1) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等, 生命に関わる物資・エネルギー供給の停止</p>
<p>無電柱化の推進</p> <p>○災害時の電柱倒壊や電線切断等により, 避難や救急活動, 物資輸送に支障が生じるとともに, 電力や通信サービスの安定供給が妨げられる恐れがあることから, 無電柱化を進める必要がある。</p>
<p>市民・民間における物資の確保</p> <p>○災害へ備えて3日分の食料及び水の確保を市報やホームページ, 防災訓練などの様々な機会を活用して市民への周知と啓発を実施している。市の備蓄物品だけでは, 被害の程度によってすべての被災者に行き渡らない場合があるため, 市民・事業者等が自ら物資を備蓄するよう意識の向上を図っていく必要がある。</p>
<p>防災備蓄品の充実</p> <p>○災害時の食料, 飲料水の備蓄は, 市民1日, 市1日, 都1日の備蓄を活用し, その後は食料需要を把握し, 炊出し等による配給を行うこととしている。備蓄する物資のうち, 賞味期限が短い, 保管に広い場所が必要など備蓄に適さない物資, 大量に必要で全てを備蓄することが困難な物資, 発災からの時間の経過とともに必要となる物資については, 引き続き, 物資供給協定を締結した事業者からの調達による確保体制を整える必要がある。</p>
<p>物資供給体制の確保</p> <p>○発災初期の物資の確保及び物資輸送の困難性を勘案し, 協定に基づき円滑に供給体制が確保できるよう実効性を強化する必要がある。</p> <p>○被害の小さかった住宅等の住民が避難しなくて済むよう, 地区防災センターや地区本部などを通して在宅避難者へも必要な物資が行きわたるよう支援する必要がある。</p>
<p>物資拠点の整備</p> <p>○過去の災害では, 被災地に対して全国から支援物資が送られても, 物資集積拠点の立ち上げの遅れ, スタッフ不足やノウハウ不足等による作業の停滞, 施設の活用方法の曖昧さ等による不効率な物資管理等から, 支援物資の配送遅延や避難所等からの物資需要に対する供給のミスマッチが発生した。災害発生後, 短時間で物資集積所が機能できるように計画していく必要がある。</p>

別表1 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)ごとの脆弱性評価結果

<p>応急給水体制の整備</p> <p>○市民へ飲料水等の備蓄の充実を市ホームページや防災訓練等の様々な機会を通じて啓発するとともに、断水した場合でも飲料水を得られる給水拠点（浄水所）や地区防災センター内の応急給水栓等からの供給体制を整備していく必要がある。</p>
<p>むかしの井戸の整備・管理</p> <p>○市では、地域社会における災害時の生活用水の確保、水と緑を通した都市環境の保全、市民のふれあいの場の確保などを目的として、市内の公園などに手押しポンプ式の井戸を23か所（うち2か所は民間井戸）を設置している。</p> <p>○むかしの井戸の整備・管理を進めるとともに、市民や自主防災組織等と協働して維持・管理、普及啓発を行う必要がある。</p>
<p>公園等の防災機能強化</p> <p>○避難場所や救助救出のための活動拠点等となる都市公園に、防災備蓄倉庫やマンホールトイレ等の防災関連施設を整備することで、避難者の安全確保や救出救助部隊の活動支援のための防災機能を強化していく必要がある。</p>
<p>緊急輸送道路の機能確保</p> <p>○災害時における緊急支援物資輸送の維持又は早期復旧のため、橋りょうの定期点検、道路斜面の安全対策など道路等の災害対応能力を強化する必要がある。</p>
<p>緊急輸送道路の安全の確保</p> <p>○地域住民の生活を支え、災害時には重要な避難路となる道路について、寸断すると迅速な避難や救助、救援活動などが行えなくなる恐れがある。</p>
<p>橋りょうの維持管理の推進</p> <p>○災害時の物資輸送に備え、道路や橋りょうなど輸送ルートの実用性の確保に努める必要がある。</p>
<p>応急対策用の燃料確保</p> <p>○災害発生時において可能な限り早期に生活基盤の復旧を図るため、東京都石油商業組合と協定を締結している。燃料事業者との協定の実効性を高めるための取組が必要である。</p> <p>○震災に備えて緊急通行車両を対象とした、初動期の応急対策用の燃料確保が課題となっており、対策を講じていく必要がある。</p>
<p>災害発生時に備えた燃料管理などの普及啓発</p> <p>○災害発生時の燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、災害発生時に備えた燃料管理などの普及啓発を行う必要がある。</p>
<p>エネルギー確保の多様化による都市機能の維持</p> <p>○東日本大震災により、エネルギー需要抑制の必要性が浮き彫りとなり、電力供給不足が生活様式の転換につながると言われている。また、エネルギー源の多様化・分散化・自立化を図る必要性が出てきている。</p>

<p>再生可能エネルギーの導入・創エネルギーの推進</p> <p>○東日本大震災を契機に節電や省エネルギーに対する市民の意識が高まっていることから、再生可能エネルギーの導入・創エネルギーの推進を国や都道府県などの関係機関と連携を図りながら推進することが必要である。</p>
<p>緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の促進 【再掲⇒1-1), 2-2), 2-4), 5-1), 5-2), 6-3), 7-2)】</p>
<p>道路整備の推進 【再掲⇒1-2), 2-2), 2-4), 5-1), 5-2), 6-3), 7-2)】</p>
<p>計画的かつ効率的な道路整備の促進 【再掲⇒1-2), 2-2), 2-4), 5-1), 5-2), 6-3), 7-1), 7-2)】</p>
<p>共助力強化による地域防災力の向上 【再掲⇒1-5), 2-2), 3-3), 4-3), 8-4)】</p>
<p>防災まちづくり推進地区の拡充・支援 【再掲⇒1-5), 2-2), 3-3), 4-3), 8-4)】</p>
<p>防災学習の場の提供 【再掲⇒1-5), 2-2), 2-6)】</p>
<p>地域防災リーダーの育成 【再掲⇒1-5), 2-2), 2-6)】</p>

2-2) 消防、警察等の被災等による救助・救急活動等の遅れ及び絶対的な不足

防犯リーダーの育成

○発災時及び復興時において、地域や避難所の安全・安心の確保に寄与できる人材の育成が必要である。

避難行動要支援者登録制度の周知

○個別計画の作成に当たっては、避難行動要支援者本人や家族、避難支援等関係者の具体的な話し合いを通じて策定されることが必要であるため、広く市民に制度の理解を図り、地域での支援や日頃の助け合いへの理解促進を図ることが必要である。

緊急通行車両の円滑な通行

○震災時には災害応急対策を迅速に展開するため、緊急通行車両が円滑に通行できるよう、通行の阻害要因となる違法駐車・迷惑駐車について防止する必要がある。

<p>緊急通行車両等の交通の確保</p> <p>○大規模自然災害発生時に、道路上の放置車両や立ち往生車両によって救助活動、緊急物資輸送等災害応急対策等に支障が生じることが懸念されるため、緊急車両等通行ルートを早期に確保できるよう、規制情報や震災発生時の対処方法について事前に周知する必要がある。</p>
<p>オープンスペースの災害応急対策利用の検討</p> <p>○救出救助活動等の不足が懸念されるため、引き続き、活動の拠点や避難場所となる都市公園等のオープンスペースの確保や、実災害を想定した各種訓練の反復実施・検証による対処計画等の充実化など、ハード面、ソフト面からの様々な対策が必要である。</p>
<p>視認可能な建物名称(ヘリサイン)の表示</p> <p>○震災時に、被災地上空から被害状況を確認するとともに、地上の救助機関部隊や災害対策本部と連携し、迅速・効率的なヘリコプターによる応急対策活動を行うため、学校施設の屋上へ、ヘリコプターから視認できるヘリサインを整備することが必要である。</p>
<p>消防水利の確保等</p> <p>○消防水利の充足率を維持・向上させ、震災時における大規模火災への対応力強化を図る。また、既存の消防水利を適正に維持管理するため必要な改修等を実施する必要がある。</p>
<p>消防団車両の更新</p> <p>○立川断層帯地震の被害想定では、焼失棟数が最大約4,600棟に上るなど、火災により大きな被害が発生すると想定されており、初期消火等の消防団による活動が的確かつ迅速に行われる必要がある。消防車両の老朽化等による消防活動の機能低下を避け、消防団活動の維持向上のため、定期的な車両更新が必要である。</p>
<p>輸送車両の確保</p> <p>○災害発生時には、人員や物資など緊急輸送に必要な車両の確保が必要である。</p>
<p>交通の安全と円滑化</p> <p>○震災時における交通の安全と円滑化を図るための対策を検討する必要がある。</p> <p>○各路線ごとの占用物の把握を進める必要がある。</p>
<p>道路環境整備の推進 【再掲⇒1-1)】</p>
<p>緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の促進 【再掲⇒1-1), 2-1), 2-4), 5-1), 5-2), 6-3), 7-2)】</p>
<p>道路整備の推進 【再掲⇒1-2), 2-1), 2-4), 5-1), 5-2), 6-3), 7-2)】</p>

計画的かつ効率的な道路整備の促進 【再掲⇒1-2), 2-1), 2-4), 5-1), 5-2), 6-3), 7-1), 7-2)】
無電柱化の推進 【再掲⇒2-1), 2-4), 5-1), 5-2), 6-3), 7-2)】
道路斜面等の安全対策の推進 【再掲⇒1-4)】
共助力強化による地域防災力の向上 【再掲⇒1-5), 2-1), 3-3), 4-3), 8-4)】
防災まちづくり推進地区の拡充・支援 【再掲⇒1-5), 2-1), 3-3), 4-3), 8-4)】
防災学習の場の提供 【再掲⇒1-5), 2-1), 2-6)】
地域防災リーダーの育成 【再掲⇒1-5), 2-1), 2-6)】
緊急輸送道路の機能確保 【再掲⇒2-1), 2-4), 5-1), 5-2), 6-3)】
橋りょうの維持管理の推進 【再掲⇒2-1), 2-4), 5-1), 5-2), 6-3)】

2-3) 想定を超える大量の帰宅困難者の発生, 混乱

帰宅困難者対策の推進

- 立川断層帯地震の被害想定では, 約 24,000 人の帰宅困難者が発生するとされていることから, 帰宅困難者に対応するための計画を事前に作成し, 対策の実施体制を整える必要がある。
- 大規模地震が発生し, 多くの人々が帰宅を開始した場合, 建物倒壊や火災などで, 帰宅困難者自身が危険にさらされるだけでなく, 発災後に優先して実施していかなければならない救助・救護・消火活動・緊急輸送等を妨げることになる。そのため, 一斉帰宅の抑制の徹底, 一時滞在施設の確保, 安否確認や情報提供のための体制整備, 帰宅支援など, 総合的な帰宅困難者対策を推進する必要がある。

事業所による自助・共助の強化

- 立川断層帯地震の被害想定では, 約 24,000 人の帰宅困難者が発生するとされていることから, 帰宅困難者の発生による混乱を防止するため, 一斉帰宅の抑制などの都条例に基づく取組の内容を事業者へ周知し, 対策に協力する事業者の裾野拡大を図る必要がある。

<p>災害時帰宅支援ステーションの拡充</p> <p>○安全確保後の帰宅支援として、鉄道運行状況や帰宅道路に関する情報の提供、徒歩帰宅者に対する沿道支援の体制を構築するため、災害時帰宅支援ステーションの拡充を図る必要がある。</p>
<p>エイドステーションの設置</p> <p>○災害時には地域赤十字奉仕団が市区町村と連携し、避難所及び赤十字エイドステーション(帰宅困難者支援所)等において被災者等への支援活動を実施する。市では、国分寺市赤十字奉仕団が窪東公園内に設置・運営するため、平時より連携を図る必要がある。</p>
<p>他施設への避難の誘導強化</p> <p>○「いずみホール」「cocobunji プラザ」「ひかりプラザ」「本多図書館」「本多公民館」「本町・南町地域センター」「恋ヶ窪公民館」は駅に近く、帰宅困難者一時滞在施設に指定されているため、大規模災害時には収容可能人員を超える帰宅困難者が避難してくることが想定される。</p> <p>○帰宅困難者一時滞在施設の過密化によって収容できない人の発生や物資の不足等が起きないように、近隣の施設や避難所への避難を促す必要がある。</p> <p>○市の施設については、災害対応時の重要な拠点となることから、指定管理施設の場合には、平時より指定管理者と有事の際の協力体制を確立する必要がある。</p>
<p>多言語による防災知識の普及啓発, 外国人支援</p> <p>○災害発生時に外国人の安全を確保するため、防災に関する情報の多言語化や、災害時における通訳ボランティアの確保など、都と連携しながら支援体制を整備するとともに、行政職員及び市民に対して災害時における外国人支援の必要性についての意識啓発や、外国人自身の防災への意識の向上を図る必要がある。</p>
<p>2-4) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災, 支援ルートの途絶, エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺</p>
<p>救急医療体制の充実</p> <p>○災害時に医療機能を維持するため、平時から医療施設、医療資機材や備蓄医薬品、医療救護体制の整備・強化を図る必要がある。</p>
<p>医療系防災訓練の実施促進</p> <p>○医療機関が災害時にも継続的に業務を行えるよう、防災訓練において医師会災害対策本部の設置や医療救護班の編成などを行っていく必要がある。</p>
<p>医薬品等の確保</p> <p>○災害の備えとして医薬品や医療資機材等を備蓄しており、医薬品が不足した場合に備え、薬剤師会や卸売販売業者と協定を結んでいるが、災害発生直後から円滑な供給・受援体制が取れるよう、具体的な災害を想定するなどした上で、実効性ある供給・受援方法について協定団体と確認しておく必要がある。</p>

<p>迅速な輸送道路等啓開に向けた連携体制の構築</p> <p>○災害時においても交通や物流を確保し、道路閉塞による救助・救援、緊急物資輸送への支障を防止するため、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関との連携体制を構築していく必要がある。</p> <p>○照明が暗く、夜間における避難及び支援活動に支障を来す。</p>
<p>緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の促進 【再掲⇒1-1), 2-1), 2-2), 5-1), 5-2), 6-3), 7-2)】</p>
<p>道路整備の推進 【再掲⇒1-2), 2-1), 2-2), 5-1), 5-2), 6-3), 7-2)】</p>
<p>計画的かつ効率的な道路整備の促進 【再掲⇒1-2), 2-1), 2-2), 5-1), 5-2), 6-3), 7-1), 7-2)】</p>
<p>無電柱化の推進 【再掲⇒2-1), 2-2), 5-1), 5-2), 6-3), 7-2)】</p>
<p>緊急輸送道路の機能確保 【再掲⇒2-1), 2-2), 5-1), 5-2), 6-3)】</p>
<p>橋りょうの維持管理の推進 【再掲⇒2-1), 2-2), 5-1), 5-2), 6-3)】</p>

2-5) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

避難者の健康管理体制の強化

○車中泊等によりエコノミークラス症候群の発症が懸念されるため、防止体制の強化を図る必要がある。また、被害後の精神疾患に伴う自殺や急性心筋梗塞などの災害関連死が懸念されることから、十分なケアができる体制を構築する必要がある。

予防接種の実施

○平時から感染症の発生やまん延を防止するための予防接種を実施しておく必要がある。

感染症まん延時を想定した帰宅困難者一時滞在施設の開設・運営方法の確立

○感染症まん延時を想定した帰宅困難者一時滞在施設の開設・運営方法の確立、習熟が必要である。

○市の施設については、災害対応時の重要な拠点となることから、指定管理施設の場合には、平時より指定管理者と有事の際の協力体制を確立する必要がある。

<p>帰宅困難者一時滞在施設における過密状態の防止対策の実施</p> <p>○感染症まん延時に帰宅困難者一時滞在施設において避難者が過密状態となった場合、感染者の発生・拡大の危険性が高まることから、可能な限り過密状態を防止する対策が必要である。</p> <p>○市の施設については、災害対応時の重要な拠点となることから、指定管理施設の場合には、平時より指定管理者と有事の際の協力体制を確立する必要がある。</p>
<p>避難所等での衛生環境の確保</p> <p>○避難所を運営する避難所運営組織との連携を密にし、疾病や感染症についての理解促進を図り、安全な運営体制の構築に向けた取組を進める必要がある。</p> <p>○ペットが飼い主とともに避難所に同行避難してくることが想定されており、平時から狂犬病予防接種を更に進めていくとともに、動物の適正な飼養について普及啓発活動を実施する必要がある。</p> <p>○災害時の生活や避難所での生活に際し、正しい感染症予防についての情報を提供する体制を整えておく必要がある。</p>
<p>避難所における適切な室内環境の維持</p> <p>○避難所となる小中学校において、体育館等の室内環境（温湿度等）を適正に保ち、劣悪な環境下で健康を害することがないようにする必要がある。</p>
<p>保健衛生体制等の整備</p> <p>○大規模災害により多数の避難者が発生した場合、避難所の衛生環境・衛生状況によっては疾病・感染症が大規模に発生する可能性がある。避難所の拡充や避難所での具体的な取組、衛生管理物品の充実など、感染症の観点を取り入れた対策が必要である。</p> <p>○感染症の発生に備え、防疫用資機材と衛生用品の備蓄と調達体制の拡充に努め万全を期しておく必要がある。</p>
<p>感染拡大防止のための隔離措置</p> <p>○感染拡大防止のための隔離措置を迅速に行えるよう災害時協力協定や市内施設の適切な活用について検討しておく必要がある。</p>
<p>感染症まん延時を想定した二次避難所の開設・運営方法の確立</p> <p>○感染症まん延時を想定した二次避難所の開設・運営方法の確立、習熟が必要である。</p> <p>○市の施設については、災害対応時の重要な拠点となることから、指定管理施設の場合には、平時より指定管理者と有事の際の協力体制を確立する必要がある。</p>
<p>二次避難所における過密状態の防止対策の実施</p> <p>○感染症まん延時に二次避難所において避難者が過密状態となった場合、感染者の発生・拡大の危険性が高まることから、可能な限り過密状態を防止する対策が必要である。</p> <p>○市の施設については、災害対応時の重要な拠点となることから、指定管理施設の場合には、平時より指定管理者と有事の際の協力体制を確立する必要がある。</p>

<p>感染症まん延時を想定した緊急避難場所の開設・運営方法の確立</p> <p>○感染症まん延時を想定した風水害時の緊急避難場所の開設・運営方法の確立、習熟が必要である。</p> <p>○市の施設については、災害対応時の重要な拠点となることから、指定管理施設の場合には、平時より指定管理者と有事の際の協力体制を確立する必要がある。</p>
<p>緊急避難場所における過密状態の防止対策の実施</p> <p>○感染症まん延時に風水害時の緊急避難場所において避難者が過密状態となった場合、感染者の発生・拡大の危険性が高まることから、可能な限り過密状態を防止する対策が必要である。</p> <p>○市の施設については、災害対応時の重要な拠点となることから、指定管理施設の場合には、平時より指定管理者と有事の際の協力体制を確立する必要がある。</p>
<p>指定管理者における感染症対策</p> <p>○市の施設については、災害対応時の重要な拠点となるが、避難所等の運営を市が行う場合と指定管理者が行う場合、また市が行い指定管理者がその支援の役割を担う場合など様々な状況が想定されることから、責任の所在や市と指定管理者の役割分担、情報共有や物資・人員の配備等の観点で混乱が生じることが懸念される。</p>
<p>災害対応時の感染防止</p> <p>○感染症まん延時における災害対応を想定し、災害対策本部など人が密集することが想定される防災拠点において三つの密（①密閉空間、②密集場所、③密接場面）を避けるための空間の確保や運用方法の検討を行う必要がある。</p>
<p>下水道施設の強化</p> <p>○国分寺市公共下水道ストックマネジメント実施方針に基づき点検調査及び修繕・改築を行い、下水道施設の予防保全、長寿命化また耐震化を行い、安心・安全な下水道サービスを継続的に提供する必要がある。また、未供用地区においても同様の下水道サービスを提供するため、下水道施設を整備する必要がある。</p>
<p>避難所等の下水道施設の耐震化</p> <p>○避難所などの排水を受け入れる下水道管、ターミナル駅や災害復旧拠点など、施設の対象を拡大して耐震化を進めていく必要がある。</p>
<p>福祉避難所の設置促進</p> <p>○福祉避難所は、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備するものであり、障害等の特性に配慮し、必要数確保されることが望ましい。大規模地震では、多数の要配慮者が避難することが想定されるため、要配慮者を受け入れる社会福祉施設等を福祉避難所として整備しておく必要がある。</p>

<p>飼い主への啓発</p> <p>○狂犬病予防接種ワクチンの接種率は 70%であり，混乱期の風評被害によるパニックを防ぐ観点と，実際の放浪動物の咬こう傷事故による感染症予防の観点から，平時から更に予防接種を進めていく必要がある。また，避難所における動物の適正な飼養についての普及啓発活動を実施する必要がある。</p>
<p>広域火葬体制の構築</p> <p>○市内には平時に使用している火葬場が無いため，近隣市等の火葬場を利用している。そのため，大規模災害により被災した場合，近隣市等の火葬場の火葬能力だけでは遺体の火葬を行うことが不可能になる恐れがあるため，東京都と連携して都内市区町村及び都外の火葬場を活用して広域火葬を実施する体制を構築する必要がある。</p>
<p>避難所の量的確保</p> <p>○避難所に多くの避難者が集まり，各避難所が過密になることで感染を拡大させないよう通常より多くの避難所を開設し，人を分散させることで3密を回避する必要がある。</p>
<p>2-6) 劣悪な避難生活環境，不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生</p>
<p>二次避難所の開設・運営方法の確立</p> <p>○大規模災害時には避難者が大量に発生し，通常想定されている避難所だけでは不足することが想定される。そのため二次避難所の円滑な設置・運営に向けて，担当部署や二次避難所となる施設管理者等において，平時から二次避難所の開設・運営手順を検討し，災害時に速やかに開設できるよう体制を構築しておく必要がある。</p>
<p>要配慮者の移動手手段の確保</p> <p>○市では，福祉車両を保有する事業者と協定を締結し，地区防災センター内の避難所から二次避難所・福祉避難所等への移動手手段の確保に努めている。要配慮者の状態に配慮した適切な移送手段を確保できるよう，引き続き，福祉車両を保有する事業者との連携を図ることが必要である。</p>
<p>女性の参画推進啓発</p> <p>○近年の災害において災害対策に女性の視点が反映されていなかったという教訓を踏まえ，各種対策を進めるに当たっては，それぞれの場面で女性の意見が正しく反映されるよう，その参画を促すことが必要である。</p>
<p>女性の参画と多様性の視点を取り入れた避難所運営の推進</p> <p>○住民主体の避難所運営体制は整備できており，女性の視点を生かす取組も進められているところではあるが，避難生活における女性の視点の必要性についての普及啓発，外国人や性的マイノリティ等への配慮，ペット同行避難者の受入れ及び支援をしていく必要がある。</p>

住宅復興への取組 ○被災者が避難所での生活が長期化しないよう、被災後、迅速に住宅復興に向けた取組が推進できるよう、平時から関係機関と連携した取組を進める必要がある。
防災学習の場の提供 【再掲⇒1-5), 2-1), 2-2)】
地域防災リーダーの育成 【再掲⇒1-5), 2-1), 2-2)】
避難所等での衛生環境の確保 【再掲⇒2-5), 7-5)】
保健衛生体制等の整備 【再掲⇒2-5), 7-5)】
感染拡大防止のための隔離措置 【再掲⇒2-5), 7-5)】
福祉避難所の設置促進 【再掲⇒2-5), 7-5)】
飼い主への啓発 【再掲⇒2-5), 7-5)】

2-7) 要配慮者への支援の不足等により、死傷者が増大する事態

避難行動要支援者の把握と支援

○高齢者、障害者（児）、難病患者、乳幼児、妊産婦等や、日本語が理解できない外国人、災害時の情報面で援護が必要な者などの要配慮者について、災害対策基本法に基づく避難行動要支援者名簿の作成・共有化や、個別計画（避難支援計画）の作成、住民参加による防災訓練など、平時からの対策の推進が求められる。

多言語による情報発信, 外国人支援

○日本語が理解できない外国人など、災害時の情報面で援護が必要な者などの要配慮者について、平時からの対策の推進が求められる。

○災害発生時に外国人の安全を確保するため、防災に関する情報の多言語化、行政職員及び市民に対して災害時における外国人支援の必要性についての意識啓発や、外国人自身の防災への意識の向上を図る必要がある。

情報の多言語化

○在住外国人等への案内・防災情報の提供を十分に実施するため、情報発信の多言語化を進める必要がある。

<p>市内のバリアフリー化の促進</p> <p>○市内の面的かつ一体的なバリアフリー化を関係機関と連携を図りながら推進する必要がある。</p>
<p>救急通報システム</p> <p>○要配慮者が家庭内で病気などの緊急事態に陥ったとき、近隣のボランティアを中心とした地域協力体制により、速やかな援助を行うことができる体制を整備することが必要である。</p>
<p>避難行動要支援者登録制度の周知 【再掲⇒2-2), 4-3), 4-4)】</p>

<p>2-8) 大規模な火山噴火の降灰により様々な混乱が発生する事態</p>
<p>火山灰対策の推進</p> <p>○富士山噴火に伴う降灰による被害は、都市においては、少量の火山灰であっても社会的影響が大きく、地域全体で火山災害に取り組むといった体制の構築を事前にしていく必要がある。</p> <p>○噴火による降灰対応について経験が少ないため、国や都などの関係機関との情報連絡態勢について定期的に点検し、緊急事態においても関係者との連携体制や市民への速やかな情報提供ができる体制を整えておく必要がある。</p>

目標3 必要不可欠な行政機能を確保する
3-1) 防災拠点となる庁舎が被災することによる災害対策機能の機能不全
<p>新庁舎建設事業</p> <p>○現庁舎は、執務スペースの不足が要因となり、行政機能の分散化が生じ、市民サービスにおける利便性や行財政運営の効率化を妨げている。また、近年相次ぎ発生している大地震等の災害発生時に、庁舎は災害対策拠点として、適切に機能することが求められているが、現在の分散状況では大きな制約となる恐れがある。</p> <p>○新庁舎は、良質な行政サービスの提供拠点となり、かつ地震時等の危機管理の拠点となるため、業務継続に支障をきたさないよう万全の性能と機能を確保し、早急に整備することが必要である。</p>
<p>計画的な施設管理</p> <p>○国分寺市公共施設個別施設計画に基づき、公共施設の長寿命化を図る必要がある。</p> <p>○国分寺市公共施設適正再配置計画に基づき、複合化・多機能化を伴う再配置を検討する必要がある。</p>
<p>新庁舎の仕様に合わせた ICT-BCP の策定</p> <p>○非常用電源の割り振り等も含めた総体としての ICT-BCP を策定していないため、災害発生時に情報システムへ適切な対処が行えない。それにより、業務の継続が行えない可能性がある。</p>
<p>新庁舎建設スケジュールに合わせたサーバールーム構想</p> <p>○現庁舎のサーバールームについては、防水面でファシリティ課題がある。</p>
<p>災害時の対応強化</p> <p>○市では、業務継続計画（BCP）を作成しているが、定期的な訓練等の実施による見直しや業務実態などに合わせた見直しを継続的に行い適切な運用を図ることが重要である。</p> <p>○日ごろから職員一人ひとりが業務継続計画及び応急対策業務の内容を十分に理解し、災害時に実際に行動できるよう、平時から災害対応への意識を高めておく必要がある。また、各種システムが停止した場合でも円滑に業務ができるようマニュアルの整備、訓練等による継続的な点検・見直しをすることが重要である。</p>
<p>他自治体との連携</p> <p>○大規模災害時に備え、近隣自治体や遠隔地の自治体と相互応援協定等を締結している。災害時に速やかに連携した対応ができるよう、平時から協定の在り方や内容について点検・確認などを継続的に行い、より実効性を高める必要がある。</p>
<p>庁舎等の被災時における代替場所の確保</p> <p>○大規模災害時に、庁舎等の防災拠点となる施設が使用不能となる不測の事態が想定されることから、代替施設を確保する必要がある。</p>

<p>防災拠点となる庁舎等における非常電源の確保・充実</p> <p>○防災拠点となる一部庁舎等では、停電時に非常用発電装置に切り替え、必要な電源を確保することとしている。非常用発電設備が設置されていない施設や非常用電源の容量が不足する施設では、停電時の非常用電源や燃料の確保をより一層進めていく必要がある。また、停電が長期化した際にも代替的な電源が迅速かつ円滑に確保される仕組みを整備する必要がある。</p>
<p>エネルギー確保の多様化による庁舎機能の維持</p> <p>○東日本大震災により、エネルギー需要抑制の必要性が浮き彫りとなった。今回の電力供給不足が生活様式の転換につながると言われている。また、エネルギー源の多様化・分散化・自立化を図る必要性が出てきている。</p>
<p>情報通信システムの電源途絶に対する対応検討</p> <p>○電源途絶等に対する情報通信システムの機能確保に向けた検討が必要である。</p>
<p>防災上重要な市立建築物の耐震化 【再掲⇒1-1), 3-2)】</p>
<p>公共建築物における天井の脱落防止対策 【再掲⇒1-1), 3-2)】</p>

<p>3-2) 市職員・施設等(庁舎除く)の被災による機能の大幅な低下</p>
<p>業務の効率化</p> <p>○災害時に少人数の職員体制でも必要な応急対策業務ができるよう、マニュアルの整備や ICT を活用した業務効率化を図れるよう通常時から災害対策業務の改善も行う必要がある。</p>
<p>応急活動の長期化による職員の身体的, 精神的な疲労に対するケア体制の検討</p> <p>○被災や業務過多等によるストレスにより心身の不調を来す職員が発生しないよう、職員の健康管理について必要な配慮をすることが重要である。</p>
<p>防災上重要な市立建築物の耐震化 【再掲⇒1-1), 3-1)】</p>
<p>公共建築物における天井の脱落防止対策 【再掲⇒1-1), 3-1)】</p>
<p>災害対応時の感染防止 【再掲⇒2-5), 7-5)】</p>
<p>計画的な施設管理 【再掲⇒3-1)】</p>
<p>災害時の対応強化 【再掲⇒3-1)】</p>

他自治体との連携 【再掲⇒3-1)】
庁舎等の被災時における代替場所の確保 【再掲⇒3-1)】
防災拠点となる庁舎等における非常電源の確保・充実 【再掲⇒3-1)】
情報通信システムの電源途絶に対する対応検討 【再掲⇒3-1), 4-1)】

3-3) 被災による治安の悪化, 社会の混乱

防犯関連団体との連携

○発災直後の混乱から速やかに秩序を回復し, また, 震災に乗じた犯罪から市民を守る必要がある。

災害時の防犯に関する情報提供

○災害時に発生する犯罪について市民が知識を取得し, 災害時の地域の治安悪化を防止するとともに地域の防犯力を向上させる必要がある。

共助力強化による地域防災力の向上 【再掲⇒1-5), 2-1), 2-2), 4-3), 8-4)】

防災まちづくり推進地区の拡充・支援 【再掲⇒1-5), 2-1), 2-2), 4-3), 8-4)】

防犯リーダーの育成 【再掲⇒2-2), 8-2), 8-4)】

目標 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する
4-1) 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
<p>情報通信機能の耐災害性の強化・高度化等</p> <p>○災害発生時に主要な情報通信網が遮断されることがないように対策を施す必要がある。</p>
<p>情報通信手段の多様化</p> <p>○災害時における被害状況の把握や効果的な応急対策, 被災者への情報提供などを迅速かつ正確に行うため, 発災時に機能する通信網を確保していく必要がある。市では, これまで, 関係機関や防災拠点となる施設との間に, 防災行政無線, IP 無線電話, 災害時優先電話などを整備しており, 引き続き, 多様な通信手段による通信網の確保に取り組む必要がある。</p>
<p>情報取得手段の周知</p> <p>○市内の安全・安心に関する情報を, 市民に迅速に提供する必要がある。</p>
<p>新庁舎の仕様に合わせた ICT-BCP の策定 【再掲⇒3-1)】</p>
<p>新庁舎建設スケジュールに合わせたサーバールーム構想 【再掲⇒3-1)】</p>
<p>情報通信システムの電源途絶に対する対応検討 【再掲⇒3-1), 3-2)】</p>
4-2) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
<p>情報伝達手段の充実</p> <p>○市民が避難判断や避難行動を的確に行うためには, 市民が必要とする災害情報について, 市ホームページや生活安全・安心メール, ツイッターなどの SNS の技術革新に合わせた情報収集・情報発信手法を随時取り入れるとともに, 通信手段の機能が大きく低下することを踏まえ, 正確でかつ迅速な情報発信ができる情報伝達手段の整備, 伝達体制のより一層の強化・充実を図る必要がある。</p> <p>○災害時には, 通信手段の遮断や通信機能の低下, 情報取得方法の少ない市民も多いことなどを踏まえ, 防災行政無線の改善, 広報車での巡回, 協定団体による情報提供, 地域や関係団体等と連携した伝達方法の体制構築など複数の伝達手段を確保しておく必要がある。</p>
<p>公共施設等 Wi-Fi 環境整備事業</p> <p>○安否情報や避難生活に役立つ情報が入手できるよう, Wi-Fi 環境の整備について検討する必要がある。</p>

情報取得手段の周知 【再掲⇒4-1), 4-3), 4-4)】
--

4-3) 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
災害時のホームページ運用周知 ○災害時には市ホームページへのアクセスが集中し、サイトの閲覧できず情報が得られない恐れがあることから、アクセスの集中を考慮したサイト運用や利用の周知を図る必要がある。
共助力強化による地域防災力の向上 【再掲⇒1-5), 2-1), 2-2), 3-3), 8-4)】
防災まちづくり推進地区の拡充・支援 【再掲⇒1-5), 2-1), 2-2), 3-3), 8-4)】
避難行動要支援者登録制度の周知 【再掲⇒2-2), 2-7), 4-4)】
情報取得手段の周知 【再掲⇒4-1), 4-2), 4-4)】

4-4) 要配慮者の情報獲得手段が限られていることによる重要情報伝達の不備
避難行動要支援者登録制度の周知 【再掲⇒2-2), 2-7), 4-3)】
要配慮者の移動手段の確保 【再掲⇒2-6)】
多言語による情報発信, 外国人支援 【再掲⇒2-7)】
情報の多言語化 【再掲⇒2-7)】
情報取得手段の周知 【再掲⇒4-1), 4-2), 4-3)】

目標 5 経済活動を機能不全に陥らせない
5-1) エネルギー供給, 流通機能の麻痺による地域経済活動の停滞
<p>事業者の事業継続計画(BCP)の策定促進</p> <p>○地域経済への影響を最小限にとどめ, 事業活動に対する被害を最小化し継続して事業活動ができるよう, 東京都や商工会等と連携し, 事業者の事業継続計画(BCP)の策定を支援する必要がある。</p>
<p>中小企業の事業継続力強化支援</p> <p>○中小企業が行う防災・減災の事前対策に対する取組を促進し, 事業継続力を高めるため, 東京都や商工会等と連携し, 中小企業強靱化法に基づく, 事業継続力強化計画の策定を支援する必要がある。</p>
<p>先進的な防災技術・製品の実用化支援</p> <p>○都市防災力の向上と市内産業の活性化を図るため, 市内事業者が自社で開発・製造した都市の防災力を高める優れた製品の販売促進や試作品の実用化に向けた支援を検討する必要がある。</p>
<p>エネルギー供給事業者等との連携強化</p> <p>○電気やガスなど, エネルギー供給の長期途絶を回避するため, 平時からエネルギー供給に関する災害情報の連絡訓練を実施し, 事業者と市との連携体制を強化する必要がある。</p>
<p>緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の促進 【再掲⇒1-1), 2-1), 2-2), 2-4), 5-2), 6-3), 7-2)】</p>
<p>道路整備の推進 【再掲⇒1-2), 2-1), 2-2), 2-4), 5-2), 6-3), 7-2)】</p>
<p>計画的かつ効率的な道路整備の促進 【再掲⇒1-2), 2-1), 2-2), 2-4), 5-2), 6-3), 7-1), 7-2)】</p>
<p>無電柱化の推進 【再掲⇒2-1), 2-2), 2-4), 5-2), 6-3), 7-2)】</p>
<p>緊急輸送道路の機能確保 【再掲⇒2-1), 2-2), 2-4), 5-2), 6-3)】</p>
<p>橋りょうの維持管理の推進 【再掲⇒2-1), 2-2), 2-4), 5-2), 6-3)】</p>
<p>エネルギー確保の多様化による都市機能の維持 【再掲⇒2-1), 6-1)】</p>

5-2) 地域交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	
緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の促進	【再掲⇒1-1), 2-1), 2-2), 2-4), 5-1), 6-3), 7-2)】
道路整備の推進	【再掲⇒1-2), 2-1), 2-2), 2-4), 5-1), 6-3), 7-2)】
計画的かつ効率的な道路整備の促進	【再掲⇒1-2), 2-1), 2-2), 2-4), 5-1), 6-3), 7-1), 7-2)】
無電柱化の推進	【再掲⇒2-1), 2-2), 2-4), 5-1), 6-3), 7-2)】
緊急輸送道路の機能確保	【再掲⇒2-1), 2-2), 2-4), 5-1), 6-3)】
橋りょうの維持管理の推進	【再掲⇒2-1), 2-2), 2-4), 5-1), 6-3)】
5-3) 食料等の安定供給の停滞	
物資供給体制の確保	【再掲⇒2-1)】

目標 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
6-1) 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止
エネルギー確保の多様化による都市機能の維持 【再掲⇒2-1), 5-1)】
再生可能エネルギーの導入・創エネルギーの推進 【再掲⇒2-1)】
交通の安全と円滑化 【再掲⇒2-2), 6-3), 7-2)】
6-2) 上下水道の長期間にわたる機能停止
下水道管施設の強化 ○災害等に伴う下水道施設被害による社会的影響を最小限に抑制し、速やかな復旧を可能にするため、下水道管路施設の計画的な点検調査及び修繕・改築を行い、安心・安全な下水道サービスを継続的に提供する必要がある。
災害時等の下水道施設の確保 ○災害時におけるトイレ機能を確保するため、施設から排水を受け入れる下水道管とマンホールの接続部の耐震化について、避難所、災害時に多くの帰宅困難者が発生し、トイレ機能の需要が見込まれるターミナル駅や災害復旧に使用する庁舎等の災害復旧拠点などの施設において進めていく必要がある。
応急給水体制の整備 【再掲⇒2-1)】
むかしの井戸の整備・管理 【再掲⇒2-1)】
下水道施設の強化 【再掲⇒2-5)】
避難所等の下水道施設の耐震化 【再掲⇒2-5)】

6-3) 地域交通ネットワークが分断する事態	
凍結防止剤の配備	○坂道等での路面凍結による事故を防ぐため、危険箇所に凍結防止剤を散布する必要がある。
マンホール浮上の抑制	○災害時においても、液状化の危険性の高い地域にある、緊急輸送道路などのほか、避難所などと緊急輸送道路を結ぶ道路の交通機能を維持するためには、液状化によるマンホールの浮上を抑制する対策を実施する必要がある。
緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の促進	【再掲⇒1-1), 2-1), 2-2), 2-4), 5-1), 5-2), 7-2)】
道路整備の推進	【再掲⇒1-2), 2-1), 2-2), 2-4), 5-1), 5-2), 7-2)】
計画的かつ効率的な道路整備の促進	【再掲⇒1-2), 2-1), 2-2), 2-4), 5-1), 5-2), 7-1), 7-2)】
無電柱化の推進	【再掲⇒2-1), 2-2), 2-4), 5-1), 5-2), 7-2)】
緊急輸送道路の機能確保	【再掲⇒2-1), 2-2), 2-4), 5-1), 5-2)】
橋りょうの維持管理の推進	【再掲⇒2-1), 2-2), 2-4), 5-1), 5-2)】
交通の安全と円滑化	【再掲⇒2-2), 6-1), 7-2)】

目標7 制御不能な二次災害・複合災害を発生させない
7-1) 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
家具類の転倒・落下・移動防止, ガラス等の飛散防止等の対策 【再掲⇒1-1), 1-2)】
木造住宅密集地域等の解消 【再掲⇒1-1), 1-2)】
通電火災の防止, 普及啓発 【再掲⇒1-2)】
防火地域・準防火地域の指定 【再掲⇒1-2)】
計画的かつ効率的な道路整備の促進 【再掲⇒1-2), 2-1), 2-2), 2-4), 5-1), 5-2), 6-3), 7-2)】
7-2) 沿線・沿道の建築物倒壊に伴う閉塞, 地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化 ○障害物除去や物資の輸送を迅速に行うため, 災害時応援協定を締結する民間団体等との連絡窓口の確認を定期的に行うとともに, 必要に応じて協定の内容について見直しを行うなど, 連絡体制の強化を図る必要がある。
被災建築物の応急危険度判定の体制整備 ○地震発生時においては, 二次災害防止のための被災建築物の余震に対する危険度の判定(応急危険度判定など)を行い, 必要な措置を行うことが求められている。大規模地震が発生した場合, 被災建築物は膨大な数に及ぶと考えられ, これらの被災建築物について応急危険度判定を迅速に行うためには, あらかじめ判定体制を整備する必要がある。
緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の促進 【再掲⇒1-1), 2-1), 2-2), 2-4), 5-1), 5-2), 6-3)】
道路整備の推進 【再掲⇒1-2), 2-1), 2-2), 2-4), 5-1), 5-2), 6-3)】
計画的かつ効率的な道路整備の促進 【再掲⇒1-2), 2-1), 2-2), 2-4), 5-1), 5-2), 6-3), 7-1)】

無電柱化の推進 【再掲⇒2-1), 2-2), 2-4), 5-1), 5-2), 6-3)】
交通の安全と円滑化 【再掲⇒2-2), 6-1), 6-3)】

7-3) 有害物質が大規模拡散・流出する事態
特定化学物質の使用量等の把握 ○特定化学物質の使用量等の報告を受け、状況を把握する必要がある。 ○東京都による「化学物質を取り扱う事業所のための防災対策マニュアル」による対策を、事業者に周知する必要がある。
空間放射線量などの測定 ○東日本大震災を受け、平成23年8月に「国分寺市危機管理基本方針」を策定した。その基本方針において、「原子力発電所事故による放射能対策」を新たな脅威に対する危機管理課題項目に位置付け、放射線や放射性物質の測定及び情報提供などに取り組んでいる。 ○今後も、放射線に関する正確な情報の提供を継続していく必要がある。また、他県等で新たな事故が発生した場合に備え、機器の維持管理等モニタリング実施体制の整備を図る必要がある。
建築物のアスベスト飛散防止対策の促進 ○災害時において、既存建築物の吹付アスベストが飛散する可能性があり、アスベスト対策を講ずる必要がある。

7-4) 農地・森林等の荒廃による被害拡大
都市農地保全の推進 ○年々、減少傾向にある農地は、市の貴重な自然資源であるとともに、災害時のオープンスペースや火災の延焼防止等、防災面の役割も担っているため、減少を抑制するための保全に向けた手法や制度を検討する必要がある。
防災活動と連動した農地の防災機能に対する理解の促進 ○市では、災害時に農地を避難空間として利用するため、市内の一部農地を地区災害時退避所に指定している。農地が防災面からも重要なオープンスペースであることを市民へ周知し理解促進を図る必要がある。

7-5) 感染症がまん延する状況下において、地震などの災害が発生し、感染が拡大する事態
感染防止に資する避難行動の周知 ○避難所の3密（密閉，密集，密接）を防ぐため，市民に対し，避難所への避難だけではなく，避難行動には様々な種類があるという「分散避難」について理解を促す必要がある。
避難所の量的確保 【再掲⇒2-5)】
避難所等での衛生環境の確保 【再掲⇒2-5), 2-6)】
保健衛生体制等の整備 【再掲⇒2-5), 2-6)】
感染拡大防止のための隔離措置 【再掲⇒2-5), 2-6)】
災害対応時の感染防止 【再掲⇒2-5), 3-2)】
福祉避難所の設置促進 【再掲⇒2-5), 2-6)】
飼い主への啓発 【再掲⇒2-5), 2-6)】

目標 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する
8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
<p>がれき処理マニュアルの策定</p> <p>○災害廃棄物を仮置きするためのスペースの確保や候補地(必要面積)の選定などを推進し、災害廃棄物処理計画におけるがれき処理マニュアルを早期に策定する必要がある。</p>
<p>震災廃棄物の支援体制構築</p> <p>○立川断層地震被害想定によると、最大約61万トンのがれきが発生すると想定されており、その大量に発生する震災廃棄物の処理を円滑に進め、迅速・適正な応急対策及び復旧が可能となるよう、処理体制構築を支援するとともに、民間団体や近隣自治体との協力体制を構築していく必要がある。</p>
<p>災害廃棄物処理体制強化</p> <p>○災害廃棄物処理が円滑に進むよう災害廃棄物処理計画の策定を進める必要がある。</p>
8-2) 復興を支える人材等(専門家, コーディネーター, 労働者, 地域に精通した技術者等)の不足, より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
<p>ボランティア受入体制の整備</p> <p>○東日本大震災や熊本地震, 西日本豪雨などでも, 多くの災害ボランティアが被災地の復旧・復興のために大きな役割を果たした。災害ボランティアの確保, リーダーやコーディネーターの育成, 必要な実践的な訓練や講座の開催など, より一層のボランティア体制の向上に社会福祉協議会と連携して取り組む必要がある。</p>
<p>家屋被害状況調査の体制整備</p> <p>○災害後の生活の再建をするためには, 被害状況調査や被災証明の発行, 生活再建相談などをより迅速に実施できる体制を整備し, 必要な資機材の整備と継続的な講習会や訓練による業務処理の向上など災害前の取組が重要である。</p>
<p>迅速な都市復興への取組の強化</p> <p>○地域レベルの復興まちづくり計画の事前検討や復興訓練の実施等, 迅速な都市復興への取組を強化する必要がある。</p>
<p>防犯リーダーの育成 【再掲⇒2-2), 3-3), 8-4)】</p>
<p>住宅復興への取組 【再掲⇒2-6)】</p>

<p>8-3) 事業用地の確保, 仮設住宅, 仮店舗, 仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態</p>
<p>都市再生地籍調査</p> <p>○大規模な災害が発生すれば土地境界が不明確となってしまう可能性がある。復旧・復興には土地境界の再確認作業が必要になるが、多くの地権者との再確認作業に時間を要してしまうことから復旧・復興が大幅に遅れる恐れがある。</p>
<p>住宅対策(応急仮設住宅の整備)</p> <p>○東日本大震災の際は、応急仮設住宅の用地確保に課題があり、全整備戸数分の用地を自治体内で確保することができず隣接自治体に整備せざるを得ない状況となった。これが、被災者の自治体外流出に拍車がかかった要因にもなった。災害が発生した場合は全整備戸数分を自治体内で確保できるよう計画していく必要がある。</p>
<p>震災復興マニュアルの策定等の推進</p> <p>○震災復興マニュアルの策定等を通じ、地域レベルの事前復興の充実に向けた重点的な取組を強化するなど、震災後の迅速な都市復興に向けた、事前の体制整備や事前対策の取組について、関係機関と連携して推進していく必要がある。</p>
<p>住宅対策(既存ストックの修繕)</p> <p>○大規模災害時には市営住宅に多大な損害が発生し、入居者が在宅被災者となる可能性がある。このことから日常的な修繕を行う際の現状把握が重要であり、維持修繕計画の作成が必要である。</p>
<p>迅速な都市復興への取組の強化 【再掲⇒8-2), 8-4)】</p>
<p>8-4) 地域コミュニティの崩壊や地域コミュニティの防災活動が行われないこと等により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p>
<p>地域コミュニティの維持</p> <p>○東日本大震災や熊本地震等による教訓から、災害発生時には、公助に加え、自助、共助が互いに連携することの重要性が明らかとなった。自助・共助・公助が一体となることで、被害の軽減が図られ、早期の復旧・復興が期待できる。特に、共助の基盤となる地域コミュニティについては、今後その維持が困難となることも懸念されることから、平時から活力ある地域づくりを促進する必要がある。</p>
<p>共助力強化による地域防災力の向上 【再掲⇒1-5), 2-1), 2-2), 3-3), 4-3)】</p>
<p>防災まちづくり推進地区の拡充・支援 【再掲⇒1-5), 2-1), 2-2), 3-3), 4-3)】</p>

防犯リーダーの育成 【再掲⇒2-2), 3-3), 8-2)】
迅速な都市復興への取組の強化 【再掲⇒8-2), 8-3)】

8-5) 貴重な歴史文化財や環境的資源の喪失
史跡等の周辺地区内におけるブロック塀の生け垣化の推進 ○緑豊かな住環境形成を図るため、倒壊の危険性のあるブロック塀の除去又は改修・生け垣化等を推進する必要がある。
文化財の防災対策の推進 ○歴史資源や自然は国分寺固有の文化であり、保存し、継承することが求められることから、適切な調査を行い、文化財の指定や登録を行うことで保護していく必要がある。 ○市内には、国指定史跡である武蔵国分寺跡や東山道武蔵路跡をはじめ、国指定名勝「殿ヶ谷戸庭園」、東京都指定名勝「真姿の池湧水群」などに代表される様々な文化財が残っており、貴重な観光資源となっているとともに、市民の誇りの根幹をなすものとなっている。これらをより良好な状態で後世に引き継いでいくために、文化財等で老朽化している建造物については、適切な修理を行うとともに、地震災害に備えるため、耐震改修を行い、耐震化を促進する必要がある。
文化財・観光資源の早期復旧 ○文化財・観光資源の早期復旧に向けて、復旧復興期における文化財等の復旧復興等の取組手順を定める必要がある。

別表2 起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ) ごとの施策一覧

施策名	担当課	関連計画	個別施策分野	横断的分野
1-1)住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生				
住宅の耐震化	まちづくり推進課	国分寺市耐震改修促進計画	くらし・環境	
耐震化促進事業に係る情報提供及び相談体制の充実や税制措置・助成制度の推進	まちづくり推進課	国分寺市耐震改修促進計画, 国分寺市都市計画マスタープラン	くらし・環境	リスクコミュニケーション
耐震改修促進税制の普及	課税課	国分寺市耐震改修促進計画	くらし・環境	リスクコミュニケーション
家具類の転倒・落下・移動防止, ガラス等の飛散防止等の対策	防災安全課	国分寺市地域防災計画	くらし・環境	リスクコミュニケーション
国分寺市防災・ハザードマップ等の活用	防災安全課	国分寺市地域防災計画	くらし・環境	リスクコミュニケーション
木造住宅密集地域等の解消	まちづくり計画課	国分寺市まち・ひと・しごと創生総合戦略, 国分寺市都市計画マスタープラン, 国分寺市住宅マスタープラン	くらし・環境	老朽化対策
空き家の適正管理	まちづくり推進課		くらし・環境	老朽化対策
防災上重要な市立建築物の耐震化	緑と建築課	国分寺市耐震改修促進計画	くらし・環境, 公共経営	老朽化対策
公共建築物における天井の脱落防止対策	緑と建築課	国分寺市耐震改修促進計画	くらし・環境, 公共経営	老朽化対策

別表2 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)ごとの施策一覧

施策名	担当課	関連計画	個別施策分野	横断的分野
施設の長寿命化改修・維持管理修繕	文化振興課, 公民館課, 図書館課, 社会教育課, 協働コミュニティ課, 障害福祉課, 地域共生推進課, 高齢福祉課, 健康推進課	国分寺市公共施設個別施設計画	公共経営	老朽化対策
学校施設の老朽化対策	教育総務課	国分寺市学校施設長寿命化計画	子ども・学び・文化, 公共経営	老朽化対策
子ども家庭支援センターの老朽化対策	子育て相談室	国分寺市公共施設個別施設計画	子ども・学び・文化, 公共経営	老朽化対策
保育施設における防災機能の確保	子ども若者計画課	国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画	子ども・学び・文化	老朽化対策
避難路の通行確保対策	交通対策課	国分寺市交通安全計画	くらし・環境	リスクコミュニケーション
避難路の通行確保対策	緑と建築課		くらし・環境	老朽化対策
公共施設におけるブロック塀等の安全対策	緑と建築課	国分寺市耐震改修促進計画	くらし・環境, 公共経営	老朽化対策
道路環境整備の推進	道路管理課	国分寺市公共施設等総合管理計画	くらし・環境, 公共経営	
避難所案内サインの整備	防災安全課	国分寺市地域防災計画	くらし・環境	
児童館や保育所等の老朽化対策	子ども子育て事業課	国分寺市公共施設等総合管理計画, 国分寺市公共施設適正再配置計画, 国分寺市公共施設個別施設計画	子ども・学び・文化, 公共経営	老朽化対策
緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の促進	建築指導課	国分寺市耐震改修促進計画	くらし・環境	老朽化対策
民間の不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化(民間特定既存耐震不適格建築物の耐震化)の促進	建築指導課	国分寺市耐震改修促進計画	くらし・環境	老朽化対策

別表2 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)ごとの施策一覧

施策名	担当課	関連計画	個別施策分野	横断的分野
民間建築物の屋外広告物等の落下対策（建築物の外部の落下対策）	建築指導課	国分寺市耐震改修促進計画	くらし・環境	老朽化対策
民間建築物の天井等の落下対策（建築物の内部の落下対策）	建築指導課	国分寺市耐震改修促進計画	くらし・環境	老朽化対策
民間建築物におけるブロック塀等の安全対策	建築指導課	国分寺市都市計画マスタープラン, 国分寺市耐震改修促進計画	くらし・環境	リスクコミュニケーション, 老朽化対策
よう壁倒壊防止対策	建築指導課	国分寺市耐震改修促進計画	くらし・環境	老朽化対策
エレベーターの閉じ込め防止対策	建築指導課	国分寺市耐震改修促進計画	くらし・環境	老朽化対策
1-2)密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生				
初期消火力の向上	防災安全課	国分寺市地域防災計画	くらし・環境	リスクコミュニケーション
消防団活動体制の強化	防災安全課	国分寺市地域防災計画	くらし・環境	
通電火災の防止, 普及啓発	防災安全課		くらし・環境	リスクコミュニケーション
公園の防災機能の向上	緑と建築課	国分寺市緑の基本計画 2011	くらし・環境	
公園空白地域の解消	緑と建築課	国分寺市都市計画マスタープラン, 国分寺市緑の基本計画 2011	くらし・環境	
西国分寺駅北口駅前エリア整備事業	駅周辺整備課	西国分寺駅北口周辺まちづくり計画	くらし・環境	リスクコミュニケーション, 人材育成, 官民連携
防火地域・準防火地域の指定	まちづくり計画課	国分寺市都市計画マスタープラン, 国分寺市住宅マスタープラン	くらし・環境	老朽化対策
道路整備の推進	建設事業課	国分寺市都市計画マスタープラン, 東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)	くらし・環境	

別表2 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)ごとの施策一覧

施策名	担当課	関連計画	個別施策分野	横断的分野
計画的かつ効率的な道路整備の促進	まちづくり計画課	国分寺市都市計画マスタープラン, 東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)	くらし・環境	
高齢者施設等防災・減災対策の推進	高齢福祉課	国分寺市高齢者保健福祉計画・第7期国分寺市介護保険事業計画	保健・福祉, くらし・環境	
家具類の転倒・落下・移動防止, ガラス等の飛散防止等の対策【再掲⇒1-1), 7-1)】	防災安全課	国分寺市地域防災計画	くらし・環境	リスクコミュニケーション
木造住宅密集地域等の解消【再掲⇒1-1), 7-1)】	まちづくり計画課	国分寺市まち・ひと・しごと創生総合戦略, 国分寺市都市計画マスタープラン, 国分寺市住宅マスタープラン	くらし・環境	老朽化対策
児童館や保育所等の老朽化対策【再掲⇒1-1)】	子ども子育て事業課	国分寺市公共施設等総合管理計画, 国分寺市公共施設適正再配置計画, 国分寺市公共施設個別施設計画	子ども・学び・文化, 公共経営	老朽化対策
1-3)突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生				
局地的な集中豪雨等への対策強化	緑と建築課, 下水道課	国分寺市公共下水道事業計画(多摩川流域北多摩一号処理区関連), 国分寺市公共下水道事業計画(多摩川流域北多摩二号処理区関連)	くらし・環境	
野川整備事業の促進	緑と建築課	第二次国分寺市環境基本計画, 国分寺市緑の基本計画 2011	くらし・環境	リスクコミュニケーション
自然との共生及び環境との調和	緑と建築課		くらし・環境	
水害リスク情報の提供と避難対策の推進	防災安全課	国分寺市地域防災計画	くらし・環境	リスクコミュニケーション

別表2 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)ごとの施策一覧

施策名	担当課	関連計画	個別施策分野	横断的分野
学校における地域や保護者と連携した防災・防犯対策の充実	教育総務課	第2次国分寺市教育ビジョン	子ども・学び・文化	リスクコミュニケーション
保育所等の台風・集中豪雨等における臨時休所等のガイドラインの策定・運用及び非常災害対策計画等の作成	子ども子育て事業課		子ども・学び・文化	リスクコミュニケーション
1-4)土砂災害による多数の死傷者の発生				
土砂災害対策の推進	防災安全課	国分寺市地域防災計画	くらし・環境	リスクコミュニケーション
道路斜面等の安全対策の推進	道路管理課	国分寺市公共施設等総合管理計画	くらし・環境, 公共経営	
よう壁倒壊防止対策【再掲⇒1-1】	建築指導課	国分寺市耐震改修促進計画	くらし・環境	老朽化対策
1-5)防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生				
防災意識の醸成	防災安全課	国分寺市地域防災計画	くらし・環境	リスクコミュニケーション
防災訓練の実施	防災安全課	国分寺市地域防災計画	くらし・環境	リスクコミュニケーション, 人材育成
共助力強化による地域防災力の向上	防災安全課	国分寺市地域防災計画	くらし・環境	リスクコミュニケーション, 人材育成
防災まちづくり推進地区の拡充・支援	防災安全課	国分寺市地域防災計画	くらし・環境	リスクコミュニケーション, 人材育成
防災学習の場の提供	防災安全課	国分寺市地域防災計画	くらし・環境	リスクコミュニケーション, 人材育成
地域防災リーダーの育成	防災安全課	国分寺市地域防災計画	くらし・環境	リスクコミュニケーション, 人材育成
学校における地域や保護者と連携した防災・防犯対策の充実	学校指導課	第2次国分寺市教育ビジョン	子ども・学び・文化	リスクコミュニケーション

別表2 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)ごとの施策一覧

施策名	担当課	関連計画	個別施策分野	横断的分野
ひとり暮らし高齢者等地域交流会の実施	地域共生推進課	国分寺市地域防災計画, 国分寺市地域福祉計画, 国分寺市地域福祉計画実施計画	保健・福祉, 暮らし・環境	リスクコミュニケーション, 官民連携
2-1)被災地での食料・飲料水・電力・燃料等, 生命に関わる物資・エネルギー供給の停止				
無電柱化の推進	建設事業課		暮らし・環境	
市民・民間における物資の確保	防災安全課	国分寺市地域防災計画	暮らし・環境	リスクコミュニケーション, 官民連携
防災備蓄品の充実	防災安全課	国分寺市地域防災計画	暮らし・環境	官民連携
物資供給体制の確保	防災安全課	国分寺市地域防災計画	暮らし・環境	官民連携
物資拠点の整備	スポーツ振興課, 社会教育課	国分寺市スポーツ推進計画, 国分寺市地域防災計画	地域振興, 暮らし・環境	老朽化対策
応急給水体制の整備	防災安全課	国分寺市地域防災計画	暮らし・環境	リスクコミュニケーション
むかしの井戸の整備・管理	防災安全課	国分寺市地域防災計画	暮らし・環境	リスクコミュニケーション
公園等の防災機能強化	防災安全課, 緑と建築課	国分寺市地域防災計画, 国分寺市緑の基本計画 2011	暮らし・環境	
緊急輸送道路の機能確保	道路管理課	国分寺市公共施設等総合管理計画, 国分寺市都市計画マスタープラン, 橋りょう長寿命化修繕計画	暮らし・環境	官民連携, 老朽化対策
緊急輸送道路の安全の確保	建築指導課	国分寺市地域防災計画	暮らし・環境	リスクコミュニケーション, 老朽化対策
橋りょうの維持管理の推進	建設事業課, 道路管理課	国分寺市地域防災計画, 橋りょう長寿命化修繕計画	暮らし・環境	老朽化対策
応急対策用の燃料確保	防災安全課, 契約管財課	国分寺市地域防災計画	暮らし・環境	官民連携
災害発生時に備えた燃料管理などの普及啓発	防災安全課	国分寺市地域防災計画	暮らし・環境	リスクコミュニケーション

別表2 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)ごとの施策一覧

施策名	担当課	関連計画	個別施策分野	横断的分野
エネルギー確保の多様化による都市機能の維持	まちづくり計画課	第二次国分寺市環境基本計画, 第二次国分寺市環境基本計画実施計画(中期), 国分寺市地域防災計画	くらし・環境, 公共経営	
再生可能エネルギーの導入・創エネルギーの推進	まちづくり計画課	第二次国分寺市環境基本計画, 第二次国分寺市環境基本計画実施計画(中期), 第四次国分寺市地球温暖化防止行動計画(市役所版)	くらし・環境	
緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の促進【再掲⇒1-1), 2-2), 2-4), 5-1), 5-2), 6-3), 7-2)】	建築指導課	国分寺市耐震改修促進計画	くらし・環境	老朽化対策
道路整備の推進【再掲⇒1-2), 2-2), 2-4), 5-1), 5-2), 6-3), 7-2)】	建設事業課	国分寺市都市計画マスタープラン, 東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)	くらし・環境	
計画的かつ効率的な道路整備の促進【再掲⇒1-2), 2-2), 2-4), 5-1), 5-2), 6-3), 7-1), 7-2)】	まちづくり計画課	国分寺市都市計画マスタープラン, 東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)	くらし・環境	
共助力強化による地域防災力の向上【再掲⇒1-5), 2-2), 3-3), 4-3), 8-4)】	防災安全課	国分寺市地域防災計画	くらし・環境	リスクコミュニケーション, 人材育成
防災まちづくり推進地区の拡充・支援【再掲⇒1-5), 2-2), 3-3), 4-3), 8-4)】	防災安全課	国分寺市地域防災計画	くらし・環境	リスクコミュニケーション, 人材育成
防災学習の場の提供【再掲⇒1-5), 2-2), 2-6)】	防災安全課	国分寺市地域防災計画	くらし・環境	リスクコミュニケーション, 人材育成

別表2 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)ごとの施策一覧

施策名	担当課	関連計画	個別施策分野	横断的分野
地域防災リーダーの育成【再掲⇒1-5), 2-2), 2-6)】	防災安全課	国分寺市地域防災計画	くらし・環境	リスクコミュニケーション, 人材育成
2-2)消防, 警察等の被災等による救助・救急活動等の遅れ及び絶対的な不足				
防犯リーダーの育成	防災安全課	第三次国分寺市防犯まちづくり実施計画	くらし・環境	リスクコミュニケーション, 人材育成
避難行動要支援者登録制度の周知	地域共生推進課	国分寺市地域防災計画	保健・福祉, くらし・環境	リスクコミュニケーション, 人材育成
緊急通行車両の円滑な通行	交通対策課	国分寺市交通安全計画	くらし・環境	
緊急通行車両等の交通の確保	交通対策課, 防災安全課	国分寺市交通安全計画, 国分寺市地域防災計画	くらし・環境	リスクコミュニケーション
オープンスペースの災害応急対策利用の検討	緑と建築課		くらし・環境	
視認可能な建物名称(ヘリサイン)の表示	教育総務課	国分寺市地域防災計画	くらし・環境	
消防水利の確保等	防災安全課	国分寺市地域防災計画	くらし・環境	老朽化対策
消防団車両の更新	防災安全課	国分寺市地域防災計画	くらし・環境	
輸送車両の確保	契約管財課	国分寺市地域防災計画	くらし・環境	
交通の安全と円滑化	道路管理課	国分寺市公共施設等総合管理計画	くらし・環境, 公共経営	官民連携
道路環境整備の推進【再掲⇒1-1)】	道路管理課	国分寺市公共施設等総合管理計画	くらし・環境, 公共経営	
緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の促進【再掲⇒1-1), 2-1), 2-4), 5-1), 5-2), 6-3), 7-2)】	建築指導課	国分寺市耐震改修促進計画	くらし・環境	老朽化対策
道路整備の推進【再掲⇒1-2), 2-1), 2-4), 5-1), 5-2), 6-3), 7-2)】	建設事業課	国分寺市都市計画マスタープラン, 東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)	くらし・環境	

別表2 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)ごとの施策一覧

施策名	担当課	関連計画	個別施策分野	横断的分野
計画的かつ効率的な道路整備の促進【再掲⇒1-2), 2-1), 2-4), 5-1), 5-2), 6-3), 7-1), 7-2)】	まちづくり計画課	国分寺市都市計画マスタープラン, 東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)	くらし・環境	
無電柱化の推進【再掲⇒2-1), 2-4), 5-1), 5-2), 6-3), 7-2)】	建設事業課		くらし・環境	
道路斜面等の安全対策の推進【再掲⇒1-4)】	道路管理課	国分寺市公共施設等総合管理計画	くらし・環境, 公共経営	
共助力強化による地域防災力の向上【再掲⇒1-5), 2-1), 3-3), 4-3), 8-4)】	防災安全課	国分寺市地域防災計画	くらし・環境	リスクコミュニケーション, 人材育成
防災まちづくり推進地区の拡充・支援【再掲⇒1-5), 2-1), 3-3), 4-3), 8-4)】	防災安全課	国分寺市地域防災計画	くらし・環境	リスクコミュニケーション, 人材育成
防災学習の場の提供【再掲⇒1-5), 2-1), 2-6)】	防災安全課	国分寺市地域防災計画	くらし・環境	リスクコミュニケーション, 人材育成
地域防災リーダーの育成【再掲⇒1-5), 2-1), 2-6)】	防災安全課	国分寺市地域防災計画	くらし・環境	リスクコミュニケーション, 人材育成
緊急輸送道路の機能確保【再掲⇒2-1), 2-4), 5-1), 5-2), 6-3)】	道路管理課	国分寺市公共施設等総合管理計画, 国分寺市都市計画マスタープラン, 橋りょう長寿命化修繕計画	くらし・環境	官民連携, 老朽化対策
橋りょうの維持管理の推進【再掲⇒2-1), 2-4), 5-1), 5-2), 6-3)】	建設事業課, 道路管理課	国分寺市地域防災計画, 橋りょう長寿命化修繕計画	くらし・環境	老朽化対策
2-3)想定を超える大量の帰宅困難者の発生, 混乱				
帰宅困難者対策の推進	防災安全課	国分寺市地域防災計画	くらし・環境	官民連携

別表2 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)ごとの施策一覧

施策名	担当課	関連計画	個別施策分野	横断的分野
事業所による自助・共助の強化	防災安全課	国分寺市地域防災計画	くらし・環境	リスクコミュニケーション, 官民連携
災害時帰宅支援ステーションの拡充	防災安全課	国分寺市地域防災計画	くらし・環境	リスクコミュニケーション, 官民連携
エイドステーションの設置	地域共生推進課	国分寺市地域福祉計画, 国分寺市地域福祉計画実施計画	保健・福祉	官民連携
他施設への避難の誘導強化	文化振興課, 公民館課, 図書館課, 社会教育課, 協働コミュニティ課	国分寺市地域防災計画	くらし・環境	リスクコミュニケーション
多言語による防災知識の普及啓発, 外国人支援	防災安全課	国分寺市地域防災計画	地域振興, くらし・環境	リスクコミュニケーション
2-4)医療施設及び関係者の絶対的不足・被災, 支援ルートの途絶, エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺				
救急医療体制の充実	健康推進課	国分寺市地域防災計画	保健・福祉, くらし・環境	官民連携
医療系防災訓練の実施促進	健康推進課	国分寺市地域防災計画	保健・福祉, くらし・環境	リスクコミュニケーション, 官民連携
医薬品等の確保	防災安全課	国分寺市地域防災計画	保健・福祉, くらし・環境	官民連携
迅速な輸送道路等啓開に向けた連携体制の構築	道路管理課	国分寺市都市計画マスタープラン, 国分寺市公共施設等総合管理計画	くらし・環境, 公共経営	官民連携
緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の促進【再掲⇒1-1), 2-1), 2-2), 5-1), 5-2), 6-3), 7-2)】	建築指導課	国分寺市耐震改修促進計画	くらし・環境	老朽化対策
道路整備の推進【再掲⇒1-2), 2-1), 2-2), 5-1), 5-2), 6-3), 7-2)】	建設事業課	国分寺市都市計画マスタープラン, 東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)	くらし・環境	

別表2 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)ごとの施策一覧

施策名	担当課	関連計画	個別施策分野	横断的分野
計画的かつ効率的な道路整備の促進 【再掲⇒1-2), 2-1), 2-2), 5-1), 5-2), 6-3), 7-1), 7-2)】	まちづくり計画課	国分寺市都市計画マスタープラン, 東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)	くらし・環境	
無電柱化の推進 【再掲⇒2-1), 2-2), 5-1), 5-2), 6-3), 7-2)】	建設事業課		くらし・環境	
緊急輸送道路の機能確保【再掲⇒2-1), 2-2), 5-1), 5-2), 6-3)】	道路管理課	国分寺市公共施設等総合管理計画, 国分寺市都市計画マスタープラン, 橋りょう長寿命化修繕計画	くらし・環境	官民連携, 老朽化対策
橋りょうの維持管理の推進【再掲⇒2-1), 2-2), 5-1), 5-2), 6-3)】	建設事業課, 道路管理課	国分寺市地域防災計画, 橋りょう長寿命化修繕計画	くらし・環境	老朽化対策
2-5)被災地における疫病・感染症等の大規模発生				
避難者の健康管理体制の強化	健康推進課	国分寺市地域防災計画	保健・福祉, くらし・環境	
予防接種の実施	健康推進課		保健・福祉	
感染症まん延時を想定した帰宅困難者一時滞在施設の開設・運営方法の確立	文化振興課, 社会教育課, 公民館課, 図書館課, 協働コミュニティ課	国分寺市地域防災計画	くらし・環境	
帰宅困難者一時滞在施設における過密状態の防止対策の実施	文化振興課, 社会教育課, 公民館課, 図書館課, 協働コミュニティ課	国分寺市地域防災計画	くらし・環境	
避難所等での衛生環境の確保	防災安全課, 健康推進課, 環境対策課	国分寺市地域防災計画	くらし・環境	リスクコミュニケーション
避難所における適切な室内環境の維持	教育総務課	第2次国分寺市教育ビジョン	子ども・学び・文化	
保健衛生体制等の整備	防災安全課	国分寺市地域防災計画	保健・福祉, くらし・環境	官民連携

別表2 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)ごとの施策一覧

施策名	担当課	関連計画	個別施策分野	横断的分野
感染拡大防止のための隔離措置	防災安全課	国分寺市地域防災計画	くらし・環境	官民連携
感染症まん延時を想定した二次避難所の開設・運営方法の確立	地域共生推進課, 協働コミュニティ課, 社会教育課, 公民館課, 図書館課, 高齢福祉課, 障害福祉課, 子ども子育てサービス課, 市民課, ふるさと文化財課, 人権平和課, 保険年金課, 生活福祉課, 文化振興課	国分寺市地域防災計画	くらし・環境	リスクコミュニケーション, 官民連携
二次避難所における過密状態の防止対策の実施	地域共生推進課, 協働コミュニティ課, 社会教育課, 公民館課, 図書館課, 高齢福祉課, 障害福祉課, 子ども子育てサービス課, 市民課, ふるさと文化財課, 人権平和課, 保険年金課, 生活福祉課, 文化振興課	国分寺市地域防災計画	くらし・環境	リスクコミュニケーション, 官民連携
感染症まん延時を想定した緊急避難場所の開設・運営方法の確立	健康推進課, 協働コミュニティ課	国分寺市地域防災計画	くらし・環境	
緊急避難場所における過密状態の防止対策の実施	健康推進課, 協働コミュニティ課	国分寺市地域防災計画	くらし・環境	
指定管理者における感染症対策	契約管財課		公共経営	官民連携
災害対応時の感染防止	防災安全課	国分寺市地域防災計画	くらし・環境	

別表2 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)ごとの施策一覧

施策名	担当課	関連計画	個別施策分野	横断的分野
下水道施設の強化	下水道課	国分寺市公共施設等総合管理計画, 国分寺市公共下水道事業計画(多摩川流域北多摩一号処理区関連), 国分寺市公共下水道事業計画(多摩川流域北多摩二号処理区関連), ストックマネジメント実施方針	くらし・環境, 公共経営	老朽化対策
避難所等の下水道施設の耐震化	下水道課	国分寺市公共施設等総合管理計画, 国分寺市公共下水道事業計画(多摩川流域北多摩一号処理区関連), 国分寺市公共下水道事業計画(多摩川流域北多摩二号処理区関連), ストックマネジメント実施方針	くらし・環境, 公共経営	
福祉避難所の設置促進	防災安全課	国分寺市地域防災計画	くらし・環境	リスクコミュニケーション, 官民連携
飼い主への啓発	環境対策課		くらし・環境	リスクコミュニケーション
広域火葬体制の構築	経済課		くらし・環境	
避難所の量的確保	防災安全課	国分寺市地域防災計画	くらし・環境	官民連携

別表2 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)ごとの施策一覧

施策名	担当課	関連計画	個別施策分野	横断的分野
2-6)劣悪な避難生活環境, 不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生				
二次避難所の開設・運営方法の確立	地域共生推進課, 協働コミュニティ課, 社会教育課, 公民館課, 図書館課, 高齢福祉課, 障害福祉課, 子ども子育てサービス課, 市民課, ふるさと文化財課, 人権平和課, 保険年金課, 生活福祉課, 文化振興課	国分寺市地域防災計画	くらし・環境	リスクコミュニケーション, 官民連携
要配慮者の移動手段の確保	防災安全課	国分寺市地域防災計画	くらし・環境	リスクコミュニケーション, 官民連携
女性の参画推進啓発	人権平和課	第2次国分寺市男女平等推進行動計画 (第2次国分寺市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画, 国分寺市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画)	地域振興	リスクコミュニケーション
女性の参画と多様性の視点を取り入れた避難所運営の推進	防災安全課	国分寺市地域防災計画, 第2次国分寺市男女平等推進行動計画 (第2次国分寺市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画, 国分寺市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画)	地域振興, くらし・環境	官民連携
住宅復興への取組	防災安全課	国分寺市地域防災計画	くらし・環境	官民連携

別表2 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)ごとの施策一覧

施策名	担当課	関連計画	個別施策分野	横断的分野
防災学習の場の提供【再掲⇒1-5), 2-1), 2-2)】	防災安全課	国分寺市地域防災計画	くらし・環境	リスクコミュニケーション, 人材育成
地域防災リーダーの育成【再掲⇒1-5), 2-1), 2-2)】	防災安全課	国分寺市地域防災計画	くらし・環境	リスクコミュニケーション, 人材育成
避難所等での衛生環境の確保【再掲⇒2-5), 7-5)】	防災安全課, 健康推進課, 環境対策課	国分寺市地域防災計画	くらし・環境	リスクコミュニケーション
保健衛生体制等の整備【再掲⇒2-5), 7-5)】	防災安全課	国分寺市地域防災計画	保健・福祉, くらし・環境	官民連携
感染拡大防止のための隔離措置【再掲⇒2-5), 7-5)】	防災安全課	国分寺市地域防災計画	くらし・環境	官民連携
福祉避難所の設置促進【再掲⇒2-5), 7-5)】	防災安全課	国分寺市地域防災計画	くらし・環境	リスクコミュニケーション, 官民連携
飼い主への啓発【再掲⇒2-5), 7-5)】	環境対策課		くらし・環境	リスクコミュニケーション
2-7)要配慮者への支援の不足等により, 死傷者が増大する事態				
避難行動要支援者の把握と支援	地域共生推進課, 保険年金課, 生活福祉課, 障害福祉課, 高齢福祉課	国分寺市地域防災計画, 国分寺市地域福祉計画, 国分寺市地域福祉計画実施計画	保健・福祉, くらし・環境	リスクコミュニケーション
多言語による情報発信, 外国人支援	人権平和課		地域振興	
情報の多言語化	人権平和課		地域振興, 公共経営	リスクコミュニケーション
市内のバリアフリー化の促進	まちづくり計画課	国分寺市都市計画マスタープラン	保健・福祉, くらし・環境, 公共経営	
救急通報システム	高齢福祉課	国分寺市高齢者保健福祉計画・第7期国分寺市介護保険事業計画	保健・福祉	

別表2 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)ごとの施策一覧

施策名	担当課	関連計画	個別施策分野	横断的分野
避難行動要支援者登録制度の周知【再掲⇒2-2), 4-3), 4-4)】	地域共生推進課	国分寺市地域防災計画	保健・福祉, 暮らし・環境	リスクコミュニケーション, 人材育成
2-8)大規模な火山噴火の降灰により様々な混乱が発生する事態				
火山灰対策の推進	防災安全課	国分寺市地域防災計画	暮らし・環境	官民連携
3-1)防災拠点となる庁舎が被災することによる災害対策機能の機能不全				
新庁舎建設事業	公共施設整備推進室	国分寺市新庁舎建設基本構想, 国分寺市新庁舎建設基本計画	公共経営	老朽化対策
計画的な施設管理	公共施設整備推進室	国分寺市公共施設等総合管理計画, 国分寺市公共施設適正再配置計画, 国分寺市公共施設個別施設計画, 国分寺市学校施設長寿命化計画	公共経営	官民連携, 老朽化対策
新庁舎の仕様に合わせた ICT-BCP の策定	情報管理課	国分寺市情報システム最適化計画	公共経営	
新庁舎建設スケジュールに合わせたサーバールーム構想	情報管理課	国分寺市情報システム最適化計画	公共経営	
災害時の対応強化	防災安全課	国分寺市地域防災計画	暮らし・環境	リスクコミュニケーション, 人材育成
他自治体との連携	防災安全課	国分寺市地域防災計画	暮らし・環境	
庁舎等の被災時における代替場所の確保	防災安全課	国分寺市地域防災計画	暮らし・環境	
防災拠点となる庁舎等における非常電源の確保・充実	防災安全課	国分寺市地域防災計画	暮らし・環境	
エネルギー確保の多様化による庁舎機能の維持	契約管財課	国分寺市地域防災計画	公共経営	
情報通信システムの電源途絶に対する対応検討	情報管理課	国分寺市情報システム最適化計画	公共経営	

別表2 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)ごとの施策一覧

施策名	担当課	関連計画	個別施策分野	横断的分野
防災上重要な市立建築物の耐震化【再掲⇒1-1), 3-2)】	緑と建築課	国分寺市耐震改修促進計画	くらし・環境, 公共経営	老朽化対策
公共建築物における天井の脱落防止対策【再掲⇒1-1), 3-2)】	緑と建築課	国分寺市耐震改修促進計画	くらし・環境, 公共経営	老朽化対策
3-2)市職員・施設等(庁舎除く)の被災による機能の大幅な低下				
業務の効率化	防災安全課	国分寺市地域防災計画	くらし・環境	リスクコミュニケーション, 人材育成
応急活動の長期化による職員の身体的, 精神的な疲労に対するケア体制の検討	職員課	国分寺市人材育成実施計画	公共経営	リスクコミュニケーション, 人材育成
防災上重要な市立建築物の耐震化【再掲⇒1-1), 3-1)】	緑と建築課	国分寺市耐震改修促進計画	くらし・環境, 公共経営	老朽化対策
公共建築物における天井の脱落防止対策【再掲⇒1-1), 3-1)】	緑と建築課	国分寺市耐震改修促進計画	くらし・環境, 公共経営	老朽化対策
災害対応時の感染防止【再掲⇒2-5), 7-5)】	防災安全課	国分寺市地域防災計画	くらし・環境	
計画的な施設管理【再掲⇒3-1)】	公共施設整備推進室	国分寺市公共施設等総合管理計画, 国分寺市公共施設適正再配置計画, 国分寺市公共施設個別施設計画, 国分寺市学校施設長寿命化計画	公共経営	官民連携, 老朽化対策
災害時の対応強化【再掲⇒3-1)】	防災安全課	国分寺市地域防災計画	くらし・環境	リスクコミュニケーション, 人材育成
他自治体との連携【再掲⇒3-1)】	防災安全課	国分寺市地域防災計画	くらし・環境	

別表2 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)ごとの施策一覧

施策名	担当課	関連計画	個別施策分野	横断的分野
庁舎等の被災時における代替場所の確保【再掲⇒3-1)】	防災安全課	国分寺市地域防災計画	くらし・環境	
防災拠点となる庁舎等における非常電源の確保・充実【再掲⇒3-1)】	防災安全課	国分寺市地域防災計画	くらし・環境	
情報通信システムの電源途絶に対する対応検討【再掲⇒3-1), 4-1)】	情報管理課	国分寺市情報システム最適化計画	公共経営	
3-3)被災による治安の悪化, 社会の混乱				
防犯関連団体との連携	防災安全課	国分寺市地域防災計画	くらし・環境	リスクコミュニケーション
災害時の防犯に関する情報提供	防災安全課	第三次国分寺市防犯まちづくり実施計画	くらし・環境	リスクコミュニケーション
共助力強化による地域防災力の向上【再掲⇒1-5), 2-1), 2-2), 4-3), 8-4)】	防災安全課	国分寺市地域防災計画	くらし・環境	リスクコミュニケーション, 人材育成
防災まちづくり推進地区の拡充・支援【再掲⇒1-5), 2-1), 2-2), 4-3), 8-4)】	防災安全課	国分寺市地域防災計画	くらし・環境	リスクコミュニケーション, 人材育成
防犯リーダーの育成【再掲⇒2-2), 8-2), 8-4)】	防災安全課	第三次国分寺市防犯まちづくり実施計画	くらし・環境	リスクコミュニケーション, 人材育成
4-1)防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止				
情報通信機能の耐災害性の強化・高度化等	情報管理課		公共経営	
情報通信手段の多様化	防災安全課	国分寺市地域防災計画	くらし・環境	
情報取得手段の周知	防災安全課	第三次国分寺市防犯まちづくり実施計画	くらし・環境	リスクコミュニケーション
新庁舎の仕様に合わせたICT-BCPの策定【再掲⇒3-1)】	情報管理課	国分寺市情報システム最適化計画	公共経営	

別表2 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)ごとの施策一覧

施策名	担当課	関連計画	個別施策分野	横断的分野
新庁舎建設スケジュールに合わせたサーバールーム構想【再掲⇒3-1】	情報管理課	国分寺市情報システム最適化計画	公共経営	
情報通信システムの電源途絶に対する対応検討【再掲⇒3-1), 3-2】	情報管理課	国分寺市情報システム最適化計画	公共経営	
4-2)テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態				
情報伝達手段の充実	防災安全課	国分寺市地域防災計画	くらし・環境, 公共経営	
公共施設等 Wi - Fi 環境整備事業	防災安全課	国分寺市地域防災計画	くらし・環境	
情報取得手段の周知【再掲⇒4-1), 4-3), 4-4】	防災安全課	第三次国分寺市防犯まちづくり実施計画	くらし・環境	リスクコミュニケーション
4-3)災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態				
災害時のホームページ運用周知	防災安全課	国分寺市地域防災計画	くらし・環境, 公共経営	リスクコミュニケーション
共助力強化による地域防災力の向上【再掲⇒1-5), 2-1), 2-2), 3-3), 8-4】	防災安全課	国分寺市地域防災計画	くらし・環境	リスクコミュニケーション, 人材育成
防災まちづくり推進地区の拡充・支援【再掲⇒1-5), 2-1), 2-2), 3-3), 8-4】	防災安全課	国分寺市地域防災計画	くらし・環境	リスクコミュニケーション, 人材育成
避難行動要支援者登録制度の周知【再掲⇒2-2), 2-7), 4-4】	地域共生推進課	国分寺市地域防災計画	保健・福祉, くらし・環境	リスクコミュニケーション, 人材育成
情報取得手段の周知【再掲⇒4-1), 4-2), 4-4】	防災安全課	第三次国分寺市防犯まちづくり実施計画	くらし・環境	リスクコミュニケーション

別表2 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)ごとの施策一覧

施策名	担当課	関連計画	個別施策分野	横断的分野
4-4)要配慮者の情報獲得手段が限られていることによる重要情報伝達の不備				
避難行動要支援者登録制度の周知【再掲⇒2-2), 2-7), 4-3)】	地域共生推進課	国分寺市地域防災計画	保健・福祉, 暮らし・環境	リスクコミュニケーション, 人材育成
要配慮者の移動手段の確保【再掲⇒2-6)】	防災安全課	国分寺市地域防災計画	暮らし・環境	リスクコミュニケーション, 官民連携
多言語による情報発信, 外国人支援【再掲⇒2-7)】	人権平和課		地域振興	
情報の多言語化【再掲⇒2-7)】	人権平和課		地域振興, 公共経営	リスクコミュニケーション
情報取得手段の周知【再掲⇒4-1), 4-2), 4-3)】	防災安全課	第三次国分寺市防犯まちづくり実施計画	暮らし・環境	リスクコミュニケーション
5-1)エネルギー供給, 流通機能の麻痺による地域経済活動の停滞				
事業者の事業継続計画(BCP)の策定促進	経済課	国分寺市地域産業活性化プラン	地域振興	リスクコミュニケーション, 官民連携
中小企業の事業継続力強化支援	経済課	国分寺市地域産業活性化プラン	地域振興	リスクコミュニケーション, 官民連携
先進的な防災技術・製品の实用化支援	経済課	国分寺市地域産業活性化プラン	地域振興	官民連携, 研究開発
エネルギー供給事業者等との連携強化	防災安全課	国分寺市地域防災計画	暮らし・環境	リスクコミュニケーション, 官民連携
緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の促進【再掲⇒1-1), 2-1), 2-2), 2-4), 5-2), 6-3), 7-2)】	建築指導課	国分寺市耐震改修促進計画	暮らし・環境	老朽化対策
道路整備の推進【再掲⇒1-2), 2-1), 2-2), 2-4), 5-2), 6-3), 7-2)】	建設事業課	国分寺市都市計画マスタープラン, 東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)	暮らし・環境	

別表2 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)ごとの施策一覧

施策名	担当課	関連計画	個別施策分野	横断的分野
計画的かつ効率的な道路整備の促進【再掲⇒1-2), 2-1), 2-2), 2-4), 5-2), 6-3), 7-1), 7-2)】	まちづくり計画課	国分寺市都市計画マスタープラン, 東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)	くらし・環境	
無電柱化の推進【再掲⇒2-1), 2-2), 2-4), 5-2), 6-3), 7-2)】	建設事業課		くらし・環境	
緊急輸送道路の機能確保【再掲⇒2-1), 2-2), 2-4), 5-2), 6-3)】	道路管理課	国分寺市公共施設等総合管理計画, 国分寺市都市計画マスタープラン, 橋りょう長寿命化修繕計画	くらし・環境	官民連携, 老朽化対策
橋りょうの維持管理の推進【再掲⇒2-1), 2-2), 2-4), 5-2), 6-3)】	建設事業課, 道路管理課	国分寺市地域防災計画, 橋りょう長寿命化修繕計画	くらし・環境	老朽化対策
エネルギー確保の多様化による都市機能の維持【再掲⇒2-1), 6-1)】	まちづくり計画課	第二次国分寺市環境基本計画, 第二次国分寺市環境基本計画実施計画(中期), 国分寺市地域防災計画	くらし・環境, 公共経営	
5-2)地域交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響				
緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の促進【再掲⇒1-1), 2-1), 2-2), 2-4), 5-1), 6-3), 7-2)】	建築指導課	国分寺市耐震改修促進計画	くらし・環境	老朽化対策
道路整備の推進【再掲⇒1-2), 2-1), 2-2), 2-4), 5-1), 6-3), 7-2)】	建設事業課	国分寺市都市計画マスタープラン, 東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)	くらし・環境	
計画的かつ効率的な道路整備の促進【再掲⇒1-2), 2-1), 2-2), 2-4), 5-1), 6-3), 7-1), 7-2)】	まちづくり計画課	国分寺市都市計画マスタープラン, 東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)	くらし・環境	

別表2 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)ごとの施策一覧

施策名	担当課	関連計画	個別施策分野	横断的分野
無電柱化の推進 【再掲⇒2-1), 2-2), 2-4), 5-1), 6-3), 7-2)】	建設事業課		くらし・環境	
緊急輸送道路の機能確保【再掲⇒2-1), 2-2), 2-4), 5-1), 6-3)】	道路管理課	国分寺市公共施設等総合管理計画, 国分寺市都市計画マスタープラン, 橋りょう長寿命化修繕計画	くらし・環境	官民連携, 老朽化対策
橋りょうの維持管理の推進【再掲⇒2-1), 2-2), 2-4), 5-1), 6-3)】	建設事業課, 道路管理課	国分寺市地域防災計画, 橋りょう長寿命化修繕計画	くらし・環境	老朽化対策
5-3)食料等の安定供給の停滞				
物資供給体制の確保【再掲⇒2-1)】	防災安全課	国分寺市地域防災計画	くらし・環境	官民連携
6-1)電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止				
エネルギー確保の多様化による都市機能の維持【再掲⇒2-1), 5-1)】	まちづくり計画課	第二次国分寺市環境基本計画, 第二次国分寺市環境基本計画実施計画(中期), 国分寺市地域防災計画	くらし・環境, 公共経営	
再生可能エネルギーの導入・創エネルギーの推進【再掲⇒2-1)】	まちづくり計画課	第二次国分寺市環境基本計画, 第二次国分寺市環境基本計画実施計画(中期), 第四次国分寺市地球温暖化防止行動計画(市役所版)	くらし・環境	
交通の安全と円滑化【再掲⇒2-2), 6-3), 7-2)】	道路管理課	国分寺市公共施設等総合管理計画	くらし・環境, 公共経営	官民連携

別表2 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)ごとの施策一覧

施策名	担当課	関連計画	個別施策分野	横断的分野
6-2)上下水道の長期間にわたる機能停止				
下水道管施設の強化	下水道課	国分寺市公共施設等総合管理計画, 国分寺市公共下水道事業計画(多摩川流域北多摩一号処理区関連), 国分寺市公共下水道事業計画(多摩川流域北多摩二号処理区関連), スtockマネジメント実施方針	くらし・環境, 公共経営	老朽化対策
災害時等の下水道施設の確保	下水道課	国分寺市公共施設等総合管理計画, 国分寺市公共下水道事業計画(多摩川流域北多摩一号処理区関連), 国分寺市公共下水道事業計画(多摩川流域北多摩二号処理区関連), スtockマネジメント実施方針	くらし・環境, 公共経営	
応急給水体制の整備【再掲⇒2-1)】	防災安全課	国分寺市地域防災計画	くらし・環境	リスクコミュニケーション
むかしの井戸の整備・管理【再掲⇒2-1)】	防災安全課	国分寺市地域防災計画	くらし・環境	リスクコミュニケーション
下水道施設の強化【再掲⇒2-5)】	下水道課	国分寺市公共施設等総合管理計画, 国分寺市公共下水道事業計画(多摩川流域北多摩一号処理区関連), 国分寺市公共下水道事業計画(多摩川流域北多摩二号処理区関連), スtockマネジメント実施方針	くらし・環境, 公共経営	老朽化対策

別表2 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)ごとの施策一覧

施策名	担当課	関連計画	個別施策分野	横断的分野
避難所等の下水道施設の耐震化【再掲⇒2-5)】	下水道課	国分寺市公共施設等総合管理計画, 国分寺市公共下水道事業計画(多摩川流域北多摩一号処理区関連), 国分寺市公共下水道事業計画(多摩川流域北多摩二号処理区関連), ストックマネジメント実施方針	くらし・環境, 公共経営	
6-3)地域交通ネットワークが分断する事態				
凍結防止剤の配備	道路管理課	国分寺市公共施設等総合管理計画	くらし・環境, 公共経営	
マンホール浮上の抑制	下水道課	国分寺市公共施設等総合管理計画, 国分寺市公共下水道事業計画(多摩川流域北多摩一号処理区関連), 国分寺市公共下水道事業計画(多摩川流域北多摩二号処理区関連), ストックマネジメント実施方針	くらし・環境, 公共経営	
緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の促進【再掲⇒1-1), 2-1), 2-2), 2-4), 5-1), 5-2), 7-2)】	建築指導課	国分寺市耐震改修促進計画	くらし・環境	老朽化対策
道路整備の推進【再掲⇒1-2), 2-1), 2-2), 2-4), 5-1), 5-2), 7-2)】	建設事業課	国分寺市都市計画マスタープラン, 東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)	くらし・環境	
計画的かつ効率的な道路整備の促進【再掲⇒1-2), 2-1), 2-2), 2-4), 5-1), 5-2), 7-1), 7-2)】	まちづくり計画課	国分寺市都市計画マスタープラン, 東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)	くらし・環境	

別表2 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)ごとの施策一覧

施策名	担当課	関連計画	個別施策分野	横断的分野
無電柱化の推進 【再掲⇒2-1), 2-2), 2-4), 5-1), 5-2), 7-2)】	建設事業課		くらし・環境	
緊急輸送道路の機能確保【再掲⇒2-1), 2-2), 2-4), 5-1), 5-2)】	道路管理課	国分寺市公共施設等総合管理計画, 国分寺市都市計画マスタープラン, 橋りょう長寿命化修繕計画	くらし・環境	官民連携, 老朽化対策
橋りょうの維持管理の推進【再掲⇒2-1), 2-2), 2-4), 5-1), 5-2)】	建設事業課, 道路管理課	国分寺市地域防災計画, 橋りょう長寿命化修繕計画	くらし・環境	老朽化対策
交通の安全と円滑化【再掲⇒2-2), 6-1), 7-2)】	道路管理課	国分寺市公共施設等総合管理計画	くらし・環境, 公共経営	官民連携
7-1)地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生				
家具類の転倒・落下・移動防止, ガラス等の飛散防止等の対策【再掲⇒1-1), 1-2)】	防災安全課	国分寺市地域防災計画	くらし・環境	リスクコミュニケーション
木造住宅密集地域等の解消【再掲⇒1-1), 1-2)】	まちづくり計画課	国分寺市まち・ひと・しごと創生総合戦略, 国分寺市都市計画マスタープラン, 国分寺市住宅マスタープラン	くらし・環境	老朽化対策
通電火災の防止, 普及啓発【再掲⇒1-2)】	防災安全課		くらし・環境	リスクコミュニケーション
防火地域・準防火地域の指定【再掲⇒1-2)】	まちづくり計画課	国分寺市都市計画マスタープラン, 国分寺市住宅マスタープラン	くらし・環境	老朽化対策
計画的かつ効率的な道路整備の促進【再掲⇒1-2), 2-1), 2-2), 2-4), 5-1), 5-2), 6-3), 7-2)】	まちづくり計画課	国分寺市都市計画マスタープラン, 東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)	くらし・環境	

別表2 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)ごとの施策一覧

施策名	担当課	関連計画	個別施策分野	横断的分野
7-2)沿線・沿道の建築物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺				
災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化	防災安全課	国分寺市地域防災計画	くらし・環境	官民連携
被災建築物の応急危険度判定の体制整備	建築指導課	国分寺市耐震改修促進計画		リスクコミュニケーション, 人材育成
緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の促進【再掲⇒1-1), 2-1), 2-2), 2-4), 5-1), 5-2), 6-3)】	建築指導課	国分寺市耐震改修促進計画	くらし・環境	老朽化対策
道路整備の推進【再掲⇒1-2), 2-1), 2-2), 2-4), 5-1), 5-2), 6-3)】	建設事業課	国分寺市都市計画マスタープラン, 東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)	くらし・環境	
計画的かつ効率的な道路整備の促進【再掲⇒1-2), 2-1), 2-2), 2-4), 5-1), 5-2), 6-3), 7-1)】	まちづくり計画課	国分寺市都市計画マスタープラン, 東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)	くらし・環境	
無電柱化の推進【再掲⇒2-1), 2-2), 2-4), 5-1), 5-2), 6-3)】	建設事業課		くらし・環境	
交通の安全と円滑化【再掲⇒2-2), 6-1), 6-3)】	道路管理課	国分寺市公共施設等総合管理計画	くらし・環境, 公共経営	官民連携
7-3)有害物質が大規模拡散・流出する事態				
特定化学物質の使用量等の把握	環境対策課		くらし・環境	リスクコミュニケーション
空間放射線量などの測定	環境対策課		くらし・環境	リスクコミュニケーション
建築物のアスベスト飛散防止対策の促進	建築指導課		くらし・環境	

別表2 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)ごとの施策一覧

施策名	担当課	関連計画	個別施策分野	横断的分野
7-4)農地・森林等の荒廃による被害拡大				
都市農地保全の推進	経済課, まちづくり計画課	第三次国分寺市農業振興計画, 第二次国分寺市環境基本計画, 第二次国分寺市環境基本計画実施計画(中期), 国分寺市緑の基本計画 2011, 国分寺市緑の基本計画・実施計画	地域振興, ぐらし・環境	官民連携
防災活動と連動した農地の防災機能に対する理解の促進	防災安全課	国分寺市地域防災計画	ぐらし・環境	リスクコミュニケーション
7-5)感染症がまん延する状況下において, 地震などの災害が発生し, 感染が拡大する事態				
感染防止に資する避難行動の周知	防災安全課	国分寺市地域防災計画	ぐらし・環境	リスクコミュニケーション
避難所の量的確保【再掲⇒2-5)】	防災安全課	国分寺市地域防災計画	ぐらし・環境	官民連携
避難所等での衛生環境の確保【再掲⇒2-5), 2-6)】	防災安全課, 健康推進課, 環境対策課	国分寺市地域防災計画	ぐらし・環境	リスクコミュニケーション
保健衛生体制等の整備【再掲⇒2-5), 2-6)】	防災安全課	国分寺市地域防災計画	保健・福祉, ぐらし・環境	官民連携
感染拡大防止のための隔離措置【再掲⇒2-5), 2-6)】	防災安全課	国分寺市地域防災計画	ぐらし・環境	官民連携
災害対応時の感染防止【再掲⇒2-5), 3-2)】	防災安全課	国分寺市地域防災計画	ぐらし・環境	
福祉避難所の設置促進【再掲⇒2-5), 2-6)】	防災安全課	国分寺市地域防災計画	ぐらし・環境	リスクコミュニケーション, 官民連携
飼い主への啓発【再掲⇒2-5), 2-6)】	環境対策課		ぐらし・環境	リスクコミュニケーション
8-1)大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態				
がれき処理マニュアルの策定	環境対策課	国分寺市一般廃棄物処理基本計画, 国分寺市地域防災計画	ぐらし・環境	

別表2 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)ごとの施策一覧

施策名	担当課	関連計画	個別施策分野	横断的分野
震災廃棄物の支援体制構築	環境対策課	国分寺市一般廃棄物処理基本計画, 国分寺市地域防災計画	くらし・環境	官民連携
災害廃棄物処理体制強化	環境対策課	国分寺市一般廃棄物処理基本計画, 国分寺市地域防災計画, (仮称)リサイクルセンター施設整備基本計画	くらし・環境	
8-2)復興を支える人材等(専門家, コーディネーター, 労働者, 地域に精通した技術者等)の不足, より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態				
ボランティア受入体制の整備	防災安全課	国分寺市地域防災計画	くらし・環境	リスクコミュニケーション, 人材育成, 官民連携
家屋被害状況調査の体制整備	防災安全課	国分寺市地域防災計画	くらし・環境	
迅速な都市復興への取組の強化	まちづくり計画課	国分寺市地域防災計画	くらし・環境	リスクコミュニケーション
防犯リーダーの育成【再掲⇒2-2), 3-3), 8-4)】	防災安全課	第三次国分寺市防犯まちづくり実施計画	くらし・環境	リスクコミュニケーション, 人材育成
住宅復興への取組【再掲⇒2-6)】	防災安全課	国分寺市地域防災計画	くらし・環境	官民連携
8-3)事業用地の確保, 仮設住宅, 仮店舗, 仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態				
都市再生地籍調査	道路管理課		くらし・環境	
住宅対策(応急仮設住宅の整備)	スポーツ振興課, 緑と建築課	国分寺市スポーツ推進計画, 国分寺市緑の基本計画 2011, 国分寺市地域防災計画	地域振興, くらし・環境	老朽化対策
震災復興マニュアルの策定等の推進	政策経営課	国分寺市地域防災計画	くらし・環境	
住宅対策(既存ストックの修繕)	契約管財課		くらし・環境	老朽化対策
迅速な都市復興への取組の強化【再掲⇒8-2), 8-4)】	まちづくり計画課	国分寺市地域防災計画	くらし・環境	リスクコミュニケーション
8-4)地域コミュニティの崩壊や地域コミュニティの防災活動が行われないこと等により復旧・復興が大幅に遅れる事態				
地域コミュニティの維持	協働コミュニティ課		くらし・環境	リスクコミュニケーション

別表2 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)ごとの施策一覧

施策名	担当課	関連計画	個別施策分野	横断的分野
共助力強化による地域防災力の向上【再掲⇒1-5), 2-1), 2-2), 3-3), 4-3)】	防災安全課	国分寺市地域防災計画	くらし・環境	リスクコミュニケーション, 人材育成
防災まちづくり推進地区の拡充・支援【再掲⇒1-5), 2-1), 2-2), 3-3), 4-3)】	防災安全課	国分寺市地域防災計画	くらし・環境	リスクコミュニケーション, 人材育成
防犯リーダーの育成【再掲⇒2-2), 3-3), 8-2)】	防災安全課	第三次国分寺市防犯まちづくり実施計画	くらし・環境	リスクコミュニケーション, 人材育成
迅速な都市復興への取組の強化【再掲⇒8-2), 8-3)】	まちづくり計画課	国分寺市地域防災計画	くらし・環境	リスクコミュニケーション
8-5)貴重な歴史文化財や環境的資源の喪失				
史跡等の周辺地区内におけるブロック塀の生け垣化の推進	緑と建築課	史跡武蔵国分寺跡周辺地区まちづくり計画	子ども・学び・文化, くらし・環境	
文化財の防災対策の推進	ふるさと文化財課	国指定史跡武蔵国分寺跡附東山道武蔵路跡保存管理計画(第2次), 市内文化財総合調査計画, 国分寺市地域防災計画	子ども・学び・文化	リスクコミュニケーション, 人材育成, 老朽化対策
文化財・観光資源の早期復旧	ふるさと文化財課	国指定史跡武蔵国分寺跡附東山道武蔵路跡保存管理計画(第2次), 市内文化財総合調査計画, 国分寺市地域防災計画	子ども・学び・文化	官民連携

用語解説

用語解説

☞ エイドステーション

災害時に地域赤十字奉仕団等により主要道路に設置される簡易な休憩所のこと。帰宅する人々に交通等の情報、飲料水やトイレを提供する。国分寺市では、国分寺市赤十字奉仕団が窪東公園内に設置する。

☞ エリアマネジメント

地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取組のこと。

☞ 延焼遮断帯

震災等による火災時に延焼を防ぐため、道路、鉄道、河川等の整備及びその周辺の建物の不燃化により形成される空間。

☞ 応急危険度判定

地震直後の余震等による被災建築物の倒壊などから生じる二次災害を防止するため、発災後できるだけ早く建築物の被害状況を調査し、その建築物の使用可否を応急的に判定すること。

☞ 感震ブレーカー

一定以上の揺れを感知したときに、漏電ブレーカーやコンセントなどを操作し、通電を自動的に遮断する器具のこと。

☞ グリーンインフラ

緑、水、土、生物等の自然環境。また、それらが有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組のこと。

☞ コージェネレーション

エンジンやタービン等で発電しながら、その時に出る排熱も活用することで、エネルギーを効率的に運用すること。

☞ 災害時帰宅支援ステーション

災害時に徒歩での帰宅が困難な方への支援として、水道水、トイレ、災害情報の提供を行う施設のこと。都立学校の他、都と協定を締結したコンビニエンスストアやガソリンスタンド等がある。

☞ 三層の活動体制

災害時に、情報連絡、救護・救助、物資配給などを迅速かつ的確に行うため、市災害対策本部、地区防災センター、地区本部の3つの拠点を通して、行政と市民が協力し合う活動体制のこと。

☞ 冗長化

システム障害に備えて、システム等の予備を配置・運用することで、障害発生後でもシステム全体の機能を維持できるようにしておくこと。

☞ スtockマネジメント

長期的な視点で下水道施設全体の老朽化具合を考慮し、優先順位を付けた上で施設の点検調査、修繕及び改築を行い、計画的かつ効率的な施設の維持管理をすること。

☞ 性的マイノリティ

「出生時に判定された性別と性自認が一致し、かつ性的指向は異性」というパターンに当てはまらない人々のこと。

☞ 創エネルギー

エネルギー消費を節約するだけに留まらず、再生可能エネルギーやコージェネレーション機器を利用して積極的にエネルギーを創り出すという考え方。

☞ 地区防災計画

自治会等において自発的に策定する、その地区の特性に応じた、継続的に実行可能な防災活動計画のこと。本計画に基づき、平常時の訓練や災害時の活動を行う。

☞ 地区防災センター

地震等により家屋に被害を受けた方又は現に被害を受けるおそれのある方を一時的に受け入れるために開設する学校のこと。市立小中学校 15 か所、都立国分寺高校、東京経済大学を指定。

☞ 地区本部

自治会等が公園等に自主的に設置する災害時における地域の活動拠点のこと。安否確認や被災状況、物資要望等の情報収集や救護救助、在宅避難者支援等の活動を行う。

☞ 通電火災

地震の揺れに伴う電気機器からの出火や、地震による停電の復旧後、屋内外の電気系統の断線個所のショートなどにより発生する火災のこと。

☞ データバックアップ方式

業務で作成した情報資産を遠隔地等に複製しておく方式。後述のレプリケーション方式に比べて安価な場合が多いが、復旧に時間を要することが想定される。

☞ 道路啓開

緊急車両等の通行のため、早急に最低限の瓦礫処理を行い、簡易な段差修正等により救援ルートを開けること。

☞ 特定緊急輸送道路沿道建築物

特定緊急輸送道路（五日市街道、府中街道、市役所通りの一部）に接する建築物のうち、昭和 56 年 5 月以前に建築された建物で、都条例で定める高さ以上のもの。

☞ 特定天井

人が日常利用する場所に設置されている吊り天井で、次の 3 つの条件に該当するもの。①天井の高さが 6 m 超 ②面積が 200 m² 超 ③質量が 2 kg/m² 超

☞ 土砂災害警戒区域

土砂災害が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、警戒避難体制を特に整備すべき区域。

☞ 土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあるため、一定の開発行為の制限及び建築物の構造の規制をすべき区域。

☞ 内水氾濫

公共下水道により雨水を排水できる区域において一時的に大量の降雨が生じた場合に、下水道や河川などに雨水を排水できないことで建物や土地が浸水すること。

☞ 二次避難所

災害時に、地区防災センターでの避難生活が困難な、医療や介護を要する要配慮者を受け入れる施設のこと。地域センターや公民館、市立保育園等を指定。

☞ 避難行動要支援者登録制度

災害時に自力での避難が困難な方を対象に、市災害対策本部及び地域の支援者（民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会など）が安否確認や避難の支援等を行うための名簿登録制度のこと。

☞ 表層地盤増幅率

地表面近くに堆積した地層の地震時の揺れの大きさを数値化したもの。数値が大きいほど地盤が弱く揺れは大きくなる。

☞ 福祉避難所

高齢者や障害者などの要配慮者の方にきめ細かな支援を行うため、協定に基づき、災害発生時に民間社会福祉施設等に要配慮者の受入れについて協力を要請し、開設する施設のこと。

☞ 防火地域・準防火地域

都市計画法において、市街地における火災の危険を防除するため定める地域のこと。建築物等の構造や建材等に対する具体的な制限を規定している。

☞ 防災まちづくり推進地区

防災まちづくりを通じて地域社会の安全や防災力の向上、市民主体の防災環境づくりなどを行うことを目的に、市が指定し協定を締結した自治会等のこと。

☞ 木造住宅密集地域

道路や公園などの都市基盤が不十分なことに加え、老朽化した木造建築物が多く、地震や火事などに際し大きな被害が想定される地域。

☞ やさしい日本語

通常の日本語よりも平易で、外国人にもわかりやすい日本語のこと。地震などの災害が起こったとき、日本語に不慣れな外国人へ情報を伝達するのに有効。

☞ ユニバーサルデザイン

性別や年齢、障害の有無などにかかわらず、すべての人が安全で快適に利用できるように製品やサービス、建造物、生活空間などをデザインするという考え方。

☞ リスクコミュニケーション

あるリスクについて関係者間で情報を共有し、意見や情報の交換を通じて意思疎通や相互理解を図ること。

☞ レプリケーション方式

業務で利用している情報システムについて、遠隔地等に複製を用意し、情報資産を常に同期させておく方式。高価だが早期の復旧が期待できる。

☞ BCP

Business Continuity Plan の略。災害時に、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先すべき業務（非常時優先業務）等をあらかじめ定めた計画のこと。

☞ DR システム

Disaster Recovery System の略。災害時に情報システムの復旧を目的としたシステムのこと。

☞ ICT

Information and Communication Technology の略。情報処理及び情報通信などのコンピュータやネットワークに関連する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称。

☞ ICT-BCP

災害時に自庁舎が被災しても ICT 資源を利用できるよう、また、利用できない場合は速やかに復旧できるよう準備しておき、応急業務の実効性や通常業務の継続性を確保する計画のこと。

☞ SDGs

Sustainable Development Goals の略。地球上の「誰一人取り残さない」ために平成 27 年 9 月に国連サミットで採択された、令和 12 年を達成期限とする世界共通の目標。17 のゴールと 169 のターゲットで構成。

☞ Wi-Fi

Wireless Fidelity の略。コンピュータやスマートフォンなどの端末を、物理的なケーブルを使わず無線でネットワークにつなげてデータをやり取りする技術のこと。

国分寺市国土強靱化地域計画

発行日 令和3年4月

編集・発行

国分寺市総務部防災安全課

〒185-8501 国分寺市戸倉一丁目6番地1

電話 042-325-0111（内線 220）

FAX 042-326-3624

